

第3期
遊佐町子ども・子育て支援事業計画
(最終案)

令和7年 3月

遊 佐 町

目次

I	計画の概要	1
1.	計画策定の趣旨	1
(1)	計画の狙い・目的	1
(2)	子ども・子育て支援をめぐる国の動向	1
2.	計画の位置付け	4
3.	計画の期間	4
4.	計画の策定方法	5
(1)	子ども・子育て会議による協議	5
(2)	庁内関係課による協議	5
(3)	ニーズ調査の実施	5
(4)	パブリックコメントの実施	5
II	本町の子どもを取り巻く状況	6
1.	各種のデータからみた本町の状況	6
(1)	人口の状況	6
(2)	人口動態の状況	8
(3)	世帯の状況	9
(4)	女性の年齢階層別労働力率の推移	10
(5)	保育や教育の状況	11
2.	教育・保育事業の実施状況	14
(1)	教育・保育事業	14
(2)	地域子ども・子育て支援事業	16
3.	第2期計画記載事業の進捗状況	20
(1)	施策・事業の実施状況	20
(2)	施策・事業の進捗評価	20
(3)	施策・事業の今後の取組方向	21
4.	ニーズ調査結果のポイント	22
(1)	就学前児童保護者調査	22
(2)	小学生保護者調査	35
(3)	ニーズ調査結果からみた施策課題	45
III	計画の基本的な方向	46
1.	基本理念	46
2.	基本目標	46
3.	計画推進の考え方	48
(1)	子ども・子育て支援事業計画に対する考え方	48
(2)	次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方	49
(3)	母子保健計画に対する考え方	49
4.	施策の体系	50
IV	施策の展開	51
基本目標1	地域における子育て支援の充実	51
(1)	子育て支援のネットワークづくり	51
(2)	児童の居場所づくり	52
(3)	世代間交流の推進	53
基本目標2	親と子の健康の確保及び増進	54
(1)	切れ目ない妊産婦への保健対策	54
(2)	親が主体性を持ち、安心して子育てができる環境づくり	56

(3) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	58
(4) 小児医療の充実	60
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	61
(1) 家庭・地域の教育力の向上、次代の親の育成	61
(2) 学校の教育環境の整備	63
(3) メディアコントロールとネットモラルの啓蒙	65
基本目標4 子どもの安全の確保と安心して子育てができる生活環境の整備	66
(1) 生活環境の整備	66
(2) 安全教育及び防犯対策の推進	68
(3) 被害を受けた子どもの保護対策	69
基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進	70
(1) 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備	70
(2) 多様な働き方に対応した子育て支援の推進	70
基本目標6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進	71
(1) 子ども虐待防止対策の充実	71
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	72
(3) 障がい児施策の充実	73
V 子ども・子育て支援事業の確保の方策	74
1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策	74
(1) 教育と保育の量の見込み	74
(2) 教育と保育の確保策	74
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策	77
3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	81
(1) 認定こども園の普及	81
(2) 就学前児童の教育・保育の質の向上	81
(3) 放課後児童対策	81
VI 計画の推進体制	82
1. 進捗評価の体制	82
(1) 子ども・子育て会議の設置	82
(2) 庁内体制の整備	82
2. 計画推進に向けた連携体制の構築	82
(1) 町民との協働体制の構築	82
(2) 関係機関等との連携・協働	82
(3) 計画の周知	82
3. 計画の進行管理の仕組み	83
(1) 計画の内容と実施状況の公表	83
(2) 計画の進行管理	83
資料編	84
1. 遊佐町子ども・子育て会議 設置条例	84
2. 遊佐町子ども・子育て会議 委員名簿	86

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の狙い・目的

子ども・子育て支援事業計画は、就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定するものです。

本町では、令和2年3月（令和5年3月に一部改訂）に「第2期 遊佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然として高く、さらに働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が今後は重要になるものと思われます。

また令和5年には「こども基本法」が施行されるなど、子どもや子育て支援を取り巻く状況も変化してきています。

このほか、令和6年4月にはこども家庭センターが健康福祉課健康支援係に設置され子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を一体化し妊娠期、出産、子育て期まですべての妊産婦と子ども、保護者を包括的に支援していくことになりました。

そこで、この計画では引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、母子保健計画を包含し「第3期遊佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

国では、令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すという基本方針が示されました。

これを受けて、令和5年には「こども基本法」が施行され、あわせて「こども大綱」が策定されています。

(こども大綱が目指す社会)

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

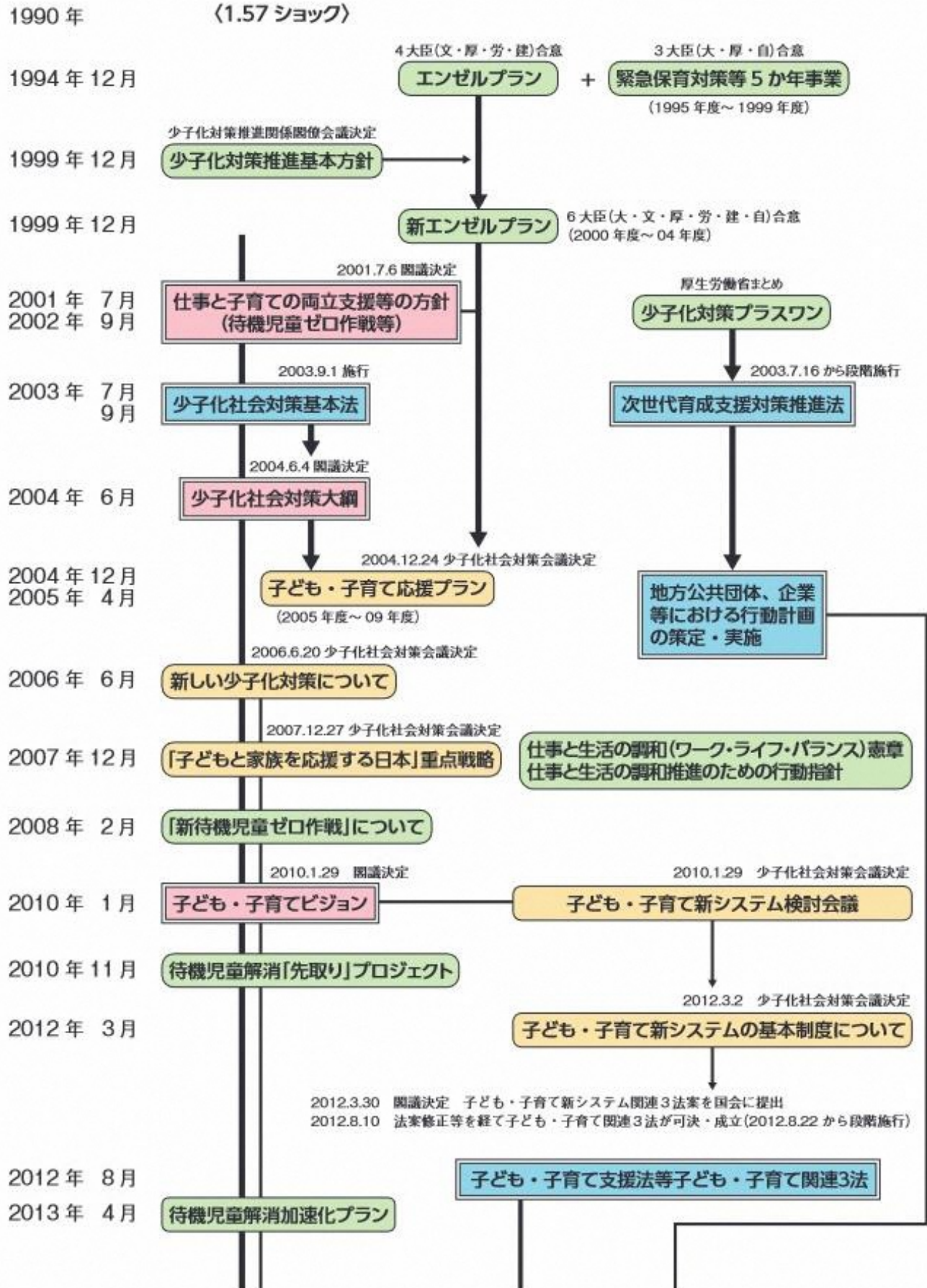
「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

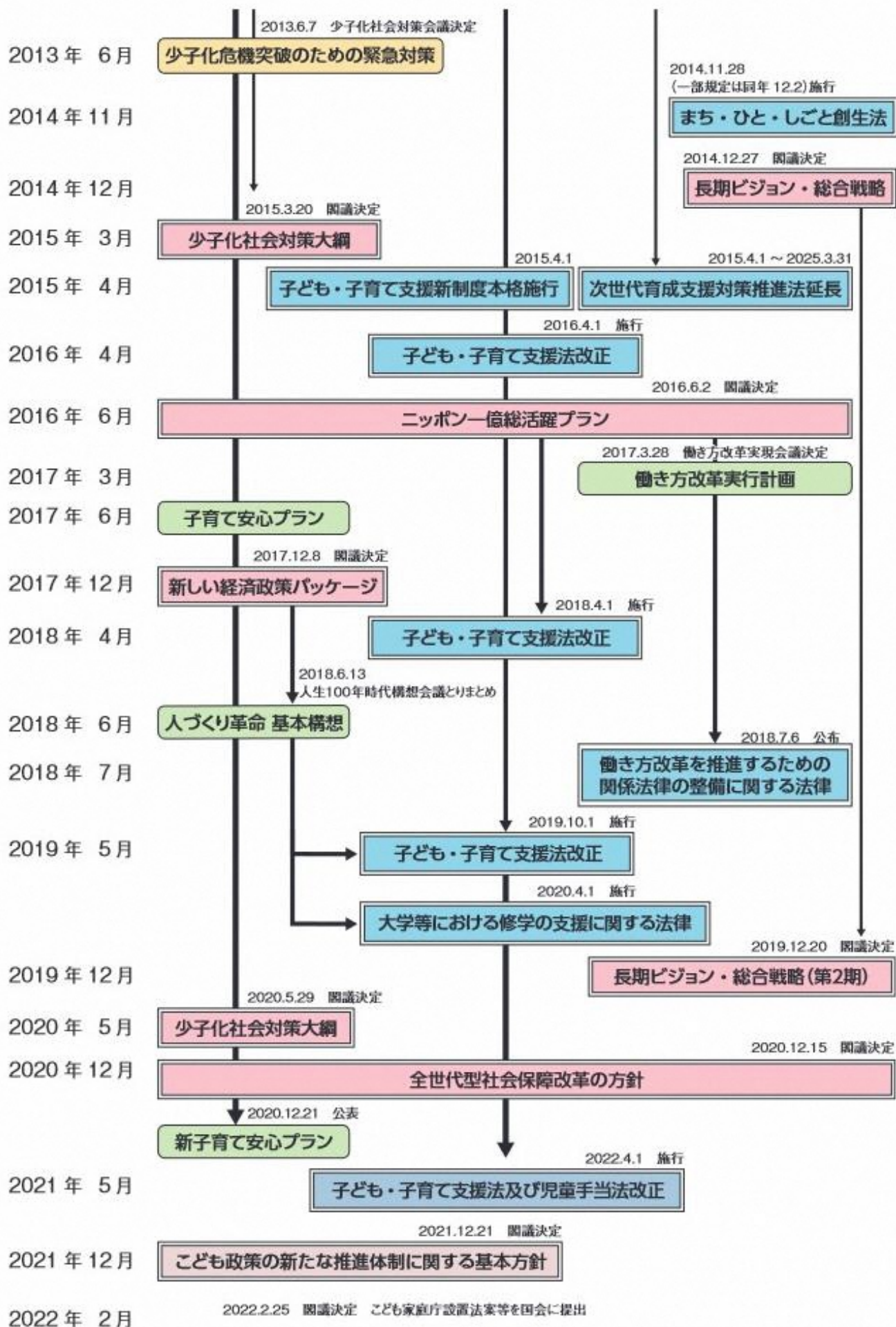
こども基本法10条において、市町村は国が定める「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を策定するよう努めることとされています。

国は「市町村こども計画」について、「子ども・子育て支援法」に基づいて各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定可能としており、本町においてはこども大綱の考え方を踏まえつつ、次世代育成支援行動計画と母子保健計画を含めた別個の計画として、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

【国の制度の動向】

 法律
 閣議決定
 少子化社会対策会議決定
 上記以外の決定等

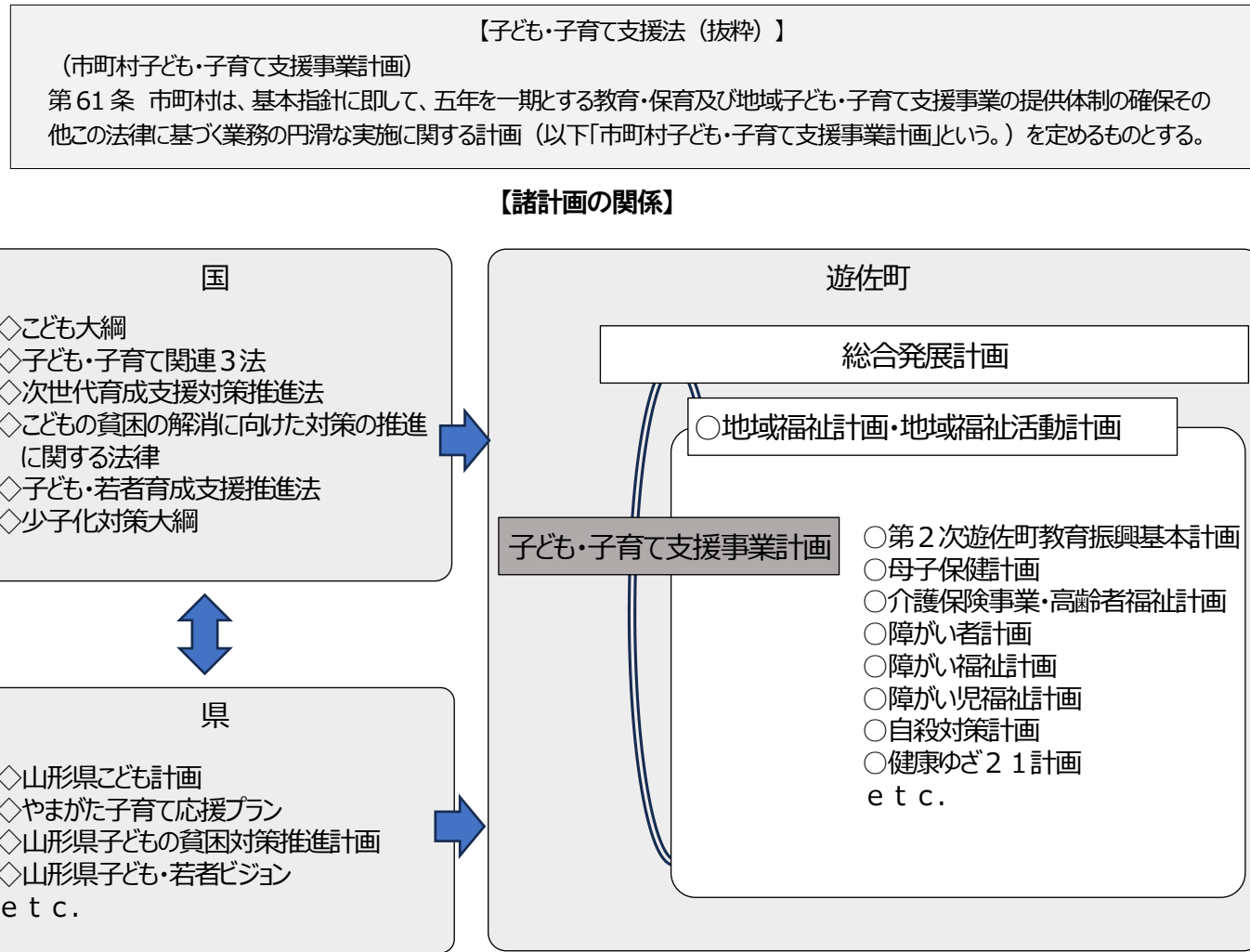




2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

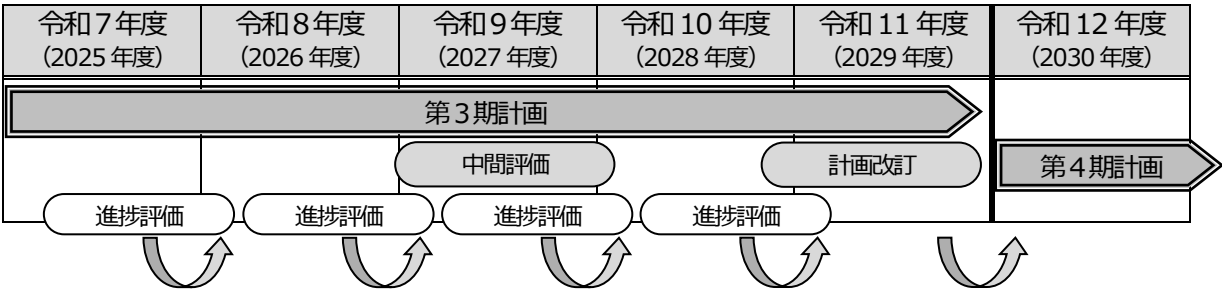
町の基本方針に関する上位計画である「遊佐町総合発展計画（第 8 次振興計画）」や福祉分野の上位計画である「遊佐町地域福祉計画（第 4 期）」及び「第 3 期地域福祉活動計画」、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。



3. 計画の期間

令和 7 ～ 11 年度（2025 ～ 2029 年度）の 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、関係課で協議し、計画内容の調整を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

<調査概要>

① 調査期間

令和6年2月

② 調査方法

種別	調査方法
認定こども園、幼稚園、届出保育所等を利用している世帯	各園での直接配布・回収
上記以外で就学前児童のいる世帯	郵送による配布・回収
小学生のいる世帯	小学校での直接配布・回収

③ 回収状況

種別	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	370件	245件	239件	64.6%
小学生保護者調査	430件	305件	302件	70.2%

※回収数のうち、回答のない白票や回収締め切り後に到着した分を無効票として除外したものを有効回収数として集計を行っています。

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

<実施概要>

① 意見募集期間

令和7年1月15日から1月31日まで

② 公開場所

遊佐町健康福祉課、町ホームページ、生涯学習センター、子どもセンター、各地区まちづくりセンター

③ 提出された意見の件数

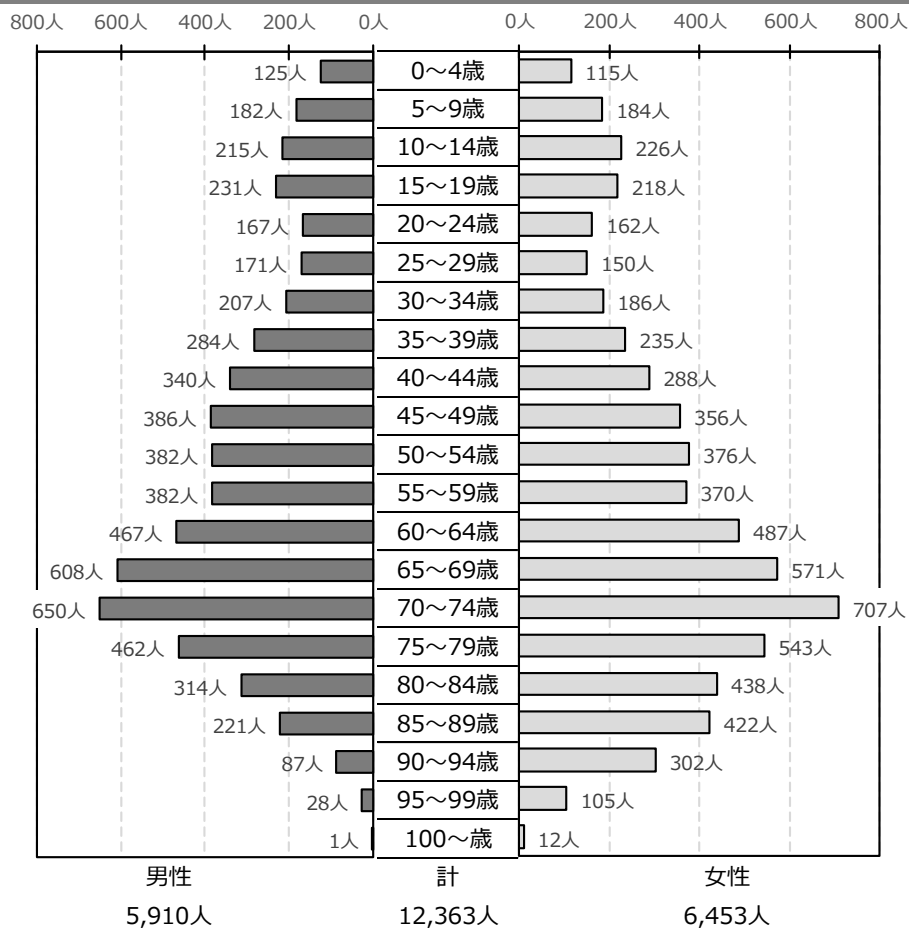
7件（意見提出者1人）

Ⅱ 本町の子どもを取り巻く状況

1. 各種のデータからみた本町の状況

(1) 人口の状況

1) 人口ピラミッド



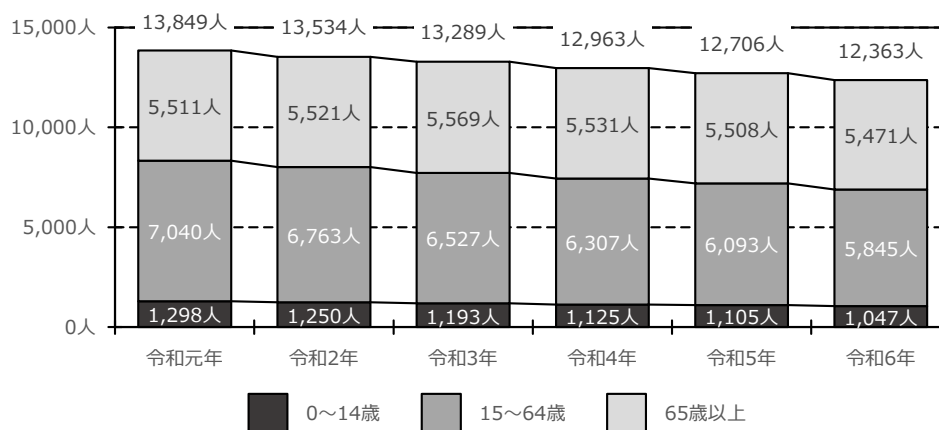
資料：令和6年4月1日現在、住民基本台帳

令和6年4月1日現在の人口の状況をみると、総数は12,363人で、男性は5,910人、女性は6,453人と女性人口の方が男性人口よりも多くなっています。

男女とも70～74歳がもっとも多く、より若くなるにつれて人口は概ね徐々に減少しています。

10～14歳、15～19歳は20代よりも多くなっていますが、10歳未満の層では年齢が若いほど人口は少なくなっています。

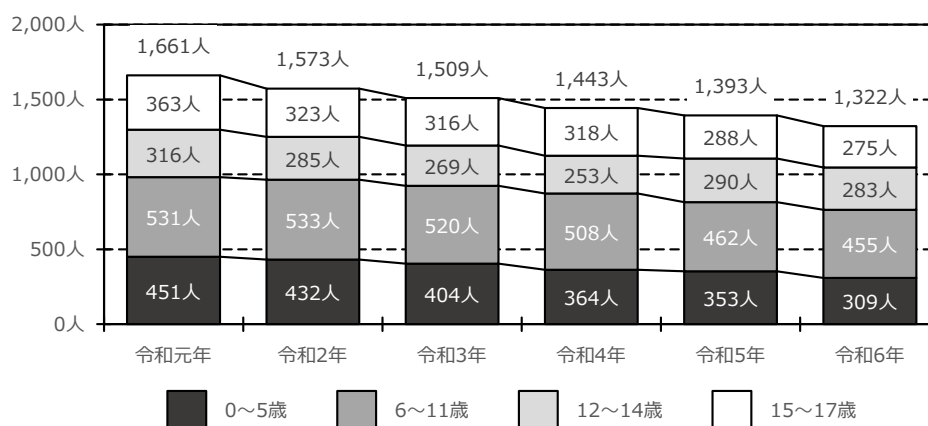
2) 年齢3区分別人口の推移



資料：各年4月1日現在、住民基本台帳

令和元年からの人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年には12,363人となっています。65歳以上も令和3年の5,569人以降減少に転じており、0～14歳、15～64歳は減少傾向のまま推移しています。

3) 18歳未満人口の推移



資料：各年4月1日現在、住民基本台帳

18歳未満人口も減少傾向にあり、令和元年に比べ、令和6年は8割程度の水準に当たる1,322人まで減少しています。

特に0～5歳は令和元年の7割程度の水準まで減少し、令和6年は309人と、減少傾向が顕著となっています。

(2) 人口動態の状況

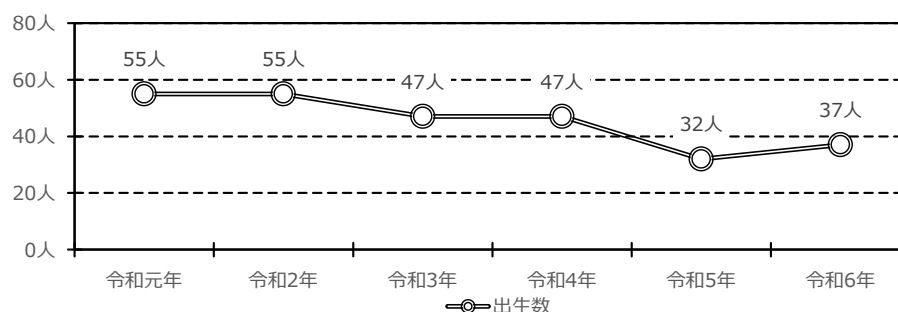
1) 人口動態の推移

	社会動態			自然動態		
	転入数	転出数	社会増加数	出生数	死亡数	自然増加数
令和元年	224人	297人	-73人	55人	248人	-193人
令和2年	245人	318人	-73人	55人	243人	-188人
令和3年	182人	317人	-135人	47人	247人	-200人
令和4年	241人	284人	-43人	47人	271人	-224人
令和5年	199人	272人	-73人	32人	290人	-258人
令和6年	104人	158人	-54人	17人	144人	-127人

資料：各年各年1月～12月、住民基本台帳
※令和6年は未確定の値

令和元年以降の人口動態をみると、各年、社会動態、自然動態ともに転出数や死亡数が転入数や出生数を上回り減少傾向となっています。

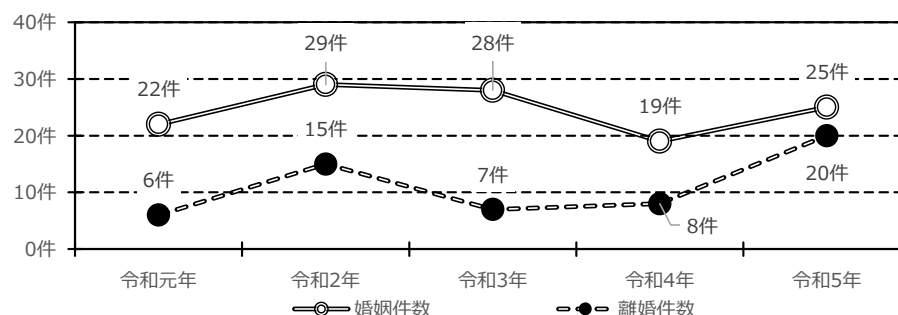
2) 出生数の推移



資料：住民基本台帳

出生数の推移をみると、概ね減少傾向にあり、令和5年からは30人台まで減少しています。

3) 婚姻・離婚件数の推移



資料：山形県人口動態統計

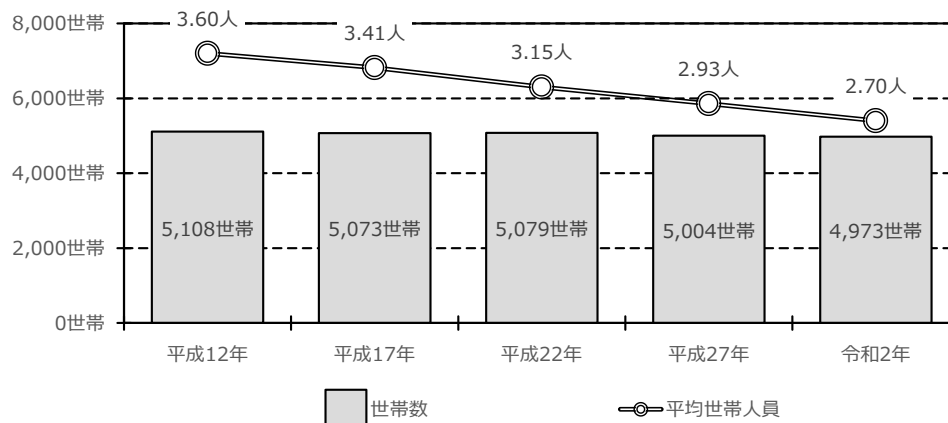
婚姻件数は令和4年にかけて減少傾向にありましたが、令和5年には増加に転じ、25件となっています。

離婚件数は令和3年以降増加しており、令和5年には20件まで増加しています。

各年、婚姻件数の方が離婚件数を上回っていましたが、令和4年以降差が縮まりつつあります。

(3) 世帯の状況

1) 世帯数の推移



資料：国勢調査

世帯数はわずかに減少しているものの、ほぼ横ばいに推移しています。

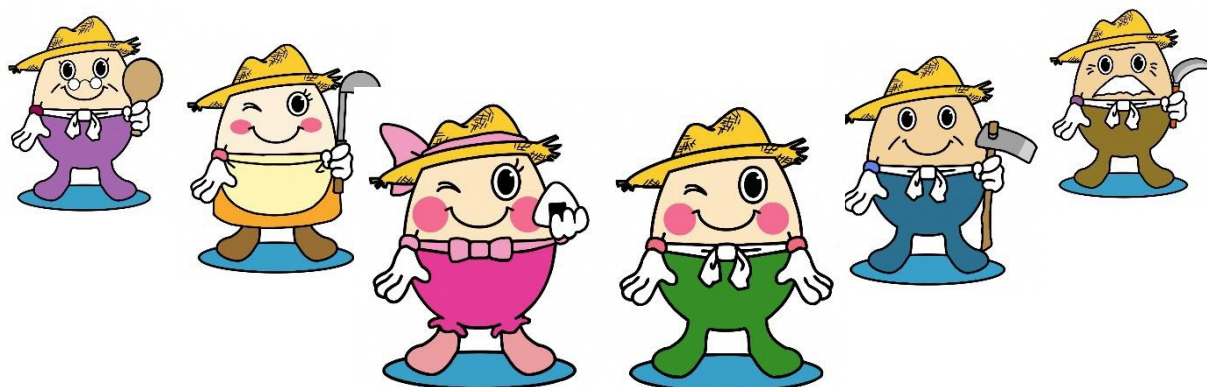
1世帯当たりの平均世帯人員は平成12年には3.60人でしたが、令和2年には2.70人と、世帯規模は縮小しています。

2) 家族類型

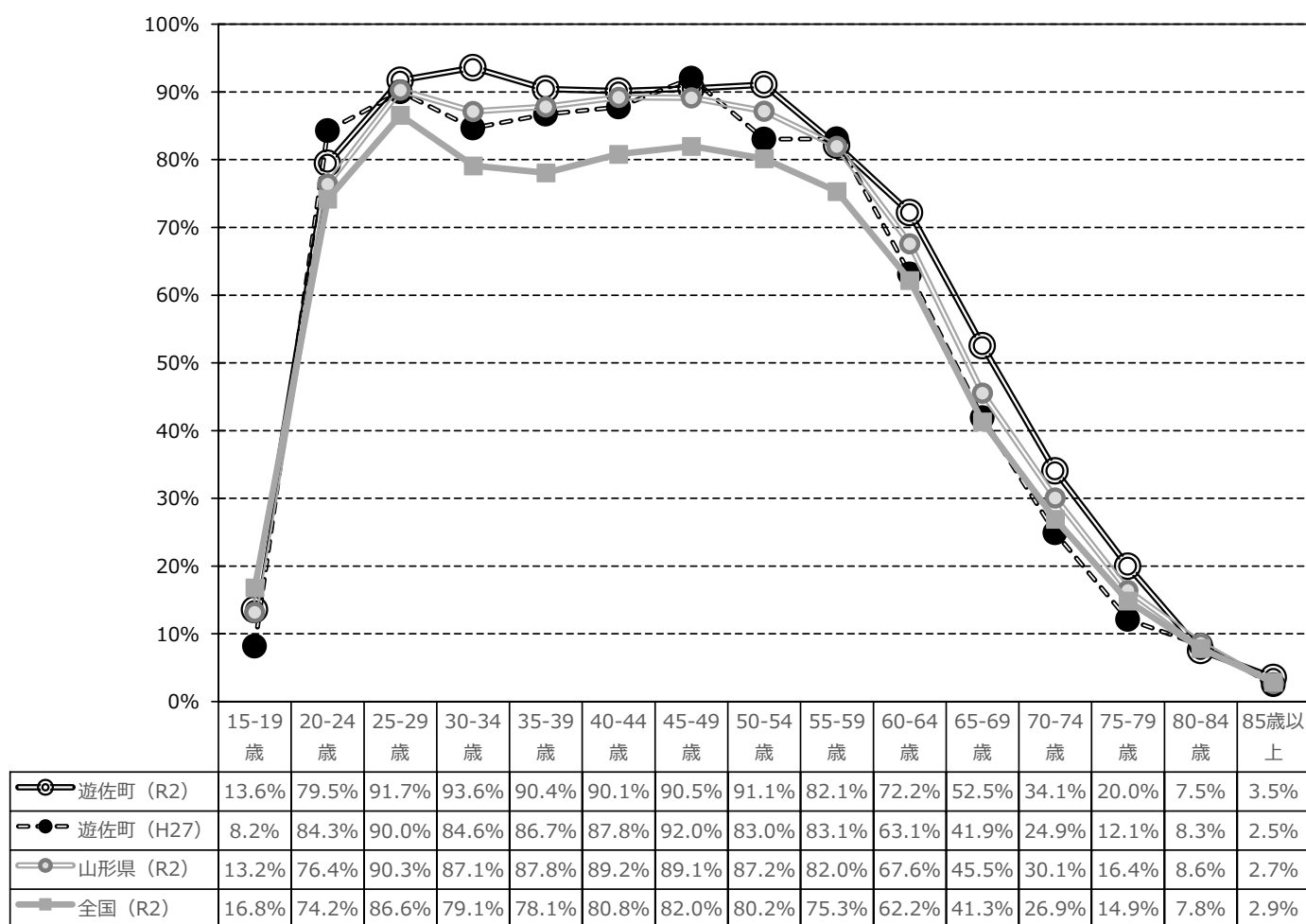
	総世帯数 (A)	6歳未満の子ども のいる世 帯数 (B)	核家族世帯 (C)	18歳未満の 子ども のいる 世帯数 (D)	核家族世帯 (E)	ひとり親世帯 (F)	3世代世帯 (G)
		B/A	C/A	D/A	E/A	F/A	G/A
遊佐町（平成27年）	4,594世帯	403世帯 8.8%	74世帯 1.6%	1,214世帯 26.4%	280世帯 6.1%	29世帯 0.6%	1,438世帯 31.3%
遊佐町（令和2年）	4,417世帯	302世帯 6.8%	119世帯 2.7%	840世帯 19.0%	327世帯 7.4%	50世帯 1.1%	891世帯 20.2%

資料：国勢調査

総世帯数に占める6歳未満の子どものいる世帯の割合、18歳未満の子どものいる世帯の割合はともに低下しており、3世代世帯の割合も低下しています。



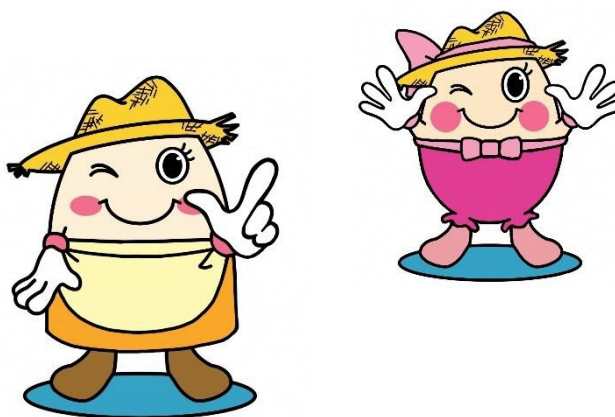
(4) 女性の年齢階層別労働力率の推移



資料：国勢調査

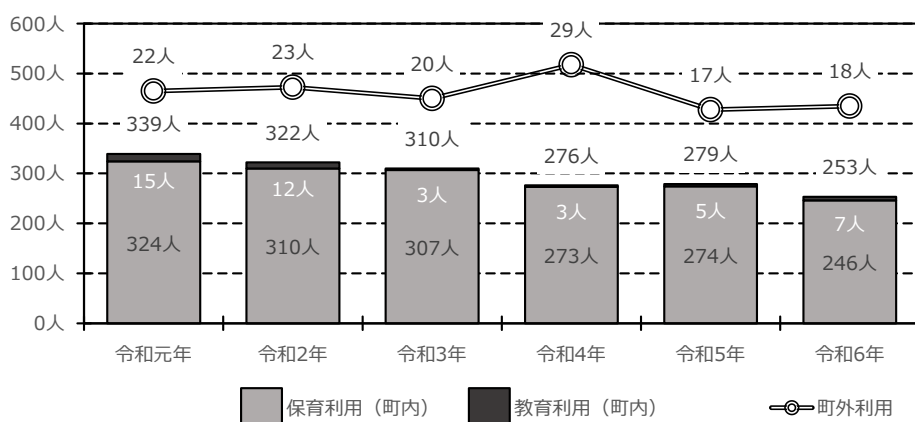
女性の労働力率をみると、平成 27 年には 30～34 歳でいったん低下して再び上昇する M 字カーブを描いていましたが、令和 2 年には 25～54 歳まで 9 割台を維持する台形を描いており、M 字カーブは解消しているように思われます。

山形県や全国と比べると、20～79 歳まで、本町の女性の労働力率は高い水準にあります。



(5) 保育や教育の状況

1) 保育園・認定こども園利用者数の推移



	町内							町外		
	保育						教育	合計 [町内]	酒田市	秋田県
	遊佐	藤崎	吹浦	杉の子 [保育]	はぐの家	合計 [保育]	杉の子 [教育]			
令和元年	85人	70人	63人	106人	0人	324人	15人	339人	19人	3人
令和2年	85人	69人	56人	95人	5人	310人	12人	322人	18人	5人
令和3年	82人	64人	50人	100人	11人	307人	3人	310人	17人	3人
令和4年	70人	68人	41人	80人	14人	273人	3人	276人	25人	4人
令和5年	67人	77人	40人	75人	15人	274人	5人	279人	17人	0人
令和6年	68人	63人	29人	72人	14人	246人	7人	253人	18人	0人

資料：町健康福祉課（各年4月入所状況）

保育園・認定こども園の利用状況をみると、保育と教育をあわせた町内利用者数は減少傾向にあり、令和6年は253人となっています。

各年、保育利用が多数を占めており、教育利用は令和3年以降、10人未満で推移しています。

町外利用はばらつきはあるものの、概ね減少傾向にあり、令和6年は18人となっています。

2) 年齢別の保育園・認定こども園の利用率の推移

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	26.6%	25.4%	31.3%	14.3%	17.8%	13.8%
1歳	80.5%	73.0%	74.2%	90.4%	90.7%	91.5%
2歳	84.8%	91.7%	77.9%	83.6%	88.5%	93.2%
3歳	89.2%	90.8%	96.2%	100.0%	95.2%	98.1%
4歳	94.7%	91.4%	97.0%	98.7%	97.1%	93.9%
5歳	96.0%	96.1%	93.8%	87.5%	93.8%	98.6%

資料：町健康福祉課（各年4月入所状況）

年齢別の保育園・認定こども園の利用率の推移をみると、各年3～5歳の利用率は高く、令和4年以降は1～2歳の利用率も高くなっています。

一方、0歳の利用率は令和4年以降1割台で推移しています。

3) 小学校・中学校の児童数・生徒数の状況

	児童数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
遊佐小学校	78人	61人	80人	75人	79人	79人	452人
遊佐中学校	79人	106人	90人				275人

資料：令和6年4月1日現在、町教育委員会

小学校・中学校の児童数・生徒数は上記の通りとなっています。

学年により若干の増減がありますが、小学校では各学年 80 人程度、中学校では各学年 90 人前後を受け入れています。

4) 放課後児童クラブの施設別利用者数の状況

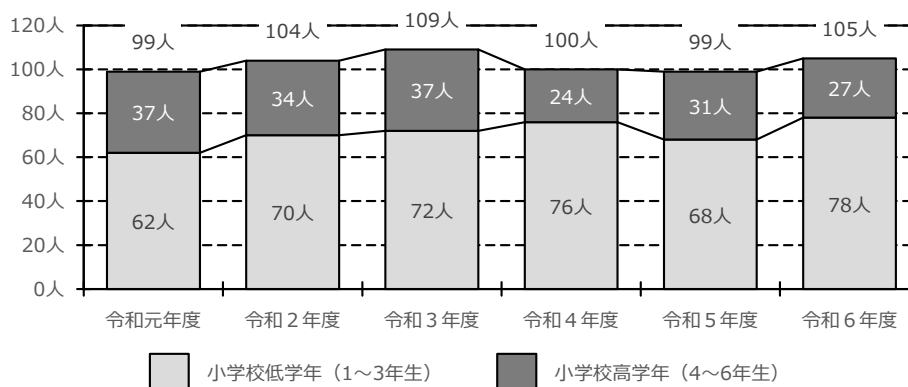
	ぽっかぽかクラブ						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和元年度	20人	14人	10人	14人	7人	3人	68人
令和2年度	18人	19人	12人	7人	10人	4人	70人
令和3年度	20人	15人	12人	10人	6人	7人	70人
令和4年度	17人	18人	15人	5人	6人	3人	64人
令和5年度	21人	16人	10人	9人	3人	2人	61人
令和6年度	22人	18人	17人	5人	2人	1人	65人
	あそぶ塾						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和元年度	6人	7人	5人	7人	5人	1人	31人
令和2年度	11人	6人	4人	5人	5人	3人	34人
令和3年度	10人	9人	6人	6人	4人	4人	39人
令和4年度	8人	8人	10人	4人	3人	3人	36人
令和5年度	4人	9人	8人	10人	3人	4人	38人
令和6年度	8人	4人	9人	7人	9人	3人	40人

資料：各年度5月1日現在、町健康福祉課

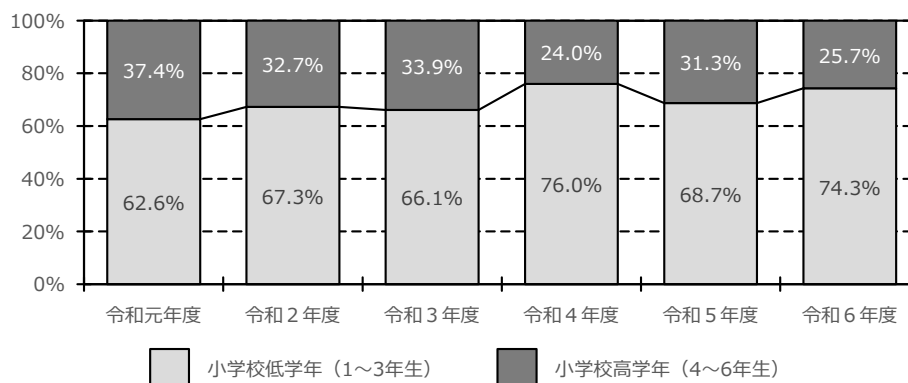
放課後児童クラブは2か所設置されており、各クラブの利用状況は上記の通りとなっています。

5) 放課後児童クラブの利用状況の推移

<利用者数>



<構成比>



資料：各年度5月1日現在、町健康福祉課

放課後児童クラブの利用者数は年度により多少の増減はあるものの、100 人前後で推移しています。各年度、高学年よりも低学年の利用が多く、利用者の6～7割台を低学年が占めています。令和4年度以降は特に低学年の割合が高くなっています。



2. 教育・保育事業の実施状況

(1) 教育・保育事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

※令和6年度は年度途中の値

◎教育利用での進捗状況
（3～5歳で1号認定 ※2号認定を受け、教育利用を希望する者は該当なし）

＜教育利用全体＞

※2号認定を受け、教育利用を希望する者の利用実績なし

■1号認定（3～5歳）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	43人	48人	44人	9人	11人
実績値（B）	13人	6人	14人	12人	8人
施設型給付 認定こども園	13人	6人	14人	12人	8人
B－A	▲ 30人	▲ 42人	▲ 30人	3人	▲ 3人
B／A	30.2%	12.5%	31.8%	133.3%	72.7%

◎保育利用での進捗状況
（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）

＜保育利用全体＞

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）	350人	350人	342人	365人	365人
実績値（B）	385人	371人	356人	342人	291人
B－A	35人	21人	14人	▲ 23人	▲ 74人
B／A	110.0%	106.0%	104.1%	93.7%	79.7%

<保育利用内訳>

■ 2号認定（3～5歳）で保育利用希望

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）		186人	198人	191人	215人	215人
実績値（B）		207人	219人	204人	206人	180人
施設型給付	保育所	129人	144人	142人	142人	123人
	認定こども園	78人	75人	62人	63人	55人
地域型保育給付	小規模保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設		0人	0人	0人	1人	2人
B－A		21人	21人	13人	▲ 9人	▲ 35人
B／A		111.3%	110.6%	106.8%	95.8%	83.7%

■ 3号認定（0歳）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）		39人	37人	36人	40人	40人
実績値（B）		47人	42人	43人	45人	24人
施設型給付	保育所	29人	26人	23人	27人	14人
	認定こども園	11人	8人	13人	10人	7人
地域型保育給付	小規模保育事業所	7人	8人	7人	8人	3人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
B－A		8人	5人	7人	5人	▲ 16人
B／A		120.5%	113.5%	119.4%	112.5%	60.0%

■ 3号認定（1・2歳）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値（確保策）（A）		125人	115人	115人	110人	110人
実績値（B）		131人	110人	109人	91人	87人
施設型給付	保育所	99人	69人	67人	54人	49人
	認定こども園	28人	32人	27人	22人	24人
地域型保育給付	小規模保育事業所	4人	9人	15人	14人	14人
認可外保育施設		0人	0人	0人	1人	0人
B－A		6人	▲ 5人	▲ 6人	▲ 19人	▲ 23人
B／A		104.8%	95.7%	94.8%	82.7%	79.1%

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※計画値（確保策）は第2期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

◎利用者支援事業（母子保健型）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	計画値（確保策）（A）				1か所	1か所
	実績値（B）				1か所	1か所
	B－A				0か所	0か所
	B／A				100.0%	100.0%

第2期計画策定時には実施を見込んでいませんでしたが、平成30年度設置の子育て世帯包括支援センターが「母子保健型該当」するため、令和5年度から事業を実施しています。

◎時間外保育事業（延長保育）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	78人	77人	74人	90人	90人
	実績値（B）	89人	87人	318人	457人	
	B－A	11人	10人	244人	367人	▲ 90人
	B／A	114.1%	113.0%	429.7%	507.8%	0.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	実績値（B）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎放課後児童健全育成事業

■低学年

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	103人	102人	103人	103人	107人
	うち放課後児童健全育成事業	52人	51人	52人	52人	56人
	うち放課後子ども教室	51人	51人	51人	51人	51人
	実績値（B）	103人	102人	103人	103人	107人
	うち放課後児童健全育成事業	52人	51人	52人	52人	56人
	うち放課後子ども教室	51人	51人	51人	51人	51人
	B－A	0人	0人	0人	0人	0人
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■ 高学年

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	60人	59人	58人	55人	55人
	うち放課後児童健全育成事業	31人	30人	29人	26人	26人
	うち放課後子ども教室	29人	29人	29人	29人	29人
	実績値（B）	60人	59人	58人	55人	55人
	うち放課後児童健全育成事業	31人	30人	29人	26人	26人
	うち放課後子ども教室	29人	29人	29人	29人	29人
	B－A	0人	0人	0人	0人	0人
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■ 箇所数

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績値（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
	実績値（B）	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
	B－A	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績値（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎ 乳児家庭全戸訪問事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	62人	60人	58人	56人	54人
	実績値（B）	62人	60人	58人	56人	54人
	B－A	0人	0人	0人	0人	0人
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
訪問スタッフ数	計画値（確保策）（A）	6人	6人	6人	6人	6人
	実績値（B）	6人	6人	6人	6人	6人
	B－A	0人	0人	0人	0人	0人
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎養育支援訪問事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	6人	6人	6人	20人	20人
	実績値（B）	6人	6人	6人	20人	20人
	B－A	0人	0人	0人	0人	0人
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎地域子育て支援拠点事業

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	1,822人日	1,822人日	1,822人日	1,822人日	1,822人日
	実績値（B）	1,822人日	1,822人日	1,822人日	1,822人日	1,822人日
	B－A	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績値（B）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎一時預かり事業（幼稚園型）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	200人日	200人日	200人日	480人日	480人日
	1号認定	200人日	200人日	200人日	480人日	480人日
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実績値（B）	70人日	3人日	296人日	193人日	0人日
	1号認定	70人日	3人日	296人日	193人日	
	2号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B－A	▲ 130人日	▲ 197人日	96人日	▲ 287人日	▲ 480人日
	B／A	35.0%	1.5%	148.0%	40.2%	0.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所
	実績値（B）	2か所	2か所	2か所	2か所	1か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎一時預かり事業（幼稚園型以外）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	624人日	624人日	624人日	624人日	624人日
	実績値（B）	104人日	113人日	87人日	34人日	
	B－A	▲ 520人日	▲ 511人日	▲ 537人日	▲ 590人日	▲ 624人日
	B／A	16.7%	18.1%	13.9%	5.4%	0.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所
	実績値（B）	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業（病児・病後児保育事業を除く）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	実績値（B）	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	B－A	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実績値（B）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎病児・病後児保育事業

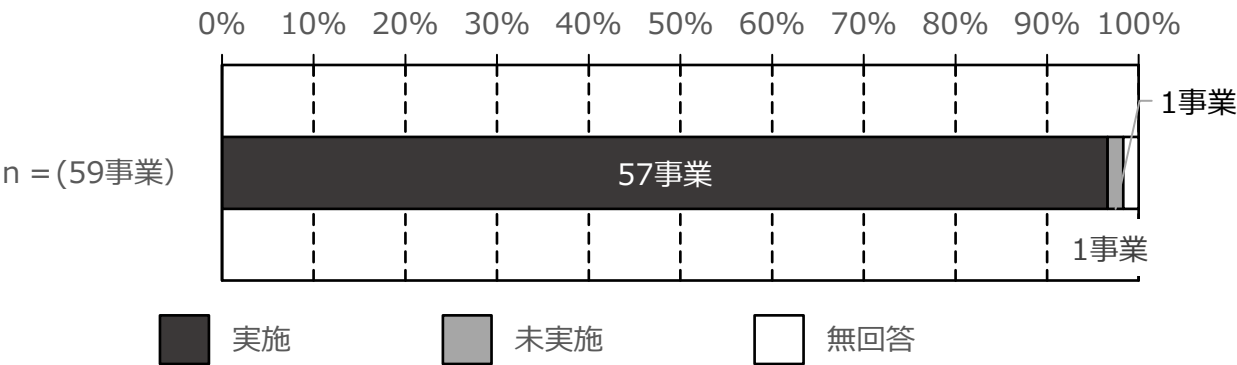
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	実績値（B）	2人日	41人日	7人日	22人日	
	B－A	▲ 1人日	38人日	4人日	19人日	▲ 3人日
	B／A	66.7%	1366.7%	233.3%	733.3%	0.0%
箇所数	計画値（確保策）（A）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実績値（B）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	B－A	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	B／A	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

◎妊産婦健康診査

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供量	計画値（確保策）（A）	78人回	77人回	74人回	90人回	90人回
	実績値（B）	72人回	72人回	64人回	53人回	
	B－A	▲ 6人回	▲ 5人回	▲ 10人回	▲ 37人回	▲ 90人回
	B／A	92.3%	93.5%	86.5%	58.9%	0.0%

3. 第2期計画記載事業の進捗状況

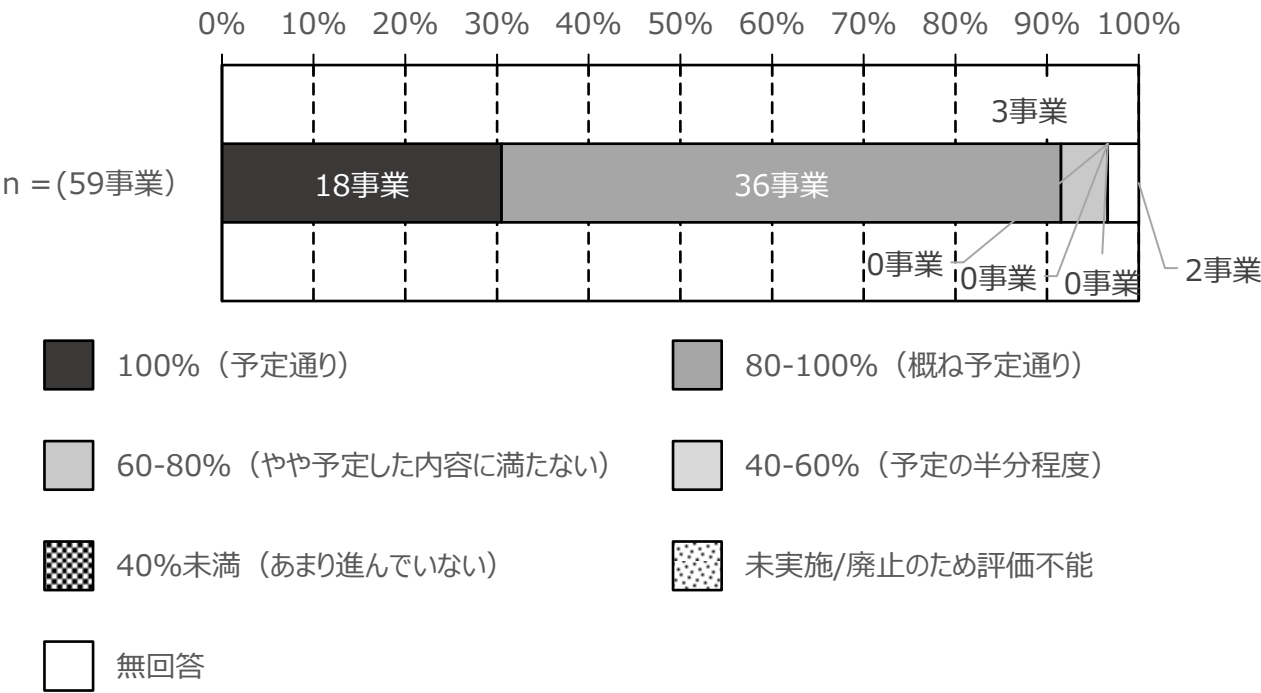
(1) 施策・事業の実施状況



第2期計画において記載のあった59の施策・事業について、各担当課によりこれまでの取組状況を検証したところ、1事業は現在までに未実施となっております。
未実施となっていた施策・事業は以下の通りです。

○思春期保健対策

(2) 施策・事業の進捗評価



18の事業については、「100% (予定通り)」、36の事業については「80-100% (概ね予定通り)」と評価されており、9割以上の事業は予定通りに取り組むことができています。
一方、3つの事業については「60-80% (やや予定した内容に満たない)」と評価されています。

○情報提供

○不登校・引きこもり対策

○就業支援の推進

これらの事業における問題点や課題は次のようになっていました。

「情報提供」は町のホームページにおいて子育てに関する情報提供の拡充を行う事業ですが、町ホームページにおける階層分けが煩雑で、事業によっても更新間隔にばらつきがあるなど、利用者にとっても使い勝手が良いものではなかったため、子どもセンターの事業実施や、一般的な広報内容については町ホームページを活用して情報提供し、各園のお知らせなどは一斉配信などにより個別に周知を行うなど、町ホームページを活用した総合的な情報提供が不十分だった部分があるため、“やや予定した内容に満たない”という評価となっていました。

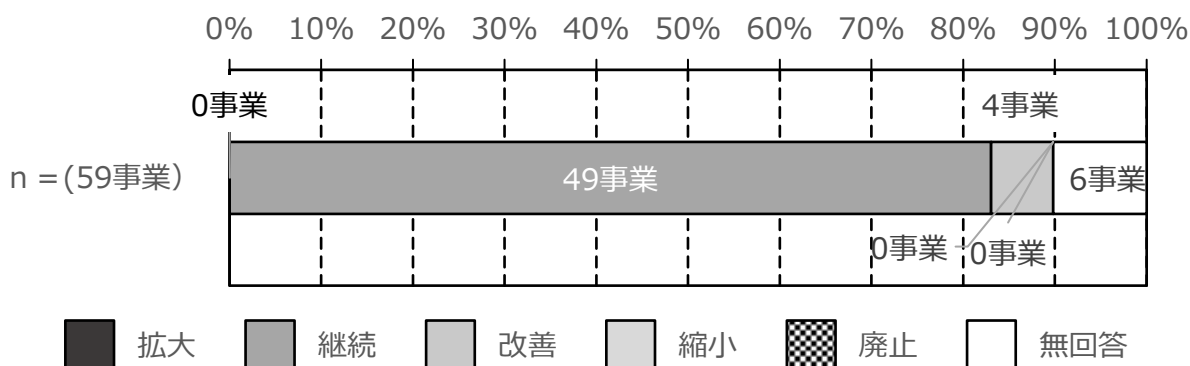
「不登校・引きこもり対策」は適応指導教室「友遊スクール」や教育なんでもダイヤル相談などを開設し、児童生徒並びに教職員、保護者等からの教育相談を行う事業です。

利用者は減少傾向にあり、コロナ禍を経て、オンラインでの授業や学校・学級とのつながりが増えたことや、校内教育支援センター（別室登校）利用者の増加などにより、適応指導教室「友遊スクール」については特に利用が増えない状況などがあるため、“やや予定した内容に満たない”という評価となっていました。

「就業支援の推進」はひとり親家庭への就業支援の協力の要請等を事業所に対して行う事業ですが、ひとり親家庭からの就業支援に関する相談自体がない状況が続いています。

また町が独自に各事業所への働きかけを行うことは難しく、山形県主体のひとり親支援関連団体協議会を通じハローワーク等にひとり親支援の配慮等を要請していくしかないため、“やや予定した内容に満たない”という評価となっていました。

(3) 施策・事業の今後の取組方向



今後の施策・事業の取組方向として、廃止や縮小を検討しているものはなく、49 事業は「継続」となっています。

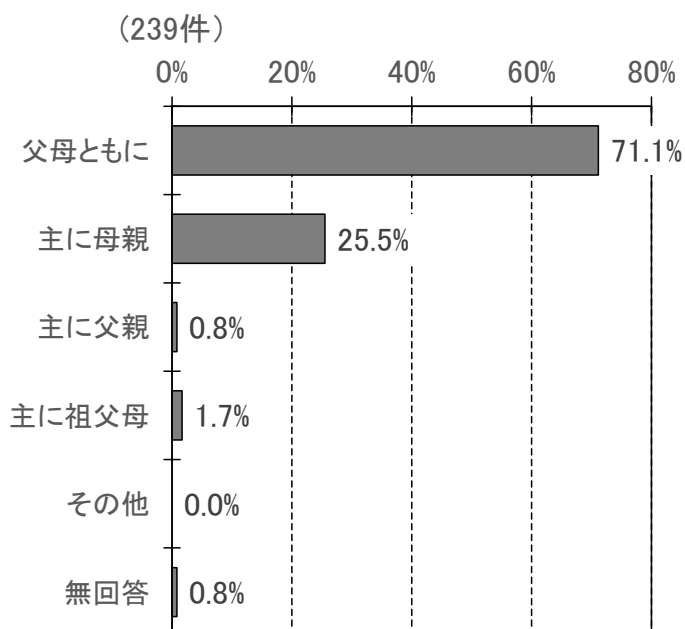


4. ニーズ調査結果のポイント

※ニーズ調査の概要は、P5 (3)に記載のとおり

(1) 就学前児童保護者調査

1) 育児者の状況



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が 71.1%でもっとも多く、ついで「主に母親」が 25.5%となっています。

前回調査（平成 31 年）では「父母ともに」は 52.5%で、「主に母親」が 40.8%となっており、前回調査に比べ、子育てを母親任せにするスタイルから父母ともに子育てに関わるスタイルへと変化してきたように思われます。

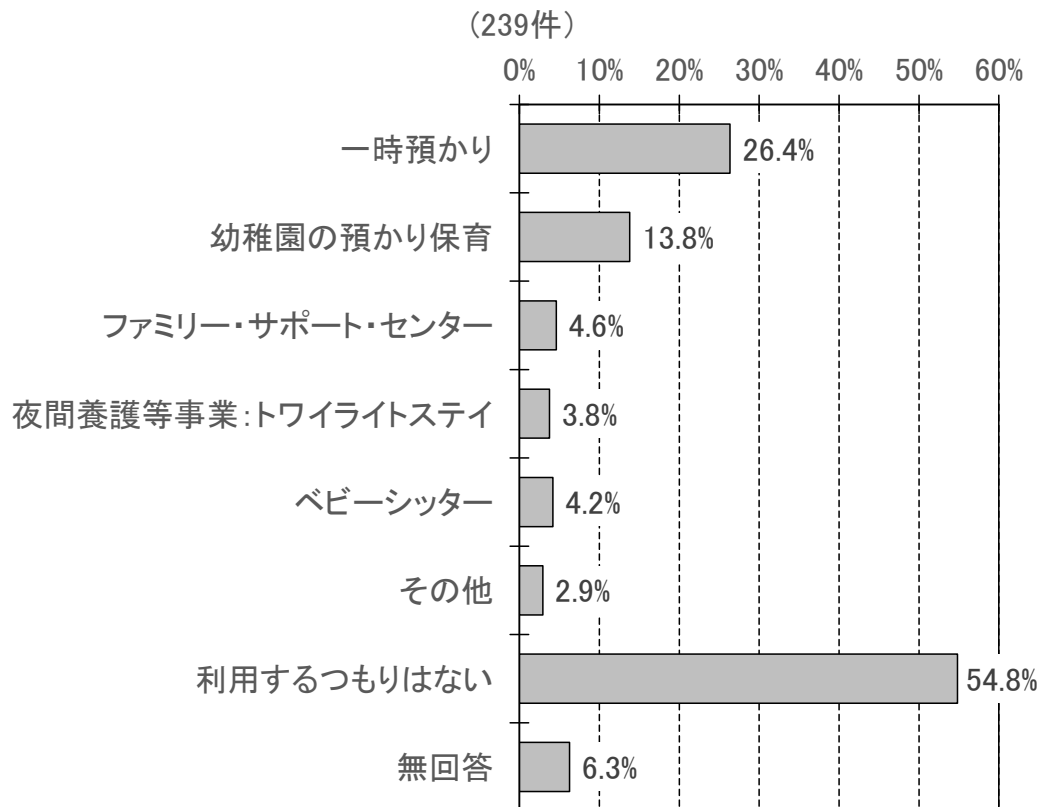
2) 定期的な教育・保育事業の利用意向

	n	平日	お子さんの 長期休暇 期間中	土曜日	日曜・祝日	利用する つもりは ない	無回答
1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)	100.0% 239件	13.4% 32件	2.5% 6件	0.8% 2件	0.0% 0件	23.8% 57件	62.8% 150件
2. 幼稚園の預かり保育	100.0% 239件	8.4% 20件	6.3% 15件	2.1% 5件	0.0% 0件	24.7% 59件	64.4% 154件
3. 認可保育所	100.0% 239件	40.6% 97件	4.2% 10件	10.9% 26件	0.4% 1件	13.4% 32件	46.0% 110件
4. 認定こども園	100.0% 239件	19.7% 47件	7.1% 17件	3.8% 9件	0.0% 0件	21.3% 51件	59.0% 141件
5. 小規模な保育施設	100.0% 239件	5.4% 13件	0.8% 2件	2.9% 7件	0.0% 0件	26.4% 63件	68.2% 163件
6. 家庭的保育	100.0% 239件	1.3% 3件	0.4% 1件	1.7% 4件	2.5% 6件	28.0% 67件	68.2% 163件
7. 事業所内保育施設	100.0% 239件	1.7% 4件	0.0% 0件	0.4% 1件	0.0% 0件	30.1% 72件	68.2% 163件
8. 自治体の認証・認定保育施設	100.0% 239件	4.2% 10件	0.8% 2件	0.4% 1件	0.4% 1件	28.9% 69件	66.5% 159件
9. その他の認可外の保育施設	100.0% 239件	0.0% 0件	0.0% 0件	0.4% 1件	0.0% 0件	31.4% 75件	68.2% 163件
10. 居宅訪問型保育	100.0% 239件	0.0% 0件	0.4% 1件	0.4% 1件	0.0% 0件	31.0% 74件	68.2% 163件
11. ファミリー・サポート・センター	100.0% 239件	1.3% 3件	0.8% 2件	0.8% 2件	0.4% 1件	30.1% 72件	67.8% 162件

現在の利用の有無に関わらず、平日に利用したい事業は「認可保育所」が 40.6%でもっとも多く、「認定こども園」が 19.7%、「幼稚園」が 13.4%となっています。

土曜日に利用したいという回答の多かった事業は「認可保育所」（10.9%）、日曜・祝日は「家庭的保育」（2.5%）、子どもの長期休暇期間中は「認定こども園」（7.1%）、「幼稚園の預かり保育」（6.3%）となっていますが、いずれも1割以下程度となっています。

3) 不定期な教育・保育事業の利用意向



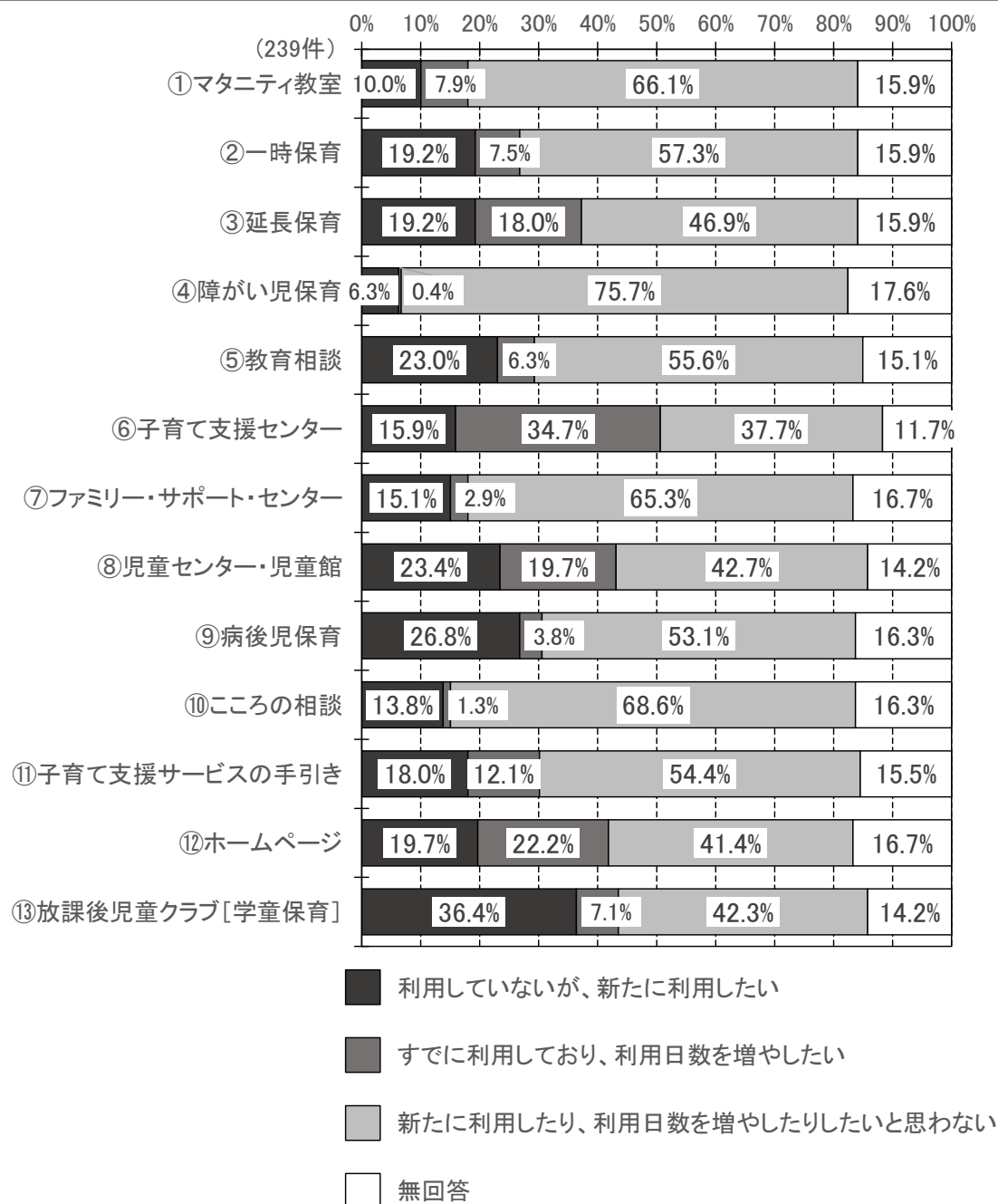
		n	一時預かり	幼稚園の預かり保育	ファミリー・サポート・センター	夜間養護等事業:トワイライトステイ	ベビーシッター	その他	利用するつもりはない	無回答
全体		100.0%	26.4%	13.8%	4.6%	3.8%	4.2%	2.9%	54.8%	6.3%
		239件	63件	33件	11件	9件	10件	7件	131件	15件
母親の就労状況	フルタイム	100.0%	28.1%	14.4%	6.5%	5.2%	6.5%	2.6%	55.6%	3.9%
		153件	43件	22件	10件	8件	10件	4件	85件	6件
	パート・アルバイト等	100.0%	25.5%	7.3%	1.8%	1.8%	0.0%	3.6%	58.2%	7.3%
		55件	14件	4件	1件	1件	0件	2件	32件	4件
	現在は就労していない	100.0%	33.3%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	13.3%
		15件	5件	4件	0件	0件	0件	0件	5件	2件

今後不定期に利用したい一時預かり事業について聞くと、「利用するつもりはない」が 54.8%と半数を超えています。

利用したい事業としては、「一預かり」が 26.4%でもっとも多く、ついで「幼稚園の預かり保育」が 13.8%となっています。

母親の就労状況別にみると、「現在は就労していない」母親では「一時預かり」や「幼稚園の預かり保育」を利用したいと回答する割合が、就労している母親よりも高くなっています。

4) 地域子育て支援事業の今後の利用希望

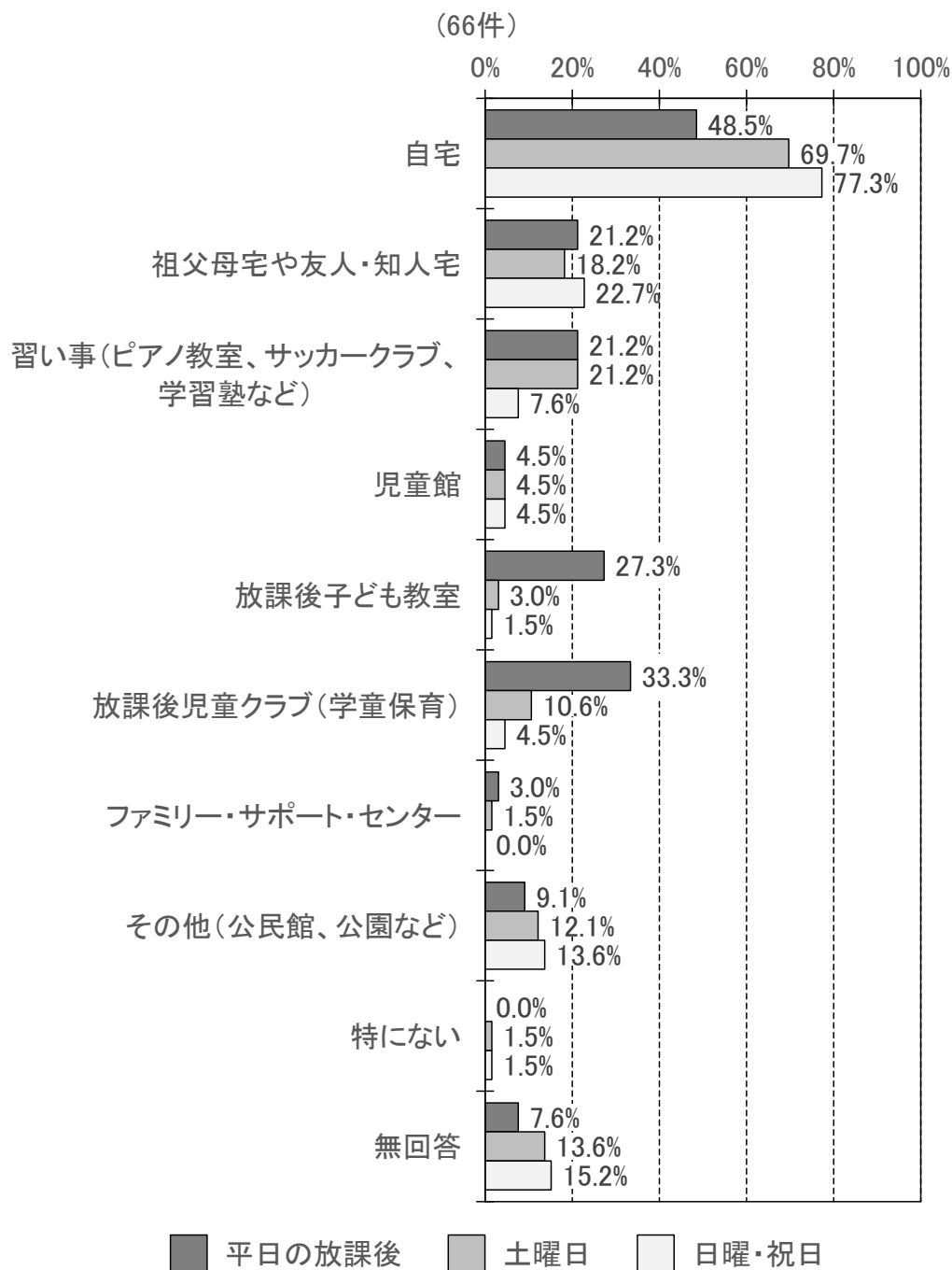


地域・子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」との回答がもっとも多くなっています。

「利用していないが、新たに利用したい」という新規利用意向は、⑬放課後児童クラブ〔学童保育〕が36.4%、⑨病後児保育（26.8%）、⑧児童センター・児童館（23.4%）、⑤教育相談（23.0%）なども2割を超えています。

⑥子育て支援センターについては「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」という継続利用意向が34.7%となっています。

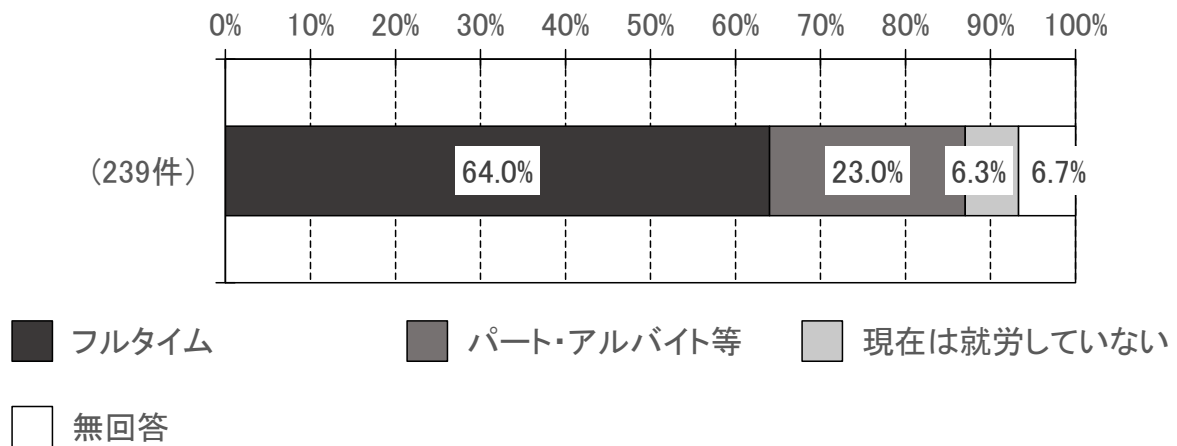
5) 小学校就学後の放課後の過ごし方



5歳以上の子どもを持つ人に、子どもが小学校の低学年(1～3年生)になったときの放課後の過ごし方について聞くと、平日の放課後の場合、「自宅」(48.5%)が半数近くで、「放課後児童クラブ(学童保育)」(33.3%)や「放課後子ども教室」(27.3%)がともに3割前後、土曜日や日曜・祝日では「自宅」が7～8割近くとなっています。

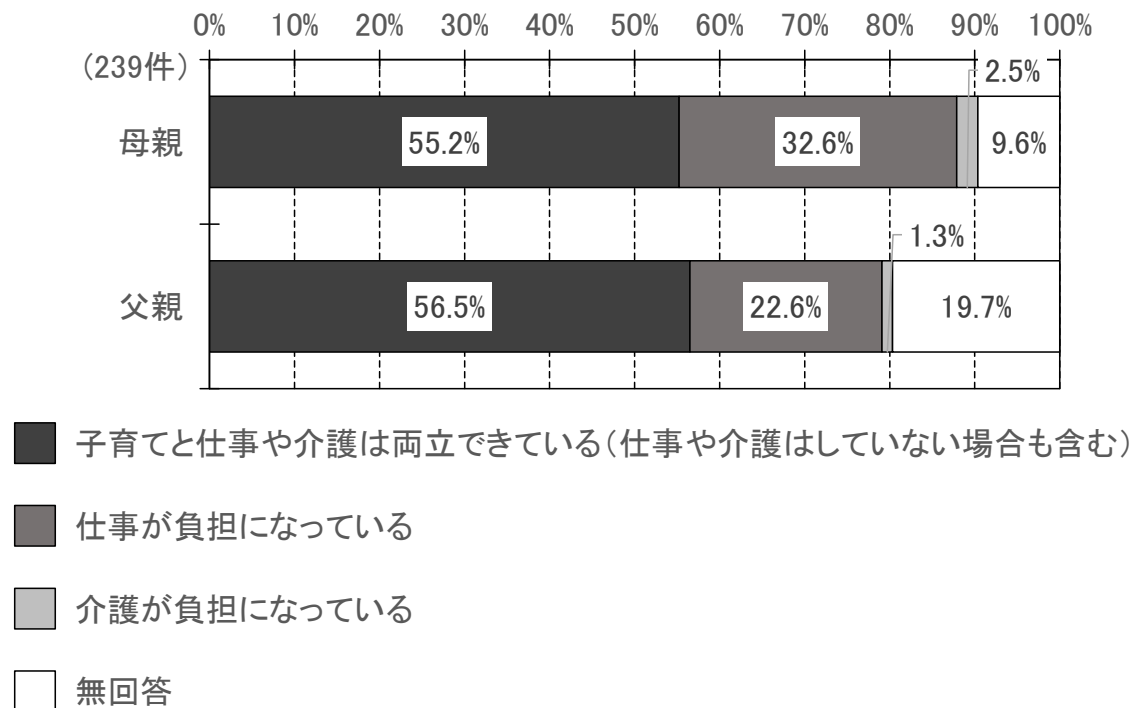
6) 子育てと仕事の両立

○母親の就労状況



母親の就労状況をみると、「フルタイム」は64.0%、「パート・アルバイト等」は23.0%で、87.0%と9割近くの母親が就労している状況となっています。

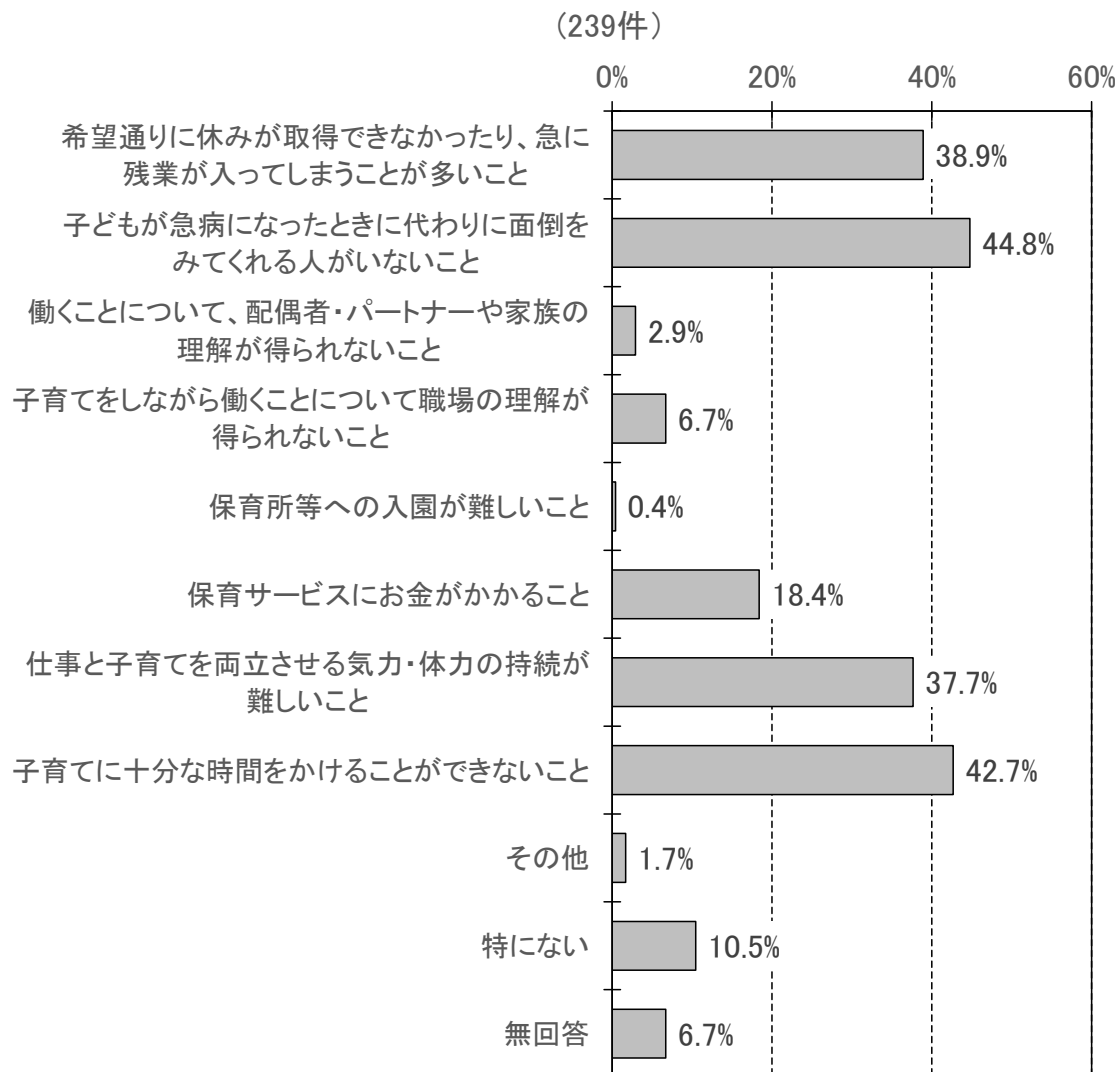
○子育てと仕事や介護の両立状況



子育てする上で仕事や介護が負担になっているかについて聞くと、父母ともに半数以上が「子育てと仕事や介護は両立できている」としています。

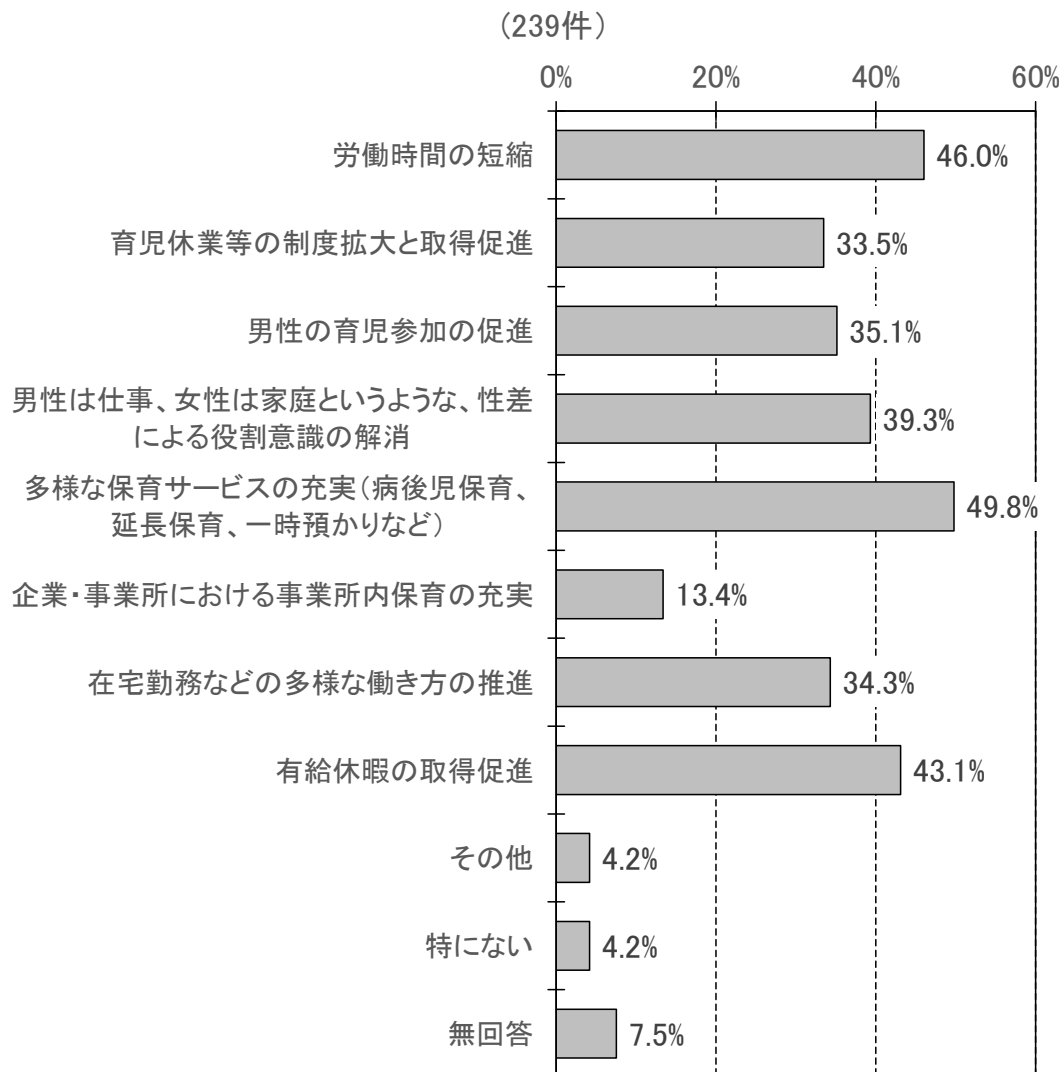
「母親」では「仕事が負担になっている」が32.6%で、「父親」よりも負担に感じている割合が高くなっています。

○仕事や介護と子育ての両立に関して大変だと感じていること



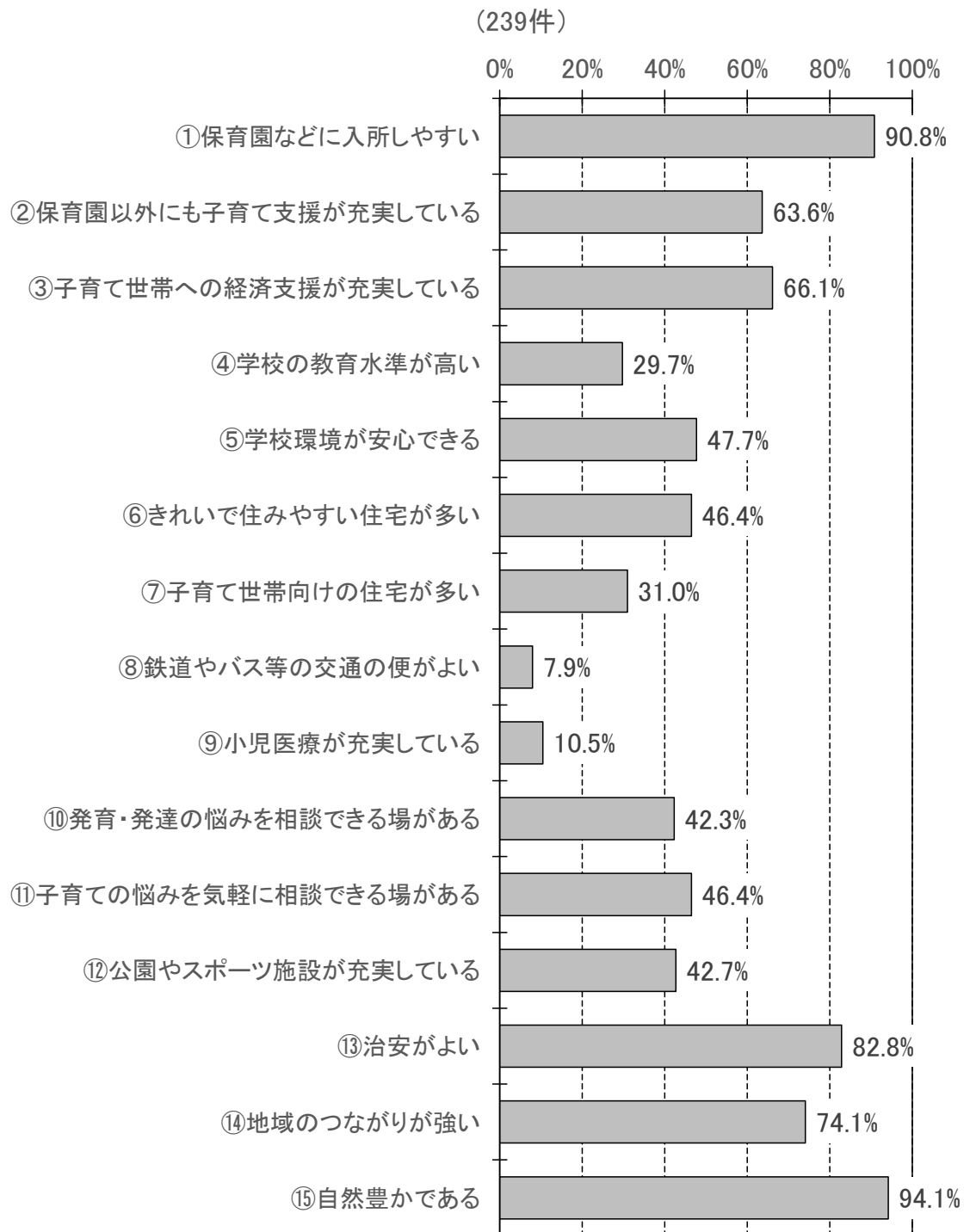
仕事や介護と子育ての両立に関して大変だと感じていることとしては、「子どもが急病になったときに代わりに面倒をみってくれる人がいないこと」が 44.8%でもっとも多くなっていますが、「子育てに十分な時間をかけることができないこと」(42.7%)、「希望通りに休みが取得できなかったり、急に残業が入ってしまうことが多いこと」(38.9%)、「仕事と子育てを両立させる気力・体力の持続が難しいこと」(37.7%) などへの回答も 4 割前後で多くなっています。

○仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うこと



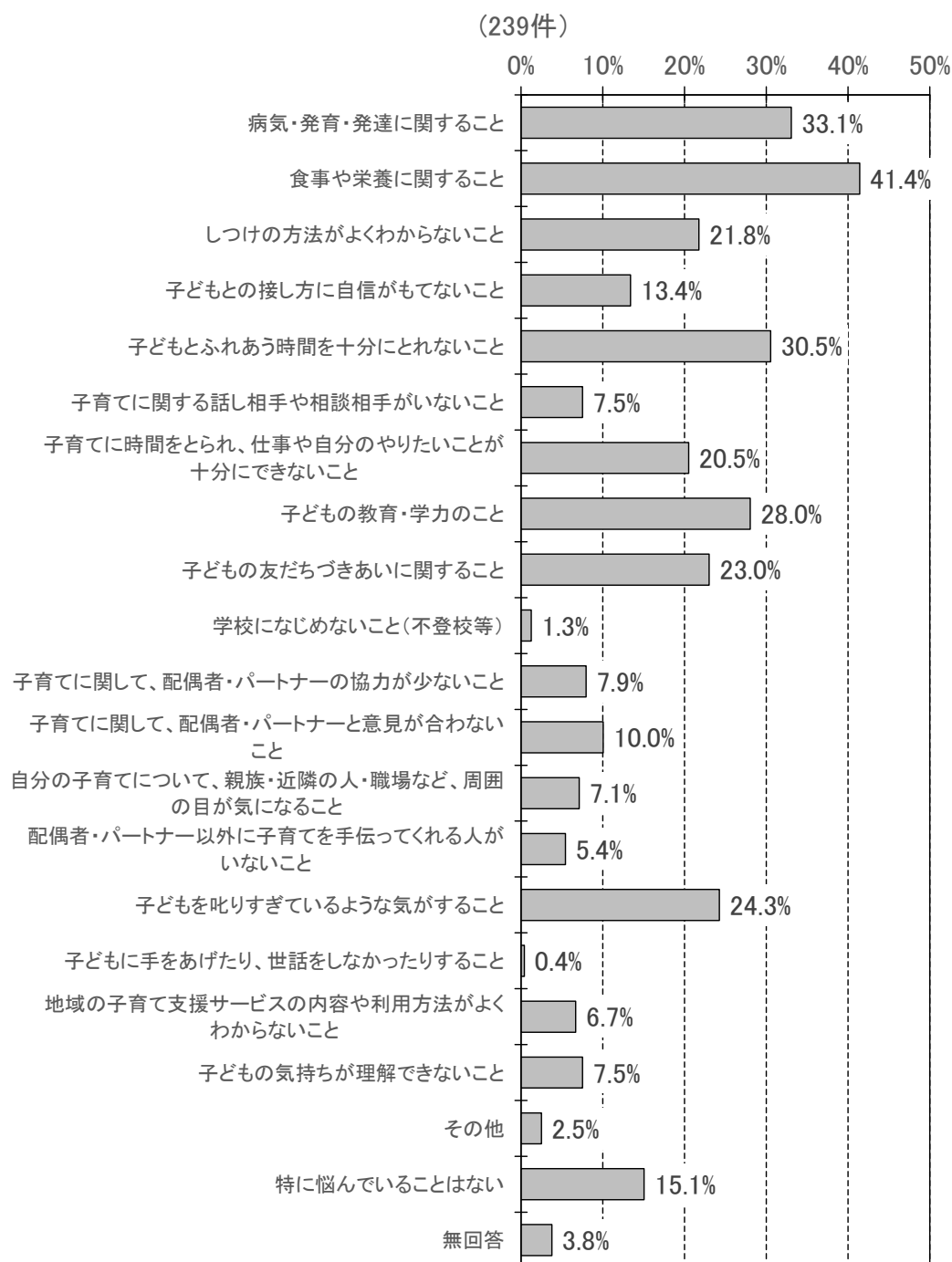
仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うこととしては、「多様なサービスの充実」が49.8%でもっとも多く、「労働時間の短縮」(46.0%)、「有給休暇の取得促進」(43.1%)も4割を超えています。

7) 本町の子育て環境に対する評価



本町の子育て環境の評価について“そう思う”（「とてもそう思う」、「そう思う」）という回答を整理すると、①保育園などに入所しやすい（90.8%）、⑬治安がよい（82.8%）、⑮自然豊かである（94.1%）の3項目については8割以上がそう思うとしています。

8) 子育てに関する悩み



子育てに関して悩んでいることについて聞くと、「食事や栄養に関すること」が 41.4%でもっとも多く、「病気・発育・発達に関すること」(33.1%)、「子どもとふれあう時間を十分にとれないこと」(30.5%)、「子どもの教育・学力のこと」(28.0%) などへの回答が3割前後となっています。

前回調査(平成31年)においても、「食事や栄養に関すること」(33.8%)と「病気や発育・発達に関すること」(27.3%)への回答が多く、引き続き、子育てに関する悩みとしては、「食事や栄養に関すること」と「病気や発育・発達に関すること」が多くなっています。

9) 本町の子ども・子育て支援の取組に対する評価

○本町で独自に実施している子育て支援事業に対する満足度と重要度

<満足度>

	n	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答
①ゆざっ子誕生祝い金	100.0%	56.1%	28.0%	7.5%	0.8%	1.3%	6.3%
	239件	134件	67件	18件	2件	3件	15件
②すくすくゆざっ子支援金	100.0%	52.7%	27.6%	7.1%	4.6%	1.7%	6.3%
	239件	126件	66件	17件	11件	4件	15件
③ゆざっ子エンゼルサポート	100.0%	49.8%	18.0%	18.8%	4.6%	1.7%	7.1%
	239件	119件	43件	45件	11件	4件	17件
④放課後児童利用料補助	100.0%	35.1%	13.4%	38.1%	2.1%	1.7%	9.6%
	239件	84件	32件	91件	5件	4件	23件
⑤子育て世帯移住奨励金	100.0%	31.8%	14.2%	38.9%	2.9%	3.8%	8.4%
	239件	76件	34件	93件	7件	9件	20件
⑥ひとり親家庭教育支援事業	100.0%	27.2%	12.1%	45.6%	3.8%	2.5%	8.8%
	239件	65件	29件	109件	9件	6件	21件

本町の子育て支援事業についての満足度をみると、“満足”（「満足」、「やや満足」）という評価が高いものは、①ゆざっ子誕生祝い金が 84.1%、②すくすくゆざっ子支援金が 80.8%と 8 割を超えています。③ゆざっ子エンゼルサポートについても 67.8%と 7 割近くが“満足”と評価しています。一方、⑥ひとり親家庭教育支援事業については、「どちらともいえない」という評価が“満足”を上回っています。

<重要度>

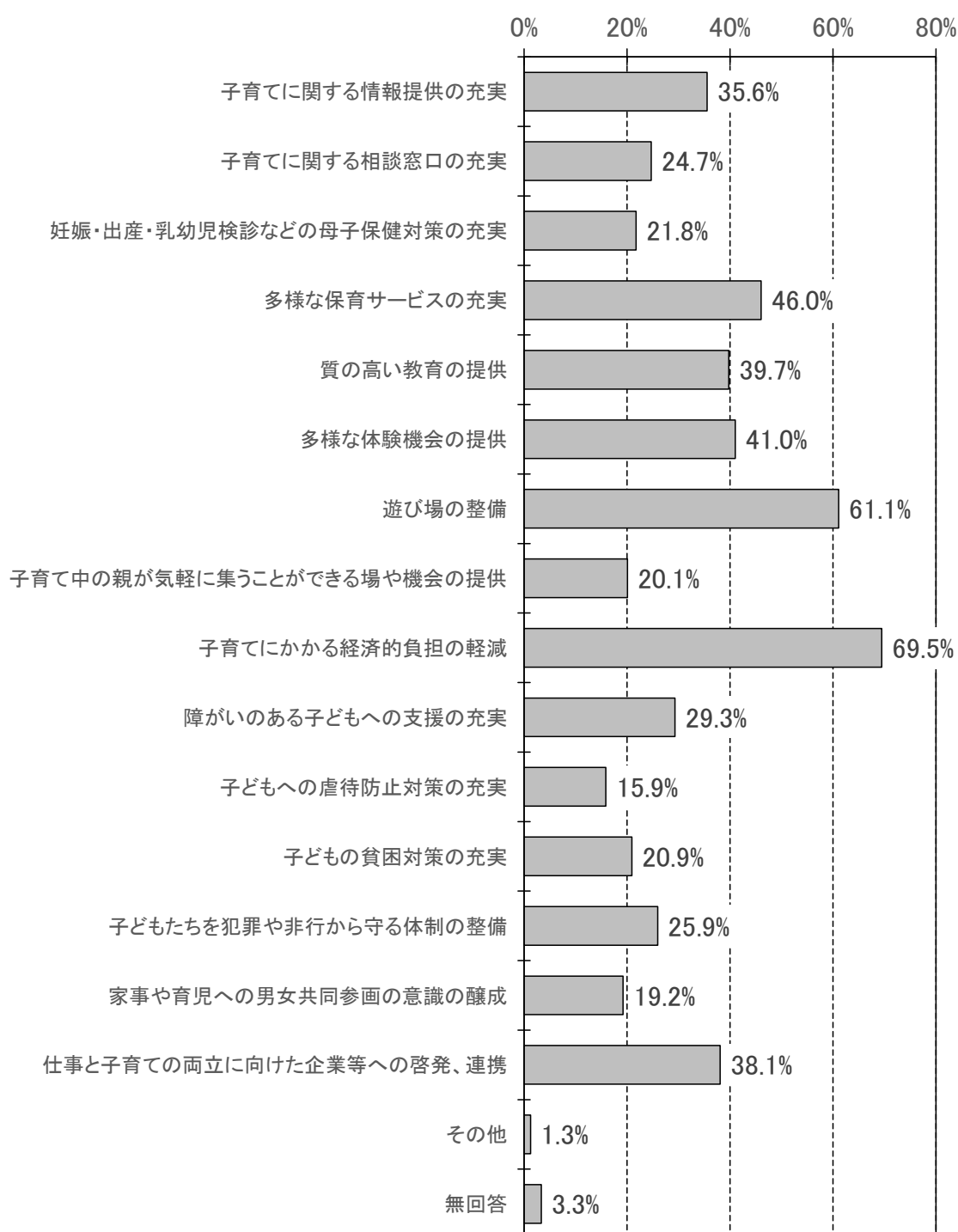
	n	重要	まあ重要	どちらとも いえない	あまり 重要でない	重要でない	無回答
①ゆざっ子誕生祝い金	100.0%	64.4%	14.6%	2.9%	0.4%	0.0%	17.6%
	239件	154件	35件	7件	1件	0件	42件
②すくすくゆざっ子支援金	100.0%	66.1%	12.6%	2.9%	0.8%	0.0%	17.6%
	239件	158件	30件	7件	2件	0件	42件
③ゆざっ子エンゼルサポート	100.0%	60.7%	11.7%	6.3%	2.5%	0.0%	18.8%
	239件	145件	28件	15件	6件	0件	45件
④放課後児童利用料補助	100.0%	46.9%	15.9%	14.6%	0.8%	0.8%	20.9%
	239件	112件	38件	35件	2件	2件	50件
⑤子育て世帯移住奨励金	100.0%	38.1%	15.9%	19.7%	3.3%	3.3%	19.7%
	239件	91件	38件	47件	8件	8件	47件
⑥ひとり親家庭教育支援事業	100.0%	43.9%	14.2%	17.2%	1.7%	3.3%	19.7%
	239件	105件	34件	41件	4件	8件	47件

本町の子育て支援事業についての重要度をみると、“重要ではない”（「あまり重要ではない」、「重要ではない」）という評価は低く、いずれの支援事業も“重要”（「重要」、「まあ重要」という評価が半数を超えています。

そのなかでも、①ゆざっ子誕生祝い金、②すくすくゆざっ子支援金、③ゆざっ子エンゼルサポートについては 7 割を超え高くなっています。

○今後、特に力を入れていけきだと思ふ子育て支援

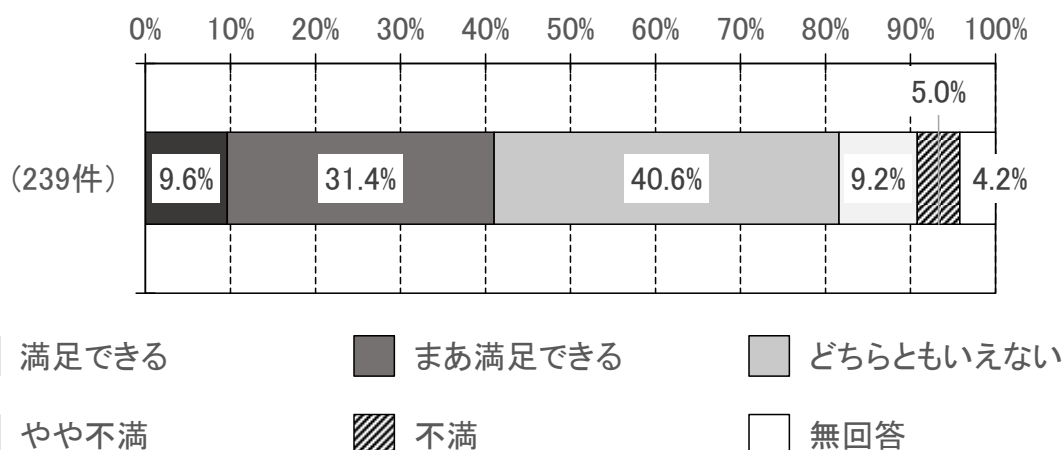
(239件)



子育て支援として今後力を入れていけききこととしては、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が69.5%でもっとも多く、ついで「遊び場の整備」(61.1%)、「多様な保育サービスの充実」(46.0%)などが挙げられています。

前回調査(平成31年)では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」(65.5%)、「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」(47.8%)といった子どもたちの遊び場や居場所の整備を望む回答が多くなっていました。今回調査においても「遊び場の整備」(61.1%)への回答は多く、引き続き遊び場の整備への期待は大きいと思われます。また今回調査から経済的負担の軽減という項目を追加したところ、7割近くが「子育てにかかる経済的負担の軽減」を挙げており、これまで潜在化していたニーズが浮かび上がってきたものと思われます。

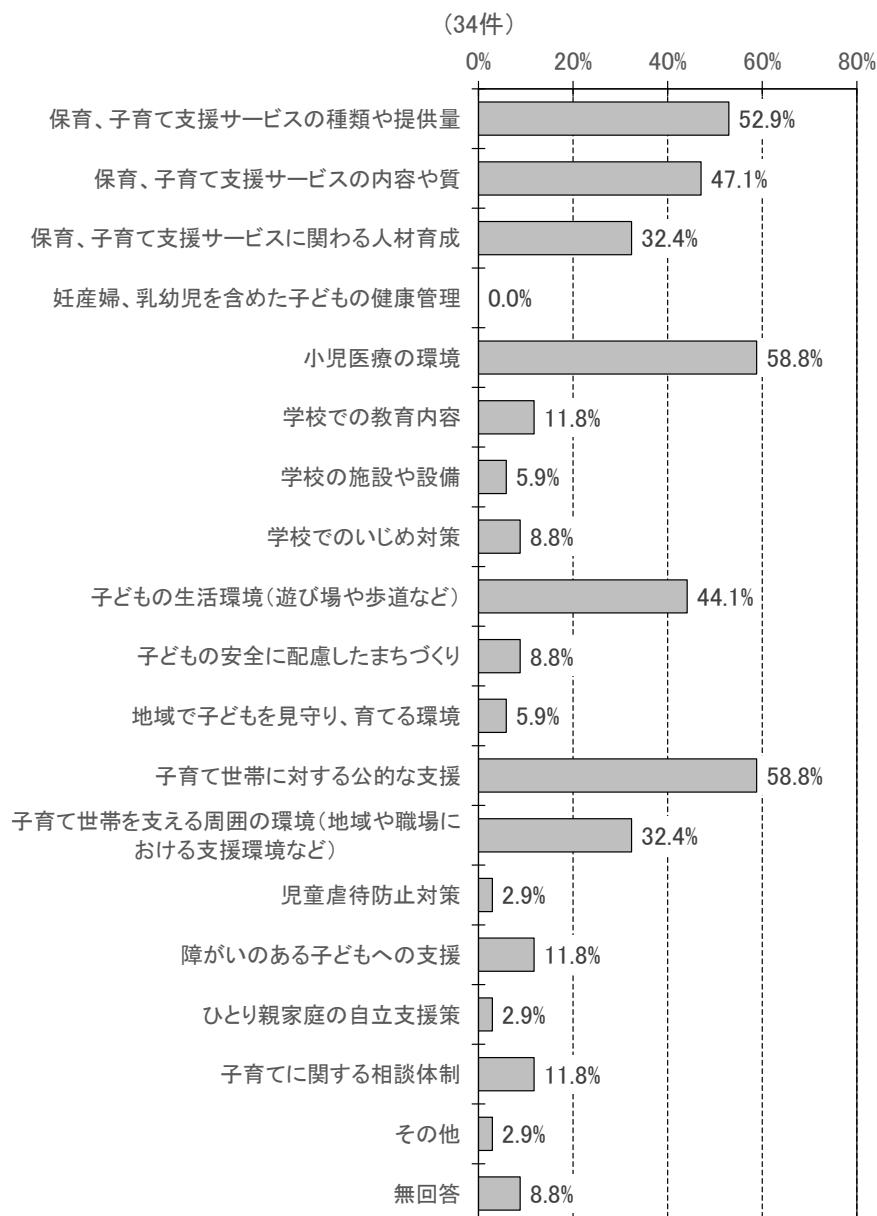
○本町の取組に対する総合的評価



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取組について総合的な評価を聞いたところ、「どちらともいえない」が40.6%でもっとも多くなっています。

「満足できる」と「まあ満足できる」を合わせて「満足」、「やや不満」と「不満」を合わせて「不満」として整理すると、「満足」は41.0%と「どちらともいえない」をわずかに超え、「不満」の14.2%を大きく上回っています。

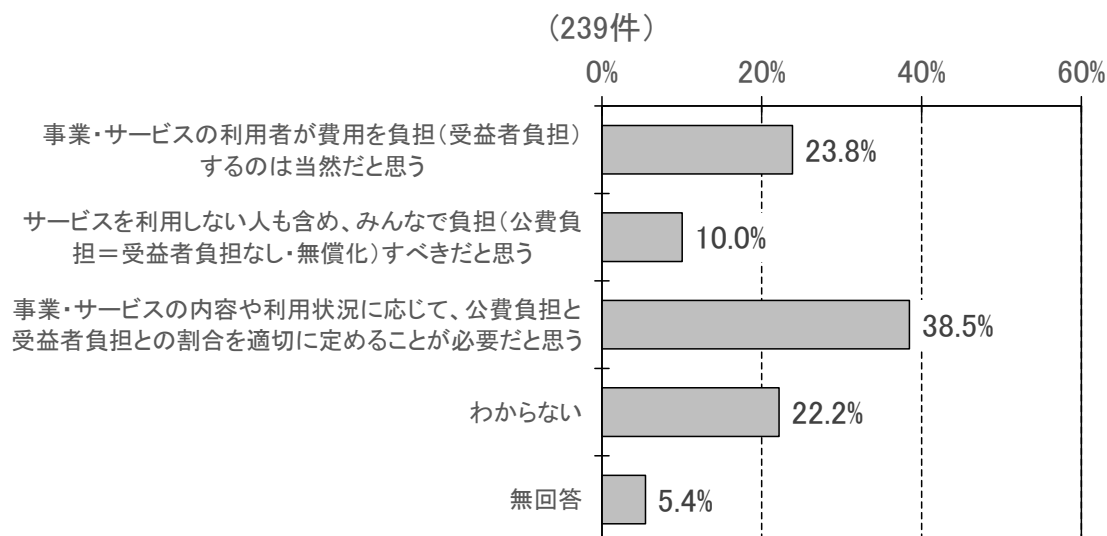
○本町の子ども・子育て支援に対する不満点



本町の子ども・子育て支援の取組について“不満”(「やや不満」と「不満」という人にその理由を聞くと、「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」(58.8%)、「子育て世帯に対する公的な支援」(58.8%)、「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」(52.9%)などへの回答が半数を超え多くなっています。

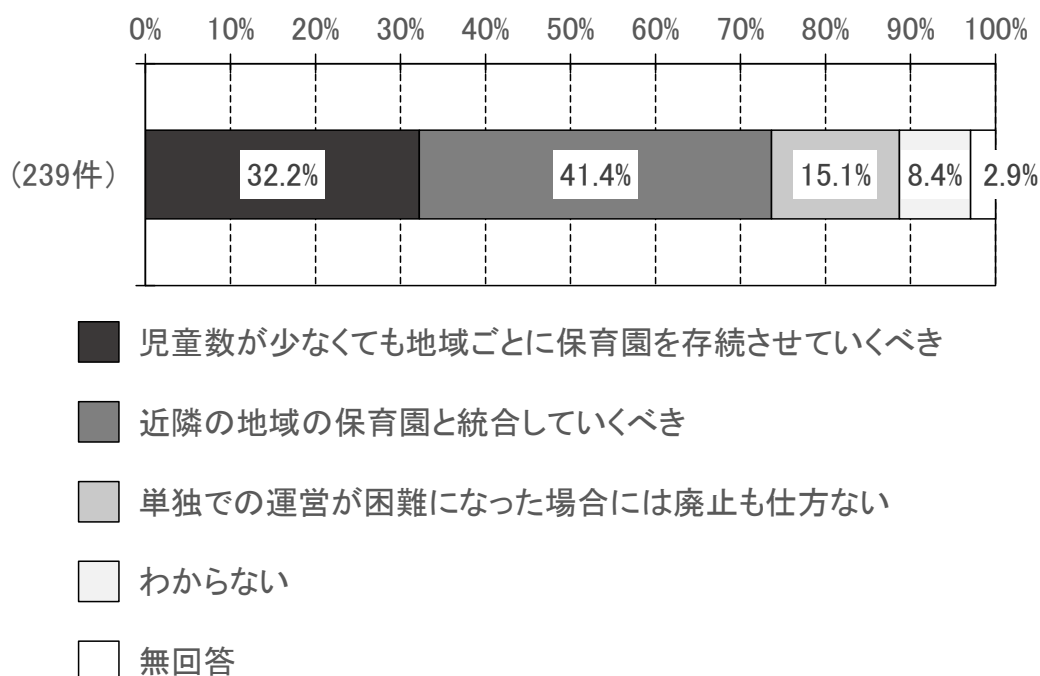
10) 子育て支援事業の今後のあり方について

○子育て事業に関する受益者負担についての考え



子育て事業に関しての受益者負担の考え方について聞くと、「事業・サービスの内容や利用状況に応じて、公費負担と受益者負担との割合を適切に定めることが必要だと思う」が 38.5%でもっとも多くなっています。

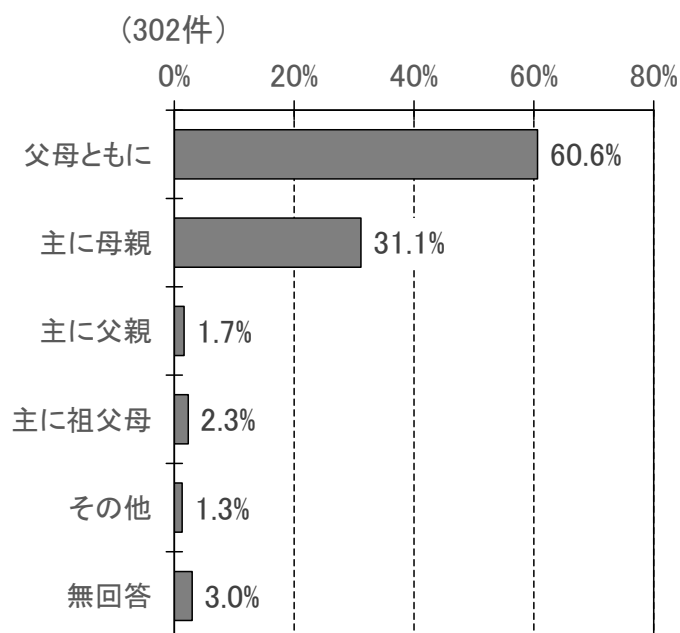
○地域ごとの保育園のあり方



入所児童数が少なくなった場合、地域ごとの保育園の存続について聞いたところ、「近隣の地域の保育園と統合していくべき」が 41.4%でもっとも多くなっていますが、「児童数が少なくても地域ごとに保育園を存続させていくべき」(32.2%) という回答も 3 割を超えています。

(2) 小学生保護者調査

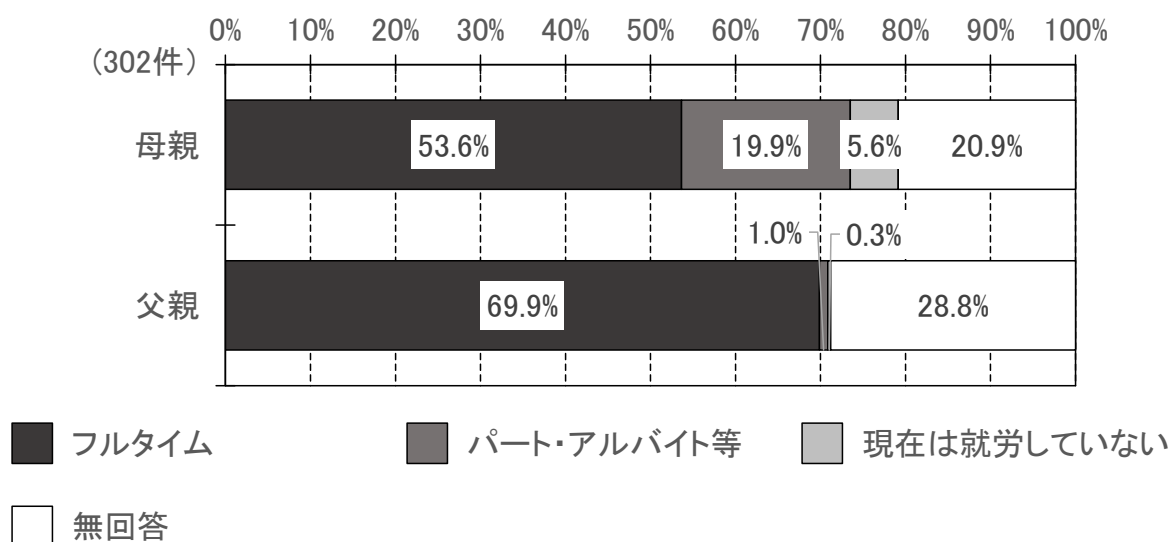
1) 育児者の状況



子育てを主に行っている人としては、「父母ともに」が60.6%でもっとも多く、ついで「主に母親」が31.1%となっています。

前回調査（平成31年）では「父母ともに」は54.7%で、「主に母親」が36.8%となっており、前回調査に比べるとやや父母ともに子育てに関わるスタイルの割合が高まっています。

2) 保護者の就労状況

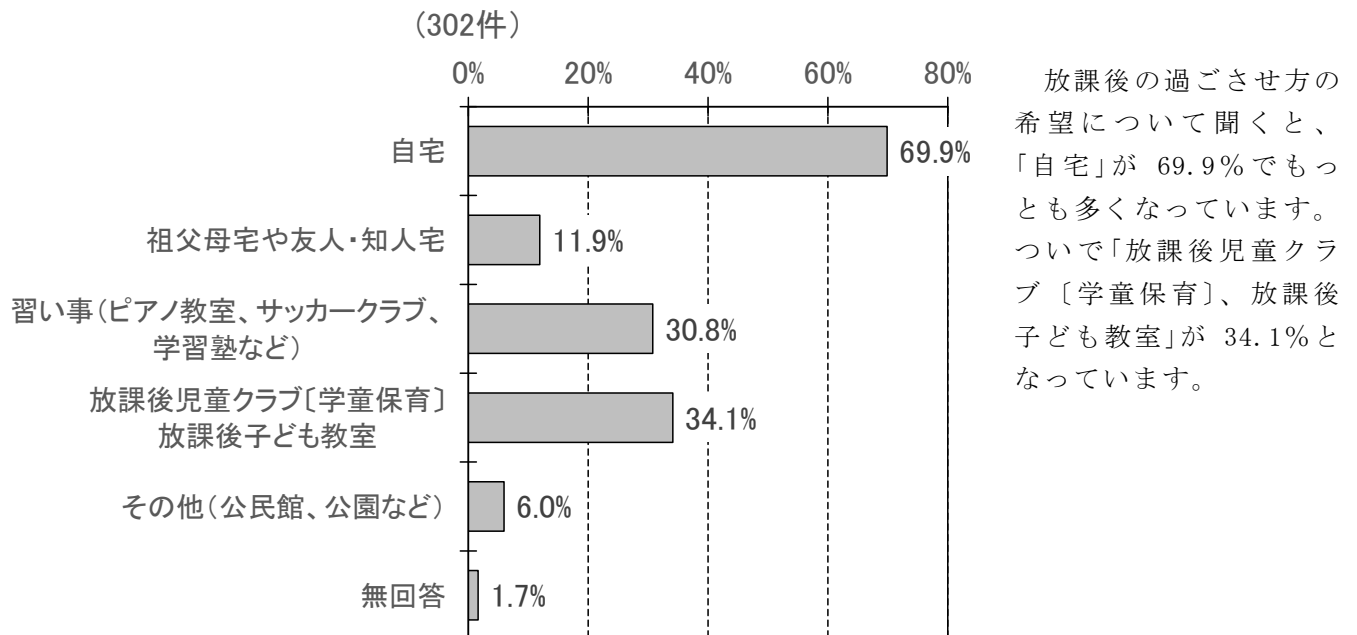


保護者の就労状況をみると、父母ともに「フルタイム」がもっとも多くなっていますが、父親よりも母親の方がその割合は低くなっています。また、母親では「パート・アルバイト等」が19.9%となっています。

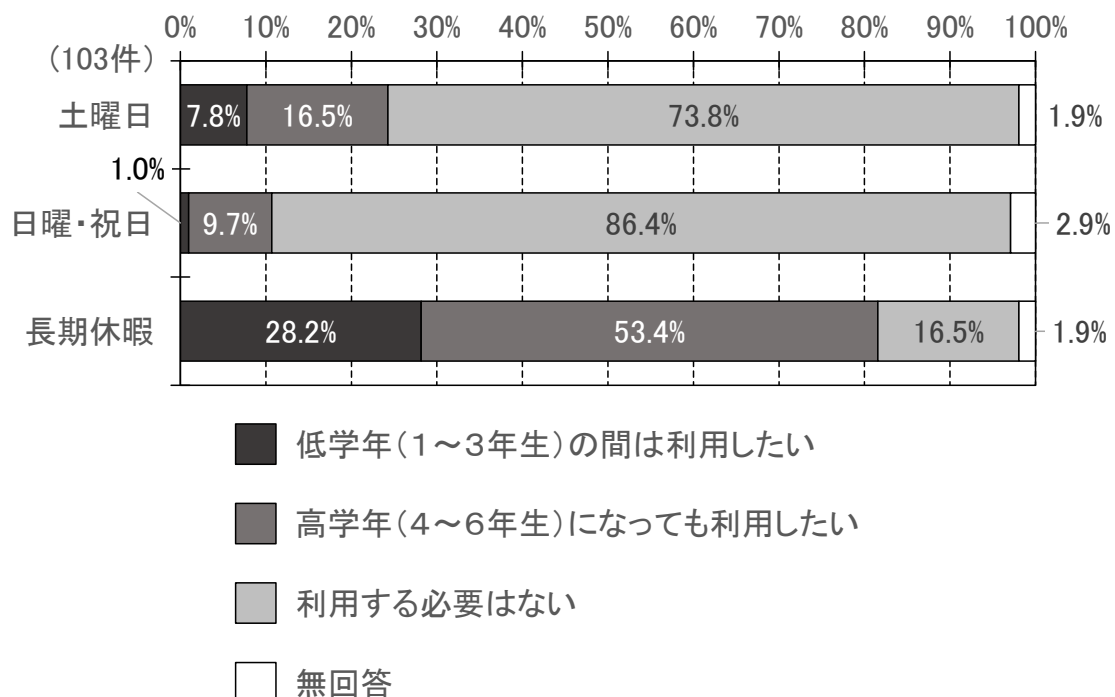
母親の7割以上は働いており、小学生においても保育ニーズは高いものと思われます。

3) 放課後の過ごしませ方の希望

○平日の放課後の過ごしませ方の希望



○土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用意向



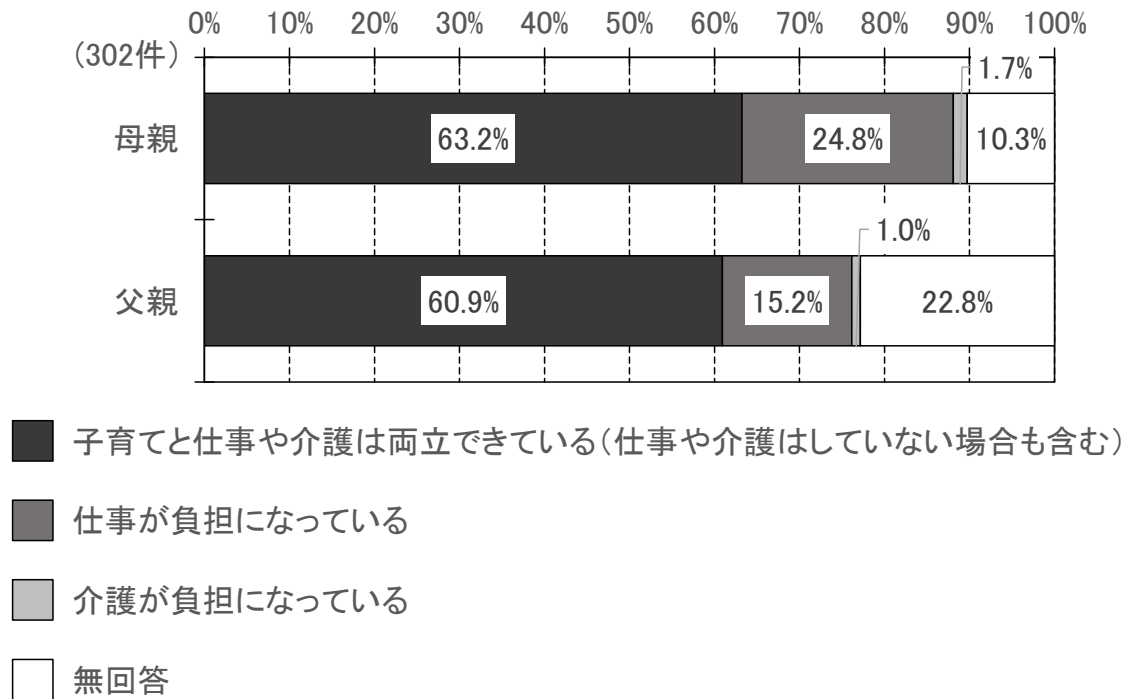
平日の放課後に「放課後児童クラブ」を利用したいという人に、土曜日、日曜・祝日の利用意向について聞いたところ、土曜日、日曜・祝日ともに「利用する必要はない」という回答がもっとも多くなっています。

「土曜日」については、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が 7.8%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が 16.5%となっています。「日曜・祝日」は「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(1.0%)と「高学年(4～6年生)になっても利用したい」(9.7%)を合わせても利用したいという回答は1割程度となっています。

長期休暇中については、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が 28.2%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が 53.4%と半数以上を占めています。土曜日、日曜・祝日に比べ、利用したいという回答の割合が高くなっています。

4) 子育てと仕事の両立

○子育てと仕事や介護の両立状況

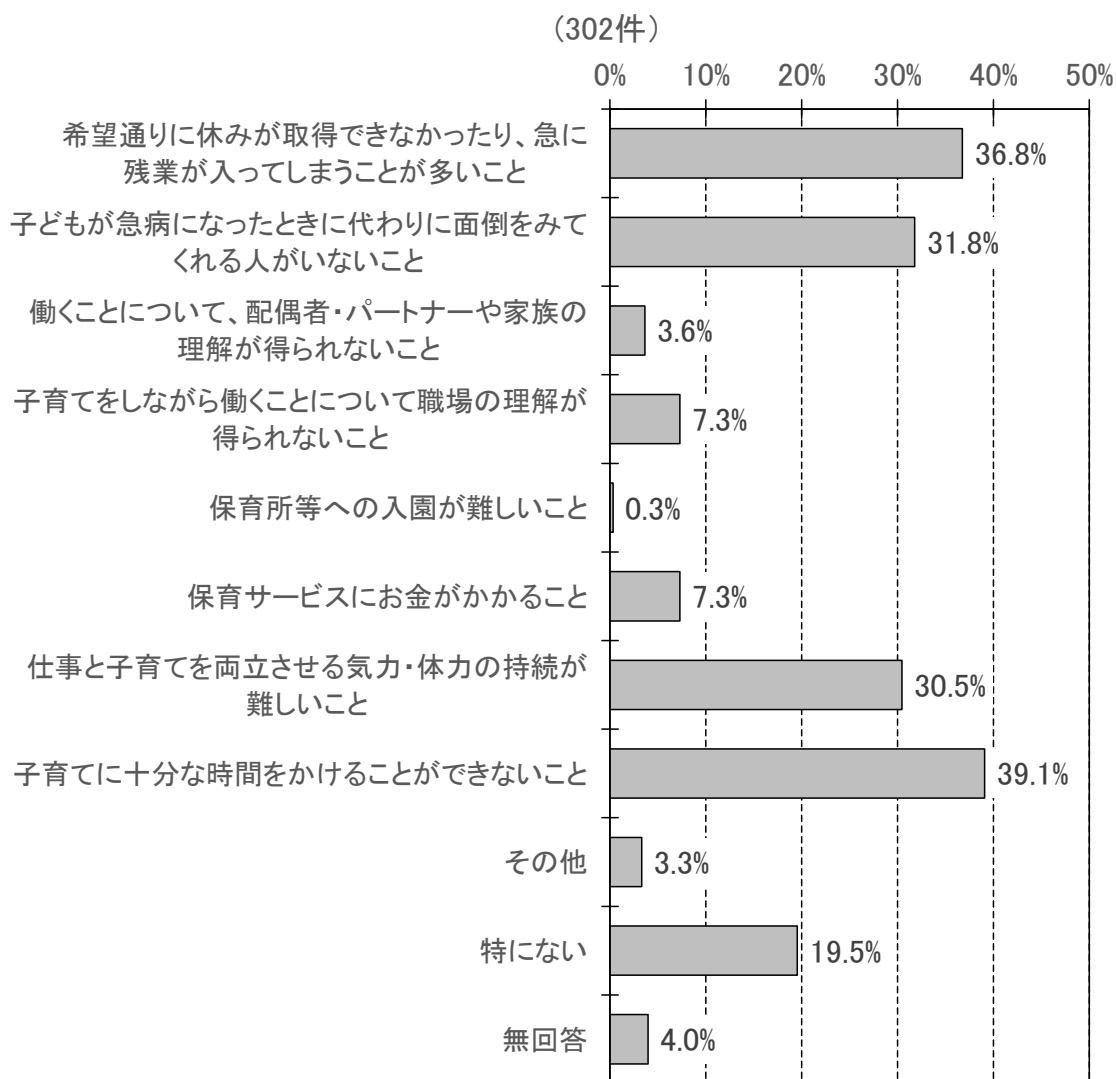


子育てと仕事や介護の両立状況について聞くと、父母ともに6割以上は「子育てと仕事や介護は両立できている」としています。

「仕事が負担になっている」という回答は、母親の方が父親よりも割合が高くなっています。

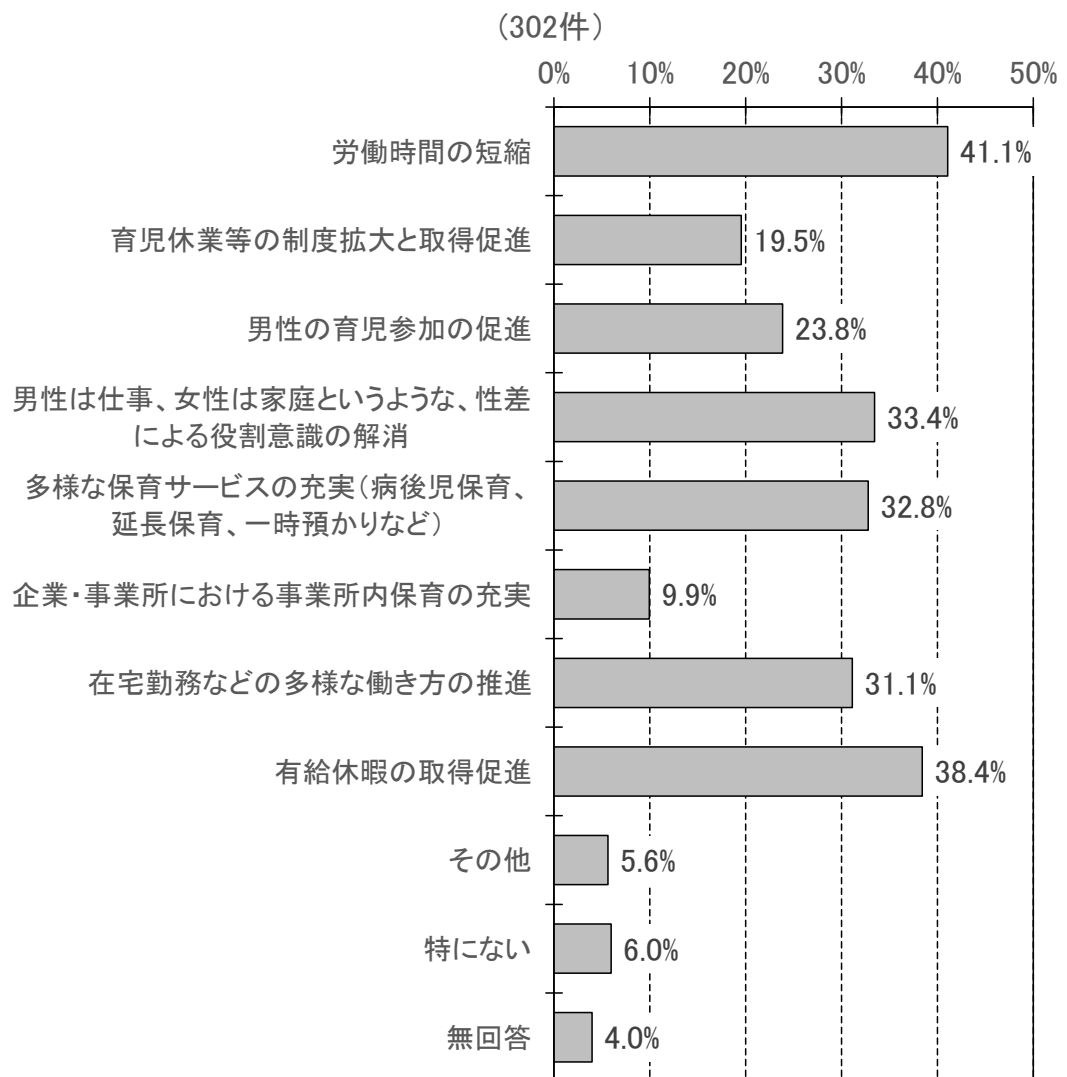


○仕事や介護と子育ての両立に関して大変だと感じていること



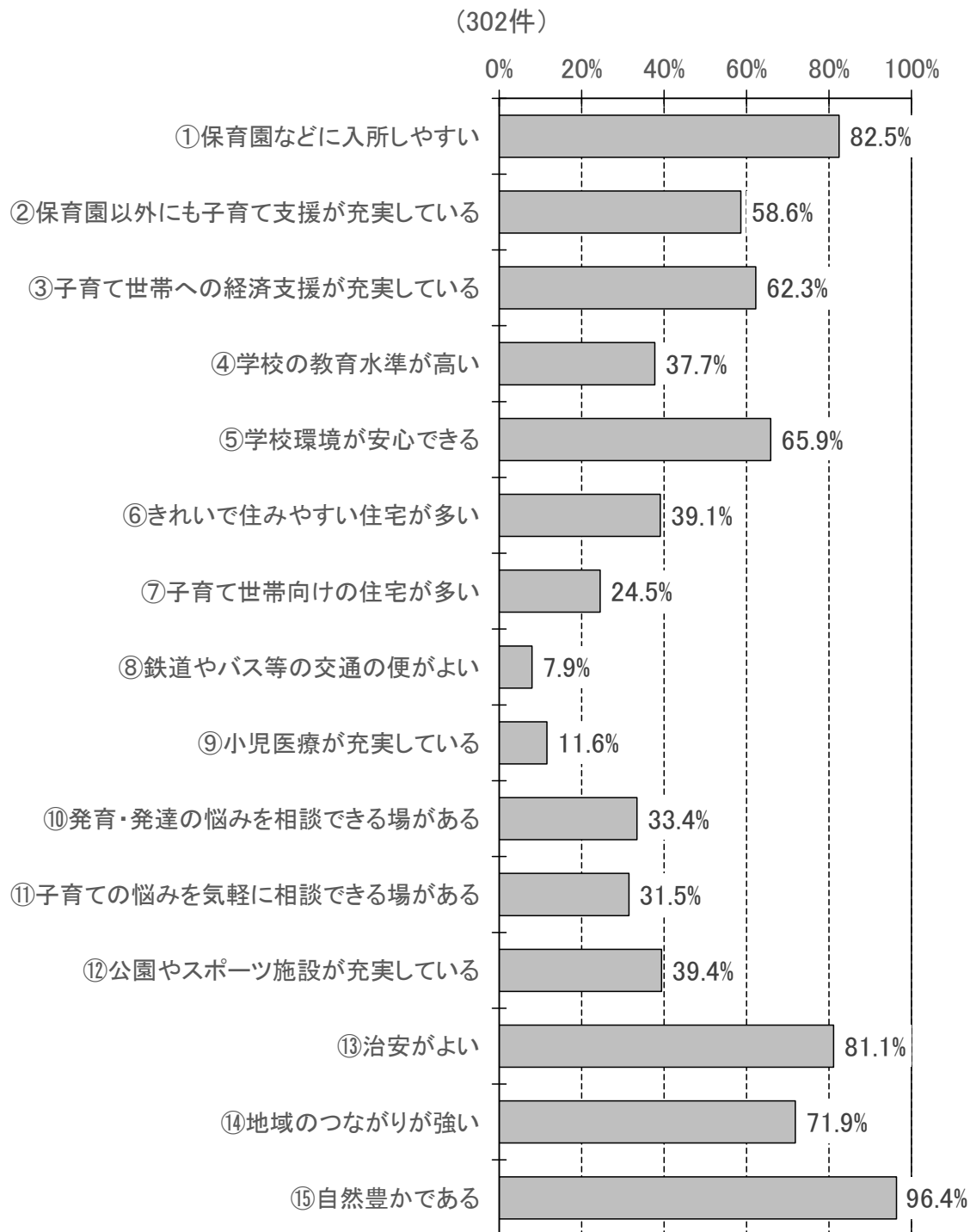
仕事と子育ての両立に関して大変だと感じていることとしては、「子育てに十分な時間をかけることができないこと」が 39.1%でもっとも多く、ついで「希望通りに休みが取得できなかったり、急に残業が入ってしまうことが多いこと」(36.8%)、「子どもが急病になったときに代わりに面倒をみってくれる人がいないこと」(31.8%)、「仕事と子育てを両立させる気力・体力の持続が難しいこと」(30.5%)なども3割以上が挙げています。

○仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うこと



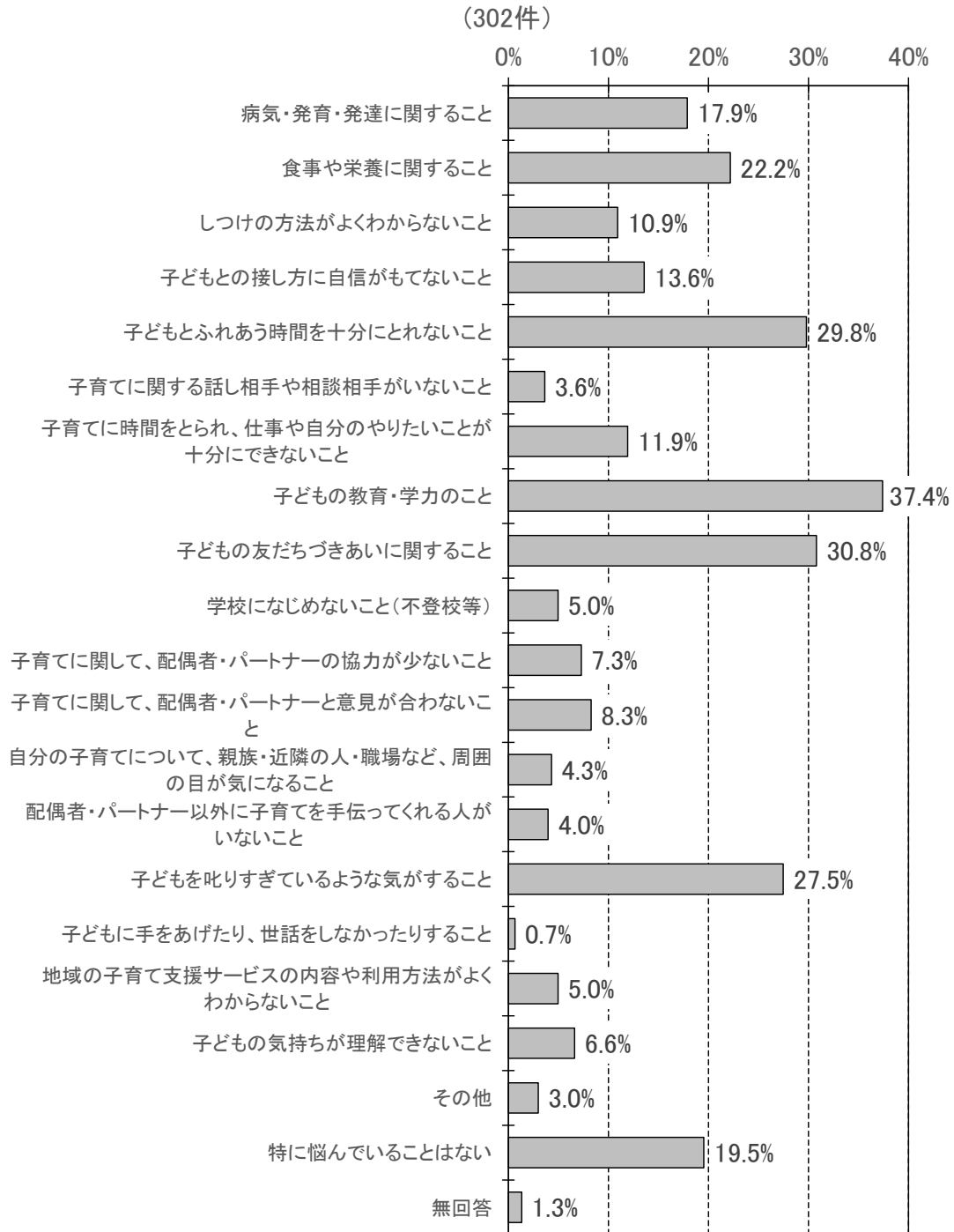
仕事と子育てを両立させるために重要だと思うこととしては、「労働時間の短縮」(41.1%)と「有給休暇の取得促進」(38.4%)などが4割前後で多くなっています。

5) 本町の子育て環境に対する評価



本町の子育て環境について“そう思う”（「とてもそう思う」、「そう思う」）という回答を整理すると、⑮自然豊かである（96.4%）、①保育園などに入所しやすい（82.5%）、⑬治安がよい（81.1%）の3項目については8割以上がそう思うとしています。

6) 子育てに関する悩み



子育てに関して悩んでいることについて聞くと、「子どもの教育・学力のこと」が 37.4%でもっとも多く、ついで「子どもの友だちづきあいに関すること」(30.8%)、「子どもとふれあう時間を十分にとれないこと」(29.8%) への回答が約 3 割と多くなっています。

前回調査(平成 31 年)では「子どもの教育・学力のこと」と「子どもの友だちづきあいに関すること」という項目がありませんでした。前回調査でもっとも回答が多かったのは「子どもとふれあう時間を十分にとれないこと」で 27.6%でした。

前回と項目を見直すことで小学生保護者の抱える悩みがより顕在化できたのではないかと思います。

7) 本町の子ども・子育て支援の取組に対する評価

○本町で独自に実施している子育て支援事業に対する満足度と重要度

<満足度>

	n	満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答
①ゆざっ子誕生祝い金	100.0% 302件	43.0% 130件	25.2% 76件	23.2% 70件	1.7% 5件	2.6% 8件	4.3% 13件
②すくすくゆざっ子支援金	100.0% 302件	40.4% 122件	26.2% 79件	22.5% 68件	2.6% 8件	3.0% 9件	5.3% 16件
③ゆざっ子エンゼルサポート	100.0% 302件	43.7% 132件	16.6% 50件	29.1% 88件	1.7% 5件	3.6% 11件	5.3% 16件
④放課後児童利用料補助	100.0% 302件	30.5% 92件	14.2% 43件	44.0% 133件	2.0% 6件	3.0% 9件	6.3% 19件
⑤子育て世帯移住奨励金	100.0% 302件	25.5% 77件	13.9% 42件	46.7% 141件	2.3% 7件	4.3% 13件	7.3% 22件
⑥ひとり親家庭教育支援事業	100.0% 302件	19.9% 60件	14.2% 43件	50.3% 152件	4.0% 12件	5.0% 15件	6.6% 20件

本町の子育て支援事業についての満足度をみると、“満足”（「満足」、「やや満足」）という評価が高いものは、①ゆざっ子誕生祝い金（68.2%）、②すくすくゆざっ子支援金（66.6%）、③ゆざっ子エンゼルサポート（60.3%）で、いずれも6割以上が“満足”と評価しています。

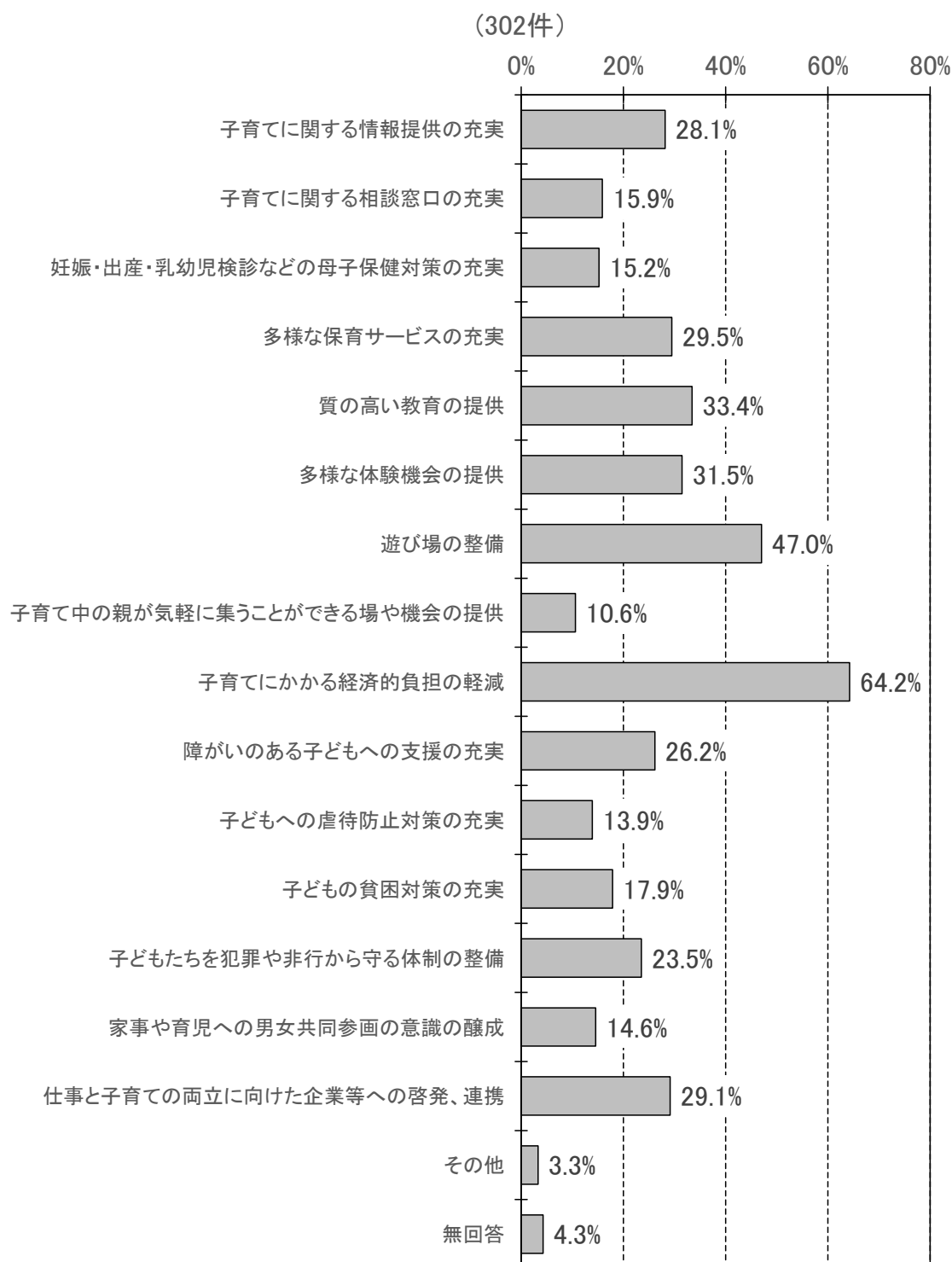
<重要度>

	n	重要	まあ重要	どちらとも いえない	あまり 重要でない	重要でない	無回答
①ゆざっ子誕生祝い金	100.0% 302件	49.0% 148件	23.5% 71件	10.9% 33件	1.3% 4件	2.0% 6件	13.2% 40件
②すくすくゆざっ子支援金	100.0% 302件	51.3% 155件	20.5% 62件	11.9% 36件	1.0% 3件	1.0% 3件	14.2% 43件
③ゆざっ子エンゼルサポート	100.0% 302件	49.0% 148件	17.9% 54件	15.9% 48件	1.7% 5件	1.7% 5件	13.9% 42件
④放課後児童利用料補助	100.0% 302件	45.0% 136件	13.9% 42件	22.5% 68件	2.0% 6件	1.3% 4件	15.2% 46件
⑤子育て世帯移住奨励金	100.0% 302件	33.8% 102件	17.2% 52件	27.2% 82件	4.0% 12件	3.0% 9件	14.9% 45件
⑥ひとり親家庭教育支援事業	100.0% 302件	38.7% 117件	19.2% 58件	23.5% 71件	1.7% 5件	2.0% 6件	14.9% 45件

本町の子育て支援事業についての重要度をみると、“重要ではない”（「あまり重要ではない」、「重要ではない」）という評価は低く、いずれの支援事業も“重要”（「重要」、「まあ重要」という評価が半数を超えています。

そのなかでも、①ゆざっ子誕生祝い金、②すくすくゆざっ子支援金については7割を超え高くなっています。

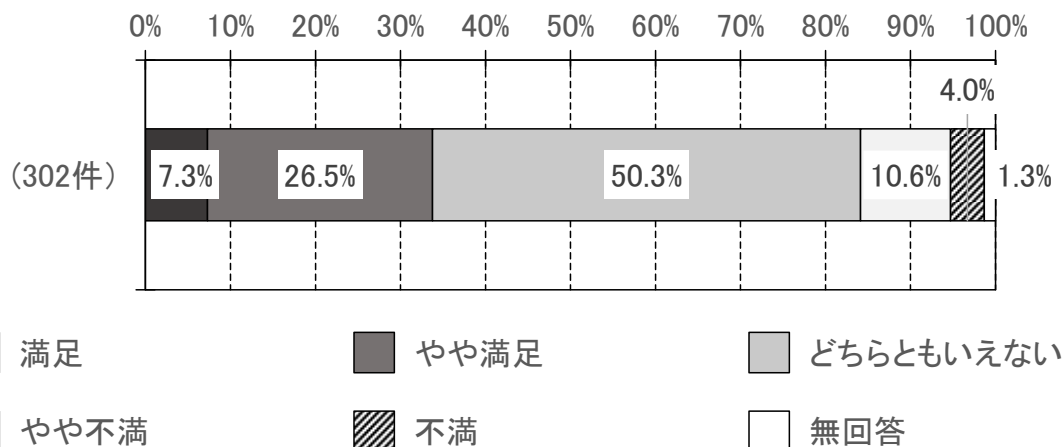
○今後、特に力を入れていくべきだと思う子育て支援



子育て支援として今後力を入れていくべきこととしては、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が64.2%でもっとも多く、ついで「遊び場の整備」、「質の高い教育の提供」などが挙げられています。

前回調査（平成 31 年）では「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」（48.4%）と「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」（46.8%）といった子どもたちの遊び場や居場所の整備を望む回答が多くなっていました。今回調査においても「遊び場の整備」（47.0%）への回答は多く、引き続き遊び場の整備への期待は大きいと思われます。また今回調査から経済的負担の軽減という項目を追加したところ、6割以上が「子育てにかかる経済的負担の軽減」を挙げており、これまで潜在化していたニーズが浮かび上がってきたものと思われます。

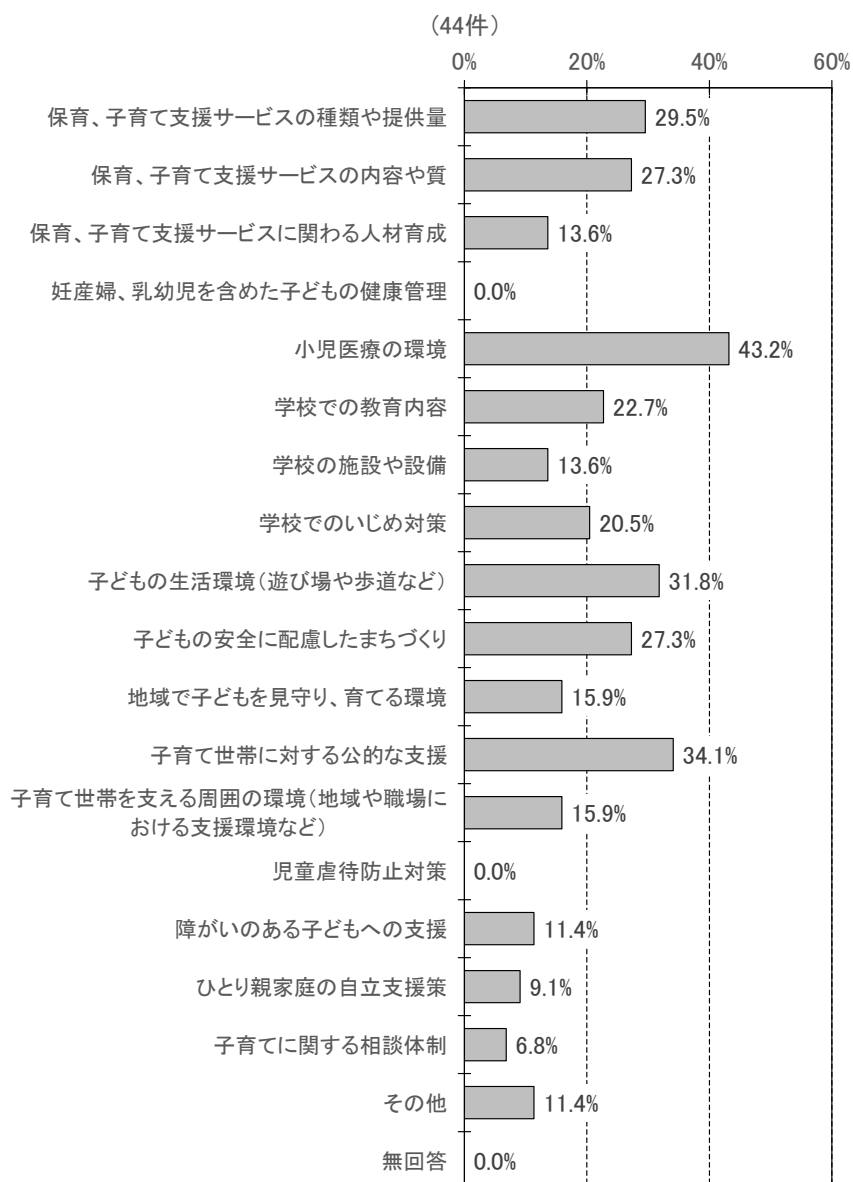
○本町の取組に対する総合的評価



本町の子育て環境や子ども・子育て支援の取組について総合的な評価を聞いたところ、「どちらともいえない」が50.3%でもっとも多くなっています。

「満足できる」と「まあ満足できる」を合わせて“満足”、「やや不満」と「不満」を合わせて“不満”として整理すると、“満足”は33.8%で、“不満”の14.6%を大きく上回っています。

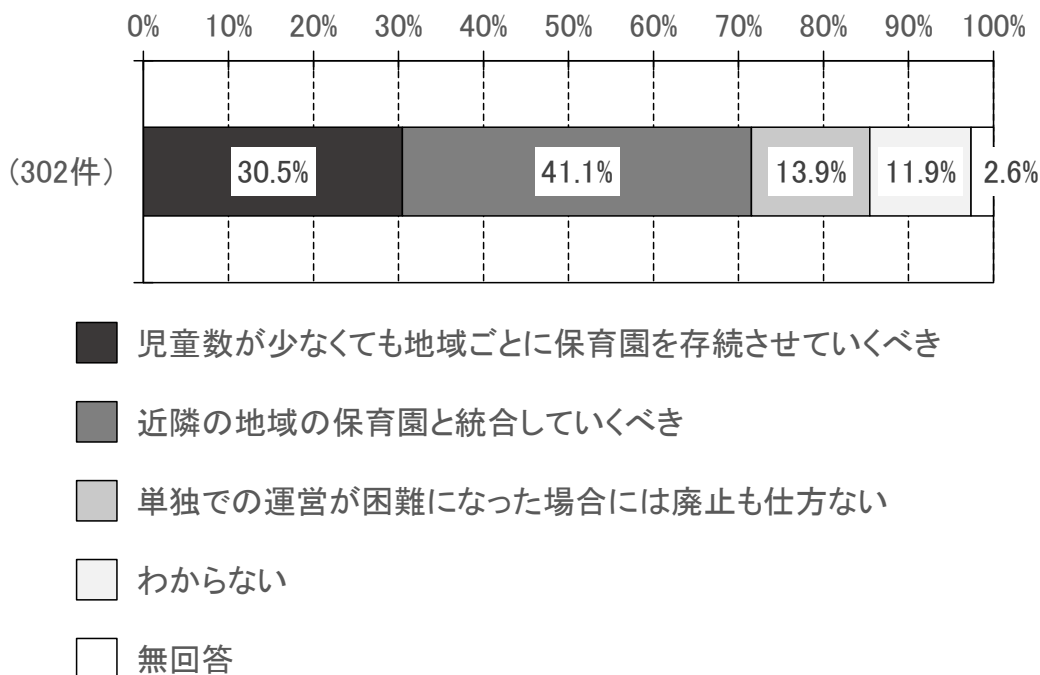
○本町の子ども・子育て支援に対する不満点



本町の子ども・子育て支援の取組について“不満”(「やや不満」と「不満」)という人にその理由を聞くと、「小児医療の環境」、「子育て世帯に対する公的な支援」、「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」、「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」などが多く挙げられています。

8) 子育て支援事業の今後のあり方について

○地域ごとの保育園のあり方



入所児童数が少なくなった場合、地域ごとの保育園の存続について聞いたところ、「近隣の地域の保育園と統合していくべき」が 41.1%でもっとも多くなっていますが、3割は「児童数が少なくても地域ごとに保育園を存続させていくべき」(30.5%)としています。

(3) ニーズ調査結果からみた施策課題

働いている母親が多く、仕事と子育ての両立に関しては仕事が負担になっているという母親が2～3割程度を占めています。

仕事と子育ての両立に関して大変なこととしては、就学前保護者では「子どもが急病になったときに代わりに面倒をみってくれる人がいないこと」が多く挙げられており、保育サービスや一時預かり等のサービスに対する潜在的なニーズは高いものと思われます。特に、子どもが病気の際の対応などについては突発的に発生するものであり、病児・病後児サービスなどの受け入れ体制だけではなく、柔軟な働き方を許容できるような職場の雰囲気や体制なども必要となり、事業者への働きかけや啓発活動など、幅広い取組が求められるものと思われます。

実際、仕事や介護と子育てを両立させるために重要だと思うこととしては、「多様なサービスの充実」だけではなく、「労働時間の短縮」、「有給休暇の取得促進」といった就労環境の改善・向上を望む意見多く挙げられていました。

本町の子育て環境については、自然豊かである、保育園などに入所しやすい、治安がよいといった点については高く評価されていますが、小児医医療が充実している、鉄道やバス等の交通の便がよいといった点については評価が低く、今後、長所を伸ばしつつも短所の改善に向けた取組を進めていくことが必要と考えられます。

本町の子育て支援の取組については肯定的に評価されているものの、不満点としては「小児医療の環境」や「子育て世帯に対する公的な支援」、「保育、子育て支援サービスの種類や提供量」などが挙げられており、今後特に力を入れていくべき支援としては、「子育てにかかる経済的負担の軽減」と「遊び場の整備」への回答が多く、長期的な課題としては小児医療の充実、直近の課題としては経済的な負担の軽減や遊び場などの整備に取り組んでいくことが必要と思われます。

Ⅲ 計画の基本的な方向

1. 基本理念

遊佐町総合発展計画第8次遊佐町振興計画（平成29～令和7年度）では、「オール遊佐の英知（町民力）を結集」をキーワードにめざす町の将来像を設定し、それを実現のため4つの基本目標を定めています。

これを受け、本計画の基本理念を子育て分野の基本目標にあたる「共に寄り添い 助け合い 幸せを実感できるまちづくり」と定め、家族や地域住民が寄り添い合い、誰もが幸せを実感できる地域社会をめざしていきます。

共に寄り添い 助け合い 幸せを実感できるまちづくり

2. 基本目標

「子ども・子育て支援制度」においては、以下の点を推進していくものとされています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障がいのある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が令和17年3月31日まで10年間延長されていることから、「子ども・子育て支援制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取組を内包したひとつの計画として推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取組の内容をわかりやすくひとつの体系に整理して着実な推進を図ります。

また、第3期計画からは「母子保健計画」の内容についても内包して一つの計画として整理していきます。

基本目標 1 地域における子育て支援の充実	子どもの幸せを第一に考え、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を支えられるさまざまな子育て支援サービスの確保・充実を推進します。 また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て世代や世代間交流の促進、地域資源を活用した活動など、地域の子育て力の向上に取り組みます。
基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進	安心・安全な妊娠・出産を支援するため、保健事業の確実な実施に努め、妊娠中から継続した支援体制の充実を図ります。 また、すべての子どもの健やかな成長を願い、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導の強化や基本的な生活習慣の確立に向け、食育の推進に取り組みます。さらに、思春期における保健対策や小児医療の助成対象を拡充し、安心して子どもを生み育てるための環境づくりを進めます。
基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を育み、かつ調和のとれた人間として成長するために、社会全体としての母性、父性の意識を醸成するための「次世代の親育て」として、さまざまな取組や支援体制の充実を図ります。 また、学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、教育や遊び、日常の暮らしの中で子どもの未知なる可能性や生きる力を育みます。
基本目標 4 子どもの安全の確保と安心して子育てができる生活環境の整備	近年の子どもに対する犯罪の増加等、子どもを取り巻く安全に関する環境が悪化していることから、子どもを危険から守り、安全を確保するため、地域や関係機関等と連携を図り、防犯活動や交通安全活動を推進します。
基本目標 5 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざし、育児休業制度への理解や家庭内における父親の育児参加の機会の促進等社会全体の意識の醸成を図るため、企業へのワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・支援を行うとともに、より一層の啓発を図り、普及を推進します。
基本目標 6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進	児童虐待防止対策の推進やひとり親家庭への自立支援、障がいのある子どもへの支援など、支援を必要とする家庭や子どもに対するきめ細やかな支援体制を整備します。 また、国では子どもの貧困問題について、各市町村での対策を努力義務としています。子どもの貧困問題については、今後対策を進めていきます。

3. 計画推進の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、居住区域のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら区域設定を行う必要があることから、全域を一地区として教育・保育提供区域に設定します。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

<産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

<子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

<職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。そのため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携をとりつつ、実情に応じた取組（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

(2) 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、これまでの次世代育成支援行動計画の内容を継承し、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取組を重点的に推進するための平成 26 年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が延長（令和 6 年改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となっています。

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取組を総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を引き続き一体的に推進していきます。

(3) 母子保健計画に対する考え方

母子保健は、すべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための基盤となるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等が重要です。

このような中、国ではこども基本法を令和 5 年 4 月に施行し、「こどもまんなか社会」としてすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指し、こども大綱を策定しました。

本町においては、国の「健やか親子 21（第 2 次）」等を基盤とし、平成 27 年度に遊佐町母子保健計画「すこやか親子 21（第 2 次）」を策定、令和 2 年度に中間評価を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を推進してきました。

そして、これまでの子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、令和 6 年 4 月に「こども家庭センター」を設置しました。

そして、この度、母子保健計画の計画期間（平成 27 年度～令和 6 年度）が満了するため、子ども・子育て支援事業計画に母子保健計画を包含する形とし、妊娠期から子育て期にわたる総合的な母子保健施策を引き続き一体的に推進していきます。

4. 施策の体系

1 地域における子育て支援の充実

- (1) 子育て支援のネットワークづくり
- (2) 児童の居場所づくり
- (3) 世代間交流の推進

2 親と子の健康の確保及び増進

母子保健計画

- (1) 切れ目ない妊産婦への保健対策
- (2) 親が主体性を持ち、安心して子育てができる環境づくり
- (3) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
- (4) 小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 家庭・地域の教育力の向上、次代の親の育成
- (2) 学校の教育環境の整備
- (3) メディアコントロールとネットモラルの啓蒙

4 子どもの安全の確保と安心して子育てができる生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備
- (2) 安全教育及び防犯対策の推進
- (3) 被害を受けた子どもの保護対策

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備
- (2) 多様な働き方に対応した子育て支援の推進

6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

- (1) 子ども虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

Ⅳ 施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

(1) 子育て支援のネットワークづくり

① 子育てサークルの育成及び活動支援

担当課

健康福祉課（子育て支援係）

事業概要

子育て支援センターにおいて、子育てサークルの育成と活動を支援しています。自主的な組織として活発な活動ができるよう支援の継続と子育てサークルのリーダーを育成します。

取組の方向

継 続

今後も継続して取り組んでいきます。

② 地域子育て支援体制の促進

担当課

健康福祉課（子育て支援係）

事業概要

地域の母親や祖父母等の子育て経験を生かし、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めます。

取組の方向

継 続

今後も継続して取り組んでいきます。

③ 情報提供

担当課

健康福祉課（子育て支援係）

事業概要

町のホームページにおいて子育てに関する情報提供の拡充を検討します。

取組の方向

改 善

子どもセンターの事業実施や、一般的な広報内容については町ホームページ、各園のお知らせなどは一斉配信などにより個別に周知を行っている。

町ホームページでの階層分けが煩雑で、事業によっても更新間隔にばらつきがあるなど決して充実した内容ではないため、令和7年度に町ホームページのシステム更新に合わせ見直しを図ります。

(2) 児童の居場所づくり

① 児童の居場所づくり

担当課

健康福祉課(子育て支援係)
教育課(社会教育係)

事業概要

放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施により、放課後の児童の居場所づくりを進めます。

遊佐町子どもセンターや旧小学校の空き教室、公共施設を利活用し、放課後の居場所を提供します。

取組の方向

改 善

学童未整備地区で運営している放課後子ども教室について、継続が難しくなっているため、早急に代替組織を作る必要があります。

放課後児童対策推進会議を設立し問題点の洗い出しと整備の方向性について計画していきます。

② 児童の健全育成

担当課

企画課(まちづくり支援係)

事業概要

地区まちづくり協議会の取組をとおして、学校・家庭・地域との連携を図りながら、児童の健全育成に努めていきます。

取組の方向

継 続

地区住民運動会、地域の宝子ども活動発表会（遊佐地区）などを実施し、児童の健全育成に努めています。

引き続き各地区まちづくり協議会の取組をとおして、学校・家庭・地域との連携を図りながら、児童の健全育成に努めていきます。

③ 学校開放

担当課

健康福祉課(子育て支援係)
教育課(社会教育係)、(総務学事係)

事業概要

学校施設が有効に使われるように、安全面や管理面に注意を払いながら、学校施設の開放を図ります。(スポーツ少年団の利用等)

取組の方向

継 続

令和5年4月に新小学校が開校し、旧小学校の体育館・グラウンドについては時間を拡大して開放しています。

旧校舎の利活用については空き校舎利活用計画に基づいて進めていきます。

④不登校・引きこもり対策

担当課

教育課(学校指導係)

事業概要

適応指導教室「友遊スクール」を開設し、児童生徒並びに教職員、保護者等との教育相談を引き続き行っていきます。

教育なんでもダイヤル相談を開設し、児童生徒の教育上の問題や悩みの相談に応じ、問題解決に努めます。

取組の方向

継 続

利用は減少傾向にあります。コロナ禍を経て、中学校では学校には行けなくてもオンライン授業で学校・学級でつながる生徒が増加しています。また、校内教育支援センター（別室登校）利用者も増加し、友遊スクールについて周知はしているが利用になかなかつなげていない状況です。

今後も一定数の利用希望者が維持されると予想されるため、サービスを提供していきます。

(3) 世代間交流の推進

①地区まちづくり協議会活動世代間交流事業

担当課

企画課(企画係)

事業概要

各地区まちづくり協議会で、地区の特色を活かした独自事業の実施を支援していきます。

取組の方向

継 続

各地区まちづくり協議会で夏まつり、秋まつりなど地区の特色を活かした独自事業を実施しており、引き続き各地区まちづくり協議会の世代間交流事業を支援していきます。

②保育園世代間交流事業

担当課

健康福祉課(子育て支援係)

事業概要

各保育園において、地域の特性を活かした世代間交流事業の充実を図り継続して実施します。

取組の方向

継 続

町に伝わる伝統行事や食文化を地域の年長者の方から教わる中で、世代間交流の充実を図っています。

引き続き伝統文化にまつわる体験を通じて世代間交流の充実を図ります。

基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進

母子保健計画

(1) 切れ目ない妊産婦への保健対策

担当課

健康福祉課（健康支援係）

事業概要

- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月に健康福祉課健康支援係に「こども家庭センター」を開設しました。
- 妊娠届出数は、徐々に減少しており、令和5年度は39件となっています。
(経産婦が7割、初産婦が3割)
- 妊娠届は妊娠11週までの届出が約9割となっています。面談をもとに作成した妊婦リスクアセスメント票により、リスクの高い妊婦については妊娠初期から保健師が継続的に関わり、出産後も支援を行っています。
- 安心・安全な出産・子育てが行えるよう「子育てセルフプラン」を作成し妊娠届時に配布しています。また、妊娠期から子育て期における相談窓口を紹介し、情報提供を行っています。
- エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）9点以上の産婦の割合は4%前後で推移しています。産後の子育てを支援する産後ケア事業も定着し、利用者が増えています。
- 産後に気分が落ち込んだりイライラすることがあった母親の割合は50%前後と横ばいの状況ですが、産後の心配事について誰かに相談し解消された母の割合は、令和5年度は100%でした。産前産後に相談できる人がいる母親の割合も100%となっています。また、妊娠・出産に満足している母親の割合は令和5年度に96.9%と高く、国の目標の85%を大きく上回っています。

取組の方向

継 続

- 母子健康手帳交付時に全妊婦との面談から、妊婦とその家族の健康状態や生活状況、心理状況の把握に努め、情報提供や保健指導を行っています。また妊婦一般健康診査の費用を助成し、受診を勧めることで母子の健康保持増進を図ります。
- 児童虐待の観点から、今後もエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を活用していくと共に、赤ちゃんおむつプレゼント事業等をとおして、母親へのきめ細かい支援を心がけていきます。
- 妊娠期から産後にかけて、医療機関との情報共有や関係者による検討会において支援方針の検討・評価を行います。リスクの高い妊産婦等必要な方に対しては、不安を軽減しながらゆったりとした育児ができるよう支援を行います。

母子保健計画における指標の達成状況

No.	指 標	策定時		中間評価		最終評価		目標値 (R11)
		ベースライン値 H25	目標値	直近値 H30	目標値	直近値 R5	評価	
1	妊娠11週までの妊娠届出の割合 (事業実績)	H25 78.5%	90.0%	84.5%	92.0%	89.7%	B	92%
2	低出生体重児の割合 (事業実績)	12.8%	減少	9.3%	減少	6.3%	A	減少
3	喫煙する妊婦の割合 (妊娠届出台帳より)	4.6%	0%	1.3%	0%	0%	A	0%
4	喫煙する夫のうち分煙注1している割合 (妊娠届出台帳より)	58.5%	60.0%	62.5%	65.0%	75%	A	80%
5	飲酒する妊婦の割合 (厚労省調査)	1.7%	0%	0%	0%	0%	A	0%
6	喫煙する夫(パートナー)の割合 (妊娠届出台帳より)	—	—	43.6%	減少	20.5%	A	20%
7	新生児(乳児)訪問に満足した産婦の割合 (3～4か月健診アンケート)	92.5%	増加	98.7%	95%以上	96.8%	A	95%
8	産後に気分が落ち込んだりイライラすることがあった母親の割合 (3～4か月健診問診票)	50.7%	減少	48.7%	減少	50%	C	50%
9	産後の心配事について誰かに相談し、解消された母親の割合 (3～4か月健診問診票)	94.1%	増加	83.9%	増加	100%	A	95%
10	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)9点以上の割合 (事業実績)	6.3% (国 8.4%)	減少	9.7% (国 8.5%)	—	3.3%	A	9%
11	産前産後に相談できる人がいる母親の割合 (妊娠届出アンケート)	—	—	100%	100%	100%	A	100%
12	妊娠、出産に満足している母親の割合 (厚労省調査)	—	—	93.6%	95.0%	96.9%	A	85%

※目標値は国の指標を参考に決定しています

【評価(策定時の目標値と現状値の比較の結果)】

- A：目標を達成した
- B：目標に達していないが改善した
- C：変わらない
- D：悪くなっている
- E：評価できない

母子保健計画

(2) 親が主体性を持ち、安心して子育てができる環境づくり

担当課

健康福祉課（健康支援係）

事業概要

- 「子育てが楽しいと思う母親の割合」「ゆったりとした気分で子供と過ごせる時間がある母親の割合」が3～4か月児の年代は9割以上ありますが、1歳6か月児、3歳児の年代では減少しています。
- 子どもを虐待していると思われる母親の割合は策定時（平成25年）より減少していますが、子どもの年齢が上がるにつれて割合が増加しています。
- 積極的に育児をしている父親の割合は策定時（平成25年）に比べ増加しています。
- 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合は、中間評価時（平成30年）よりは減少しています。
- この地域で子育てをしたいと思う親の割合は策定時（平成25年）より増加しています。
- 地域に向けた子育て支援の講演会は「SOS 受け止め方教室」「健康推進員研修会」「民生児童委員会研修」と年に3回開催しています。

取組の方向

継 続

- 保護者が子育てに関する情報にアクセスしやすいような環境整備が必要です。また、子育て情報について、対象者にスムーズに届けられるようDX化を推進していきます。
- 父親が主体的に育児に関われるように、妊娠期からの情報発信を行っていきます。また、町が主催するマタニティ教室への参加を促し、父親になることへの意識づけを行っていく必要があります。
- 親が育てにくさを感じた時に適切に対処できるよう、乳幼児健康診査等の機会をとらえ、チラシ等を使い発達過程の周知に努め、子どもとの関わり方について助言し、医療機関や保育施設等と連携して支援を行います。
- 全国的に核家族化が進み、子育て家庭が孤立して育児をするという状況が広がっています。保護者と児童が抱える課題について理解を深め、地域全体で支援していけるように、健康推進員・民生児童委員等を対象として、定期的に研修会を開催します。
- 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」をヤングケアラーといい、全国的に問題になっています。ヤングケアラーは家庭内の問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。各関係機関等との連携を強化し、多機関連携による支援につなげられるよう取り組んでいきます。
- 子どもが不安や悩みなど心に負担を感じた時は、自分から信頼できる人に打ち明け、助けを求められるよう小学生、中学生向けのSOSの出し方教室と保護者向けのSOSの受け止め方教室を実施します。

母子保健計画における指標の達成状況

No.	指標	策定時		中間評価		最終評価		目標値 (R11)
		ベースライン H25	目標値	直近値 H30	目標値	直近値 R5	評価	
1	子育てが楽しいと思う母親の割合	3～4か月児 92.0%	増加	92.3%	増加	96.9%	A	増加
		1歳6か月児 84.7%	増加	89.3%	増加	73.3%	D	増加
		3歳児 78.4%	増加	79.7%	増加	80.3%	C	増加
2	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	3～4か月児 95.0%	維持	92.3%	95.0%	93.8%	B	92%
		1歳6か月児 86.5%	88.0%	88.9%	89.5%	81.6%	D	85%
		3歳児 75.0%	77.0%	76.7%	79.0%	69.7%	D	75%
3	子どもを虐待していると思われる母親の割合	3～4か月児 7.0%	減少	3.8%	減少	3.1%	A	5%
		1歳6か月児 17.8%	減少	12.3%	減少	2.6%	A	15%
		3歳児 38.3%	減少	24.3%	減少	25.4%	D	30%
4	積極的に育児をしている父親の割合	61.2%	63.0%	69.9%	75.0%	75.9%	A	70%
5	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	75.8%	80.0%	91.4%	95.0%	84.7%	D	95%
6	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.4%	95.5%	97.8%	98.0%	99.0%	A	95%
7	地域に向けた子育て支援の講演会の開催	1回/2年	1回/2年	1回/2年	1回/2年	3回/年	A	2回/年

※目標値は国の指標を参考に決定しています

【評価（策定時の目標値と現状値の比較の結果）】

- A：目標を達成した
- B：目標に達していないが改善した
- C：変わらない
- D：悪くなっている
- E：評価できない

母子保健計画

(3) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

担当課

健康福祉課（健康支援係）

事業概要

- 乳幼児健診の受診率は、医療機関管理の児を除き 100%となっています。各乳幼児健診では、歯科衛生士、家庭児童相談員、管理栄養士等に相談できる体制をとり、個別に相談できるようにしています。また、その時期に合わせた育児のポイントをリーフレットにし、今後の子どもの発達の目安についても説明しています。
- むし歯のない幼児の割合は、1 歳 6 か月児健診では 100%、3 歳児健診では 94.1%といずれも目標を達成しています。
- 子育て中の両親の喫煙率は、父親は目標は達成しませんでした。母親は目標を達成しています。受動喫煙対策としては、町内の全集落公民館での分煙対策が徹底されました。
- 子どもの発達についての相談機関はあるものの、療育機関が限られており、希望した療育が受けられない状況があります。
- 1 歳 6 ヶ月までに 4 種混合、麻しん、風しんの予防接種を終了している者の割合は変化が見られず現状維持の状況です。
- 事故防止対策については、乳幼児健診のアンケートから何らかの事故防止対策を行っている家庭が 100%となっています。
- 肥満傾向、やせ傾向にある児童生徒の割合は、中間評価時（平成 30 年）より減少しています。肥満傾向にある小学生は1.3%、中学生は12.6%、やせ傾向にある小学生は0%、中学生は2.8%となっています。
- 小・中学生の 1 人平均う歯数（DMF 指数）は、全国平均、県平均と比較し低い状況となっていますが、中間評価時（平成 30 年）より増加しています。保育園や認定こども園、小学校においては、毎年歯科衛生士による歯科教室や寸劇などでむし歯予防教育を実施しています。

取組の方向

継 続

- 乳幼児健診で児の健康状態や成長発達の確認を行うとともに、育児に心配な事があった場合は、歯科衛生士、家庭児童相談員や管理栄養士等専門職の助言を得られるよう支援していきます。
- 子どもとの関わり方については、直接ふれ合える親子遊びを通して、感情を共有する喜びを得られるような仕掛けを作っていきます。子どもセンターや社会教育分野との連携を図っていきます。
- 子どもの発達についての相談は、町の巡回相談、児童相談所の発達検査、県の早期コンサルティング事業等を活用し、その助言をもとに、保育機関とも連携を密にし、児の家族と目標を共有し児の発達を支援していきます。
- 歯科保健においては、子ども自身が正しい歯磨き習慣を身につけ、自己管理ができるように、保育園や認定こども園、小学校での歯科教育を継続して取り組んでいきます。
- 思春期の心の相談窓口として、教育委員会で配置するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの他、町で実施するひきこもり相談や若者居場所支援、各種オンライン相談等の周知を図ります。

母子保健計画における指標の達成状況

No.	指 標		策定時	中間評価		最終評価		目標値 (R11)	
			ベースライン値 (H25実績) ※厚労省調査：H27実績	目標値	直近値 (H30実績)	目標値	直近値 (R5実績)		評価
1	むし歯のない幼児の割合 (事業実績)	1 歳 6 か月児	H23～25平均 99.20%	増加	H28～30平均 98.40%	増加	R3～R5平均 100%	A	100%
		3 歳児	H23～25平均 82.7% (国H24 81.0%)	増加 (国85.0%)	H28～30平均 87.8% (国83.0%)	増加 (国90.0%)	R3～R5平均 94.1%	A	90%
2	仕上げ磨きを毎日している親の割合（1 歳 6 か月児） (事業実績)		90.3%	増加	89.3%	増加	86.0%	D	85%
3	子どもの食事で心配がある親の割合（3 歳児） (事業実績)		30.7%	減少	41.9%	減少	43.9%	D	減少
4	乳児のSIDS死亡件数 (事業実績)		0件	0件	0件	0件	0件	A	0件
5	子育て中の両親の喫煙率	父親	45.2% (国41.5%)	40.0% (国30.0%)	39.3% (国38.4%)	35.0% (国20.0%)	35.5%	B	30%
	(厚労省調査)	母親	5.2% (国8.1%)	4.0% (国6.0%)	4.9% (国6.6%)	3.0% (国4.0%)	1.3%	A	4%
6	事故防止対策をとっている乳幼児のいる家庭の割合 (子育て等に関するアンケート)		98.2%	100%	100%	100%	100%	A	100%
7	1 歳 6 か月までに 4 種混合、麻しん、風しんの予防接種を終了している割合 (厚労省調査)		四種混合 93.8% (三種混合)	増加	四種混合 97.3% (三種混合)	増加	97.7%	C	98%
			麻疹・風疹 90.7%	増加	麻疹・風疹 89.3%	増加	90.2%	C	92%
8	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合 (厚労省調査)		86.8% (国H26 83.3%)	88.0% (国90.0%)	85.7% (国89.4%)	90.0% (国95.0%)	93.1%	A	95%
9	小学校6年生の1人平均う歯数 (DMF指数)		0.22本	減少	0.09	0.1本 以下	0.17本	D	0.1本 以下
10	肥満傾向にある児童生徒の割合		9.1%	減少	9.7%	減少	5.7%	A	7.0%
11	やせ傾向にある児童生徒の割合		1.2%	減少	1.6%	減少	1.1%	A	1.0%
12	毎日朝ごはんを食べる割合（小学6年生）		96.9%	増加	92.4%	95.0%	93.7%	D	92%

※目標値は国の指標を参考に決定しています

【評価（策定時の目標値と現状値の比較の結果）】

- A：目標を達成した
- B：目標に達していないが改善した
- C：変わらない
- D：悪くなっている
- E：評価できない

(4) 小児医療の充実

① 医療体制

担当課

健康福祉課(健康支援係)

事業概要

県、近隣市町、関係機関と連携し、救急医療体制をはじめとする小児医療体制の充実を図っていきます。

取組の方向

継 続

地区医師会、近隣市町と連携をはかりながら休日診療所について周知を実施した。また、かかりつけ医を持つ家庭の割合が令和 5 年度 3 ～ 4 か月健診で 96.9%、3 歳児健診では 97.0%と高くなっています。

今後も県、近隣市町、関係機関と連携していきます。また、小児救急電話相談 #8000 の周知のためリーフレットを継続して配布していきます。

② 子育て支援医療制度

担当課

健康福祉課(国民健康保険係)

事業概要

18 歳までの医療費の自己負担について無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていきます。

取組の方向

継 続

対象世帯への医療証を交付し該当世帯の 18 歳以下児童に係る経費を無償としました。今後も継続して取り組んでいきます。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 家庭・地域の教育力の向上、次代の親の育成

① 学校・家庭・地域との連携

担当課

教育課(学校指導係)

事業概要

学校と家庭との連携を深めていくため、引き続き授業参観、三者面談等を行います。
全小中学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が課題等を共有しながら家庭や地域の声を学校運営に活かしていきます。

取組の方向

改 善

全小中学校において、計画的に授業参観、三者面談等を実施しています。
教職員の地域活動への積極的な参加については、教育課程内の取組については充実させていきます。

② 少年教室の開催

担当課

企画課(企画係)

事業概要

地区まちづくり協議会においてそれぞれが地域の特性を活かした自然体験や活動を行い、郷土愛を育むとともに、豊かな心と健全な身体を育むため、少年教室を今後も開催していきます。

取組の方向

継 続

わらびっこ探偵団(蕨岡)、わんぱく広場(遊佐)、ザッコしめ教室(高瀬)、ふるさと少年教室(吹浦)など各地区まちづくり協議会において地域の特性を活かした活動を実施しています。
引き続き各地区まちづくり協議会の少年教室開催を支援していきます。

③ 中学生・高校生のボランティア活動

担当課

教育課(社会教育係)

事業概要

ボランティアを通してさまざまな人達とふれあいながら、地域について学び、社会力を育んでいけるように各種ボランティア活動への積極的な参加を促進します。

取組の方向

継 続

ここ数年、青少年育成センター、青少年指導員、各自治会役員の方々より支援をいただき一緒にボランティア活動を行っています。今後も様々な工夫をしながら地域社会参加を深めていきます。

④緑の少年団育成事業

担当課

産業課(水産林業係)

事業概要

森林を活用した青少年の育成を行うことにより、身近な里山の自然を愛し守っていかうという意識を早期から育てていくために、緑の少年団活動を引き続き実施します。

取組の方向

継 続

藤崎・吹浦小学校で実施していた緑の少年団活動は、統合遊佐小学校にも引き継がれ、4年生を対象とした入団式や森林学習などを実施しています。

令和5年度の小学校統合においても緑の少年団事業は継続することになりましたが、小学校統合を踏まえ、事業の展開や森林学習については検討をしていきます。

⑤ふれあい体験

担当課

健康福祉課(子育て支援係)

事業概要

遊佐高校の授業（選択コース）において、遊佐保育園の乳幼児とふれあい体験を引き続き行っています。

取組の方向

継 続

乳幼児とのふれあい体験を通じて、子育ての喜びや保育に関する仕事の大切さを知るきっかけになることを目的にしています。

体験後の高校生の意見を参考にしながら、引き続き子育てについて考える機会を提供していきます。

⑥職場体験事業

担当課

教育課(学校指導係)
健康福祉課(子育て支援係)

事業概要

遊佐中学校2年生による職場体験事業をとおり、乳幼児とふれあう機会を設けていきます。

取組の方向

継 続

職場体験の一環として、幼稚園・保育園を訪問する生徒が乳幼児とふれあう機会を設けています。

今後も職場体験の一環として取組んでいきます。

(2) 学校の教育環境の整備

①信頼され続ける学校づくり

担当課

教育課(学校指導係)

事業概要

家庭や地域の理解と信頼が得られるように外部評価を取り入れ、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の健やかな成長を見守っていきます。

取組の方向

継 続

学校評価を子どもや保護者を対象に行い、学校経営改善に生かしています。
今後も同様に実施していきます。

②学力の向上

担当課

教育課(学校指導係)

事業概要

児童生徒相互の学びあいを充実させて、学ぶ楽しさが味わえる授業や小学校と中学校の情報交換と学びあいを緊密にして義務教育9年間で視野に入れた学習指導を行っています。

取組の方向

継 続

小中の教職員が合同で研修会を行い、小中連携の視点で学力向上を目指した取組を行っています。
連携の視点は数多くあるため、今後も継続して取り組んでいきます。

③心の教育

担当課

教育課(学校指導係)

事業概要

自然宿泊体験活動を実施して豊かな感性とたくましく生きる力を育み、地域学習を通してふるさとのよさに気づき、大切にする心を育てます。

取組の方向

継 続

小学5年生は2泊3日、4年生は1泊2日で実施し、中学校は宿泊なしで、地域の特色を活かした学習に取り組んでいます。
これまでの各学校での取組を継続していきます。

④健康な身体づくり

担当課

教育課(学校指導係)

事業概要

体育の授業を中核に教育活動全般を通して運動する機会を設けて体力の向上を図るとともに、家庭との連携による健康教育も行います。

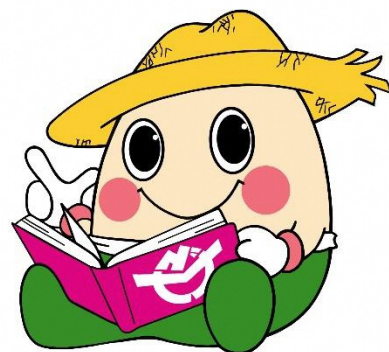
学校保健委員会や町学校保健協議会の活動を充実させ、児童生徒の健康、安全、食に関する課題解決に取り組みます。

取組の方向

継 続

遊佐町学校保健協議会にテーマとして「体力・運動能力の向上」をあげ、全小中学校で取組が行われています。

これまでの各学校での取組を継続していきます。



(3) メディアコントロールとネットモラルの啓蒙

① メディアコントロール

担当課

健康福祉課(健康支援係)、(子育て支援係)

事業概要

乳幼児健診等の機会を活用し、保護者へメディアの上手な利用について引き続き周知を図ります。

取組の方向

継 続

乳幼児健診時にリーフレットを配布するとともに、メディアの上手な使い方やメリットデメリットを説明しています。

乳幼児健診時にリーフレットを配布したり、健診のオリエンテーションで啓発してきましたが、メディア視聴時間が2時間未満の家庭の割合は令和5年度の3歳児健診で59.1%と平成30年度より17.9ポイント低くなっていきます。

メディアの発達により、メディアコントロールの必要性はより身近になりつつあります。乳幼児健診で面接時に聞き取りして、メディア利用について保護者とともに考え、メディアと上手に付き合うための工夫を伝えていく必要があります。

メディアとの付き合い方について広く啓発していくとともに、メディア視聴時間が長い場合は、状況を聞き取りし改善できるよう一緒に考えていきます。

② ネットモラルの啓蒙

担当課

教育課(学校指導係)、(社会教育係)

事業概要

学校において、子どもたちがSNSの不適切な利用により、犯罪に巻き込まれることやネット依存による心身への悪影響を防止するための取組をします。

また、地域やPTAと連携しながら、保護者に対する啓発も併せて行います。

取組の方向

継 続

外部機関と連携し、専門家から指導を受ける場を設けています。

これまでの各学校での取組を継続していきます。

基本目標 4 子どもの安全の確保と安心して子育てができる生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

① 公営住宅の整備

担当課

地域生活課(管理衛生係)

事業概要

施設の老朽化が進んでいることから、計画的な改修、建て替えを図っていきます。

取組の方向

継 続

平成 30 年度に改訂した町営住宅長寿命化計画に基づき、給水設備改修工事に係る設計業務委託を行いました。令和 6 年度にも同様の改修工事を行いました。
長寿命化計画に基づき、継続して整備していきます。

② 住宅リフォーム資金利子補給制度

担当課

地域生活課(管理衛生係)

事業概要

住みよい住宅の確保支援策として、住宅の建設や修繕に必要な借入資金の利子の一部を負担します。住みよい住宅の確保支援策として継続して実施していきます。

取組の方向

継 続

「住宅リフォーム資金利子補給制度」では持家住宅リフォーム支援金事業が町民の間に浸透したこともあり、令和 4 年度 2 件、令和 5 年度 1 件の申請となっています。
今後も事業内容の周知を行い、支援金利用につながるように事業に取り組んでいきます。

③ 定住促進建設整備支援事業

担当課

地域生活課(管理衛生係)

事業概要

若い世代の定住対策として、定住住宅新築支援金、定住住宅取得支援金、定住賃貸住宅建設支援金制度、持家住宅リフォーム支援金制度を継続して実施していきます。

取組の方向

継 続

「定住促進建設整備支援事業」の令和 5 年度実績で、若者世代（40 歳未満）が結婚・独立・または U ターンするために家を新築したケースが 12 件、購入したケースは 6 件あり、若者世代の定住に一定の効果があると見込まれます。

多くの方に利用してもらえるように引き続き制度の周知を行っていきます。町外、県外からの移住を検討している方にも利用してもらえるよう、定住促進係と連携を図って事業に当たっていきます。

④歩道の整備

担当課

地域生活課(土木係)

事業概要

通学路などの歩道の安全性・利便性の向上に努めていきます。

取組の方向

継 続

遊佐町通学路安全推進会議により他機関と情報共有を図り、引き続き安全性・利便性の向上を進めています。

⑤交通安全施設の整備

担当課

地域生活課(土木係)

総務課(危機管理係)

事業概要

車両・歩行者等の安全確保のため、交通安全標識、区画線、カーブミラーの整備等、必要な整備を図ります。

取組の方向

継 続

遊佐町通学路安全推進会議により他機関と情報共有を図り、引き続き安全性・緊急性の観点から整備を進めています。

⑥都市公園等の維持管理

担当課

地域生活課(管理衛生係)

事業概要

遊佐町都市公園・河川公園再整備基本計画に基づき、令和2年度に再整備完了し、以降は維持管理に努め、定期的な遊具点検を実施していきます。

取組の方向

継 続

令和2年度までで公園の再整備事業は完了し、令和3年度以降は維持管理を行ってきました。

年度当初に専門業者による点検を実施し、以降は道路作業員による毎月点検を実施し、要対応箇所について適宜修繕対応を行っています。

今後も、都市公園・河川公園の維持・管理（清掃・遊具点検）に係る人員や予算の確保を図り、引き続き点検及び維持管理に努めていきます。

(2) 安全教育及び防犯対策の推進

①交通安全教室の実施

担当課

総務課(危機管理係)

事業概要

交通安全の関係団体や、警察・学校・PTA・地域住民の協力のもとに、交通安全教育を推進します。

取組の方向

継 続

1・2年生対象に安全な歩行と横断を身に付けるための交通安全教室を実施し、自転車利用が始まる3年生には自転車講習を中心とした講習会を実施しています。

児童の安全を守るためにも交通安全教室は継続していきます。学校だけではなく、PTA・地域と協力し交通安全の意識向上を図っていきます。

②かもしかクラブ

担当課

総務課(危機管理係)

事業概要

保育園・認定こども園において、幼児とその家族に対する交通安全教室を行っていきます。

取組の方向

継 続

保育園・認定こども園各施設において、発達段階に応じた交通安全教室を実施し、基本的な交通マナーを習得するとともに、小学校入学を控えた年長児には、安全に道路を通行するための教室を実施しています。

幼児の安全を守るためにも交通安全教室は継続していきます。保育施設だけではなく、保護者や地域と協力し交通安全の意識向上を図っていきます。

③防犯対策の充実

担当課

健康福祉課(子育て支援係)
教育課(総務学事係)、(学校指導係)

事業概要

学校安全マニュアル及び保育園の安全管理マニュアルの確認と徹底を図ります。
行政区毎に組織された「見守り隊」の活動により、子どもの登下校時の安全確保に努めます。また地域学校安全指導員を配置し、不審者による犯罪被害防止の活動を行います。

取組の方向

継 続

令和5年4月に新小学校が開校し、見守り隊の活動内容を整理し、活動への協力を依頼しています。年2回程度の打ち合わせの会を開いていますが、地区により従事いただける人数に偏りがあります。

今後も児童生徒の安全確保に向け、人材の確保等に務め、継続して取り組んでいきます。

④ 防犯灯の整備

担当課

総務課(危機管理係)

事業概要

子どもをはじめ町民が安心・安全に暮らせるように、防犯灯の設置に努めます。

取組の方向

継 続

地域からの要望に応じて防犯灯の新設や、既存町管理防犯灯の維持管理を行うとともに、老朽化した灯具の LED 改修など設備の更新も実施しています。

(3) 被害を受けた子どもの保護対策

① 被害にあった子どもの保護体制の充実

担当課

健康福祉課(健康支援係)

事業概要

迅速に対応できるように、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民との連携を深め、潜在している事例がないか把握に努めます。

取組の方向

拡 大

保育園や学校など虐待が危惧される場合はすぐに連絡してもらうよう、会議の時に周知しています。

令和6年4月にこども家庭センターを設置しており、児童虐待のみでなく、ヤングケアラーについても相談支援を行っています。



基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

担当課	健康福祉課(子育て支援係)
-----	---------------

事業概要

子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、産後休暇及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施していきます。

取組の方向

継 続

現行計画期間中、保育の提供量は十分確保できており、産後休暇、育児休業後の利用申込はすべて受け入れることができています。

児童数は減少傾向にあることから、今後も十分な提供量を確保できる見込みです。

(2) 多様な働き方に対応した子育て支援の推進

①多様な就業形態、育児休業制度、ワーク・ライフ・バランス等の広報・啓発等

担当課	健康福祉課(子育て支援係)、産業課(産業創造係)、企画課(企画係)
-----	-----------------------------------

事業概要

すべての働き手が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるような環境づくりをめざすとともに、「働き方の見直し」を進めるように啓発等を行っていきます。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の解消を図るため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、また、情報提供等について関係団体等と連携を図っていきます。

取組の方向

継 続

国等から示された広報チラシ等を関係機関でそれぞれ労働者、事業主、地域住民等へ広報・啓発活動を行いました。

引き続き労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、また、情報提供等を行っていきます。

②仕事と子育ての両立の推進

担当課	健康福祉課(子育て支援係)、産業課(産業創造係)
-----	--------------------------

事業概要

支援体制の整備、関連法案制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。

取組の方向

継 続

国等関連団体から示された広報・啓発の情報を関係者等に広く周知していきます。

引き続き労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、また、情報提供等を行っていきます。

基本目標 6 要保護児童等への対応などきめ細やかな取組の推進

(1) 子ども虐待防止対策の充実

① ネットワークの機能強化

担当課

健康福祉課(健康支援係)
教育課(学校指導係)

事業概要

ノウハウや知識の集積を進め、予防、発見、通告等適切な対応につなげていくため、児童相談所を中心に、医療、保健、教育、警察等の協力体制の構築を図り、子ども虐待防止のネットワークの機能強化を図ります。

取組の方向

継 続

児童相談所、警察、医療等、学校外部の力を積極的に活用するなど、ネットワークづくりに努めています。また、遊佐町要保護児童対策地域協議会設置要綱により各関係機関と連携し情報交換を行い、ネットワークの強化を図っています。

② 児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応

担当課

健康福祉課(健康支援係)

事業概要

虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。

取組の方向

継 続

虐待通告があった場合は 48 時間以内に対応し、経過観察等行っていきます。また、健康推進員や民生児童委員への虐待予防に関する研修会を行っています。
これまでの取組を継続していきます。



(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

① 自立支援の推進

担当課

健康福祉課(子育て支援係)

事業概要

子どもの保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、ひとり親家庭への総合的な自立支援を推進します。

ひとり親家庭に対する支援の情報提供を行い、相談業務や申請手続きへの支援などを行っています。

取組の方向

継 続

引き続きひとり親への支援を継続していきます。

② 就業支援の推進

担当課

健康福祉課(子育て支援係)

事業概要

事業所に対する協力の要請等、必要な施策を検討していきます。

取組の方向

継 続

相談件数がそもそもない状況となっています。

山形県主体のひとり親支援関連団体協議会を通じハローワーク等にひとり親支援の配慮等を求めています、個別案件の支援要請がありません。

町が独自に各事業所への働きかけは難しいため、ハローワークを通じて配慮するよう要請する形で取り組んでいます。

(3) 障がい児施策の充実

① 障がい児支援体制の充実

担当課

健康福祉課(福祉係)、(健康支援係)、(子育て支援係)
教育課(学校指導係)

事業概要

保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるように、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付や障がいに応じた専門医療及び療育機関との連携を図り、支援体制の充実に努めます。

取組の方向

継 続

特別支援教育アドバイザー・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が、学校に定期的に訪問し、児童生徒や保護者、先生方に対して必要な情報の提供を行っています。また、他の専門機関への紹介等も行っています。

今後も、継続して支援体制を築いていきます。

② 教育支援体制の充実

担当課

教育課(学校指導係)
健康福祉課(福祉係)、(健康支援係)、(子育て支援係)

事業概要

小中学校の教員の資質向上策への支援・協力、保護者等への相談支援や小中学校における障がいのある児童生徒への教育的支援に努めます。

取組の方向

継 続

特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員研修会等の機会を通して、各校の特別支援教育の理解を深めています。また、特別支援教育アドバイザー・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者向けの相談事業も活発に行っています。

今後も、継続して支援体制を築いていきます。

V 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 教育と保育の量の見込み

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	教育		7人	6人	5人	5人	5人
2号	教育		0人	0人	0人	0人	0人
	保育		161人	145人	122人	118人	111人
3号	0歳	保育	34人	33人	32人	30人	29人
	1歳	保育	30人	40人	38人	37人	35人
	2歳	保育	46人	30人	39人	37人	36人

(2) 教育と保育の確保策

1) 教育利用に対する確保策

① 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量			7人	6人	5人	5人	5人
確保策			25人	25人	25人	25人	25人
特定教育・ 保育施設	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	25人	25人	25人	25人	25人
幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			0人	0人	0人	0人	0人

1号認定（3～5歳）の教育利用については、特定教育・保育施設だけでも見込量を上回る確保策（提供量）を確保できており、計画期間において提供量が不足することはないものと思われます。

② 2号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

2号認定（3～5歳）の教育利用については、計画期間における利用は見込まれておりません。

2) 保育利用に対する確保策

① 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量			161 人	145 人	122 人	118 人	111 人
確保策			218 人	166 人	165 人	165 人	164 人
特定教育・ 保育施設	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	203 人	153 人	153 人	153 人	153 人
		他市町村の 子どもの受入れ	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	他市町村施設での受入れ		12 人	10 人	9 人	9 人	8 人
	幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

2号認定（3～5歳）の保育利用については、特定教育・保育施設だけでも見込量を上回る確保策（提供量）を確保できており、計画期間において提供量が不足することはないものと思われます。

② 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量			34 人	33 人	32 人	30 人	29 人
確保策			34 人	33 人	32 人	30 人	29 人
特定教育・ 保育施設	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	23 人	22 人	21 人	19 人	18 人
		他市町村の 子どもの受入れ	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	他市町村施設での受入れ		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
上記以外	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
		他市町村の 子どもの受入れ	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	他市町村施設での受入れ		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3号認定（0歳）の保育利用については、特定教育・保育施設だけでは見込量に対して確保策（提供量）がやや不足していますが、他市町村での受け入れや幼稚園での預かり保育等を含めると、見込量を上回る確保策（提供量）を確保できており、計画期間において提供量が不足することはないものと思われます。

③ 3号認定（1歳）・保育利用に対する確保策

			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量			30 人	40 人	38 人	37 人	35 人
確保策			53 人	42 人	43 人	42 人	42 人
特定教育・ 保育施設	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	44 人	32 人	32 人	32 人	32 人
		他市町村の 子どもの受入れ	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	他市町村施設での受入れ		2 人	3 人	3 人	3 人	3 人
上記以外	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
		他市町村の 子どもの受入れ	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	他市町村施設での受入れ		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3号認定（1歳）の保育利用については、特定教育・保育施設だけでも見込量を上回る確保策（提供量）を確保できており、計画期間において提供量が不足することはないものと思われます。

④ 3号認定（2歳）・保育利用に対する確保策

			2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量			46 人	30 人	39 人	37 人	36 人
確保策			55 人	41 人	42 人	42 人	42 人
特定教育・ 保育施設	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	43 人	31 人	31 人	31 人	31 人
		他市町村の 子どもの受入れ	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	他市町村施設での受入れ		4 人	2 人	3 人	3 人	3 人
上記以外	自市町村施設	自市町村の 子どもの受入れ	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
		他市町村の 子どもの受入れ	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	他市町村施設での受入れ		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園及び預かり保育、一時預かり事業、 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

3号認定（2歳）の保育利用については、特定教育・保育施設だけでも見込量と同程度の確保策（提供量）を確保できており、他市町村での受け入れや幼稚園での預かり保育等を含めると、計画期間において提供量が不足することはないものと思われます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

①利用者支援事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保策	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②地域子育て支援拠点事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	6,924人日	6,328人日	6,804人日	6,504人日	6,264人日
確保策	利用量	11,016人日	11,016人日	11,016人日	11,016人日	11,016人日
	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※利用量については年間の量に換算し表示

③妊婦健康診査

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	294人回	264人回	235人回	235人回	235人回
確保策	利用量	336人回	302人回	268人回	268人回	268人回

④乳児家庭全戸訪問事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	訪問人数	30人	27人	24人	24人	24人
確保策	訪問人数	30人	27人	24人	24人	24人

⑤養育支援訪問事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	訪問人数	25人	23人	21人	21人	21人
確保策	訪問人数	25人	25人	25人	25人	25人

⑥子育て短期支援事業

(ショートステイ)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	10人日	9人日	9人日	8人日	8人日
確保策	利用量	10人日	9人日	9人日	8人日	8人日
	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(トワイライトステイ)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保策	利用量	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

トワイライトステイについては計画期間における利用は見込まれていませんが、事業所を1か所確保します。

⑦一時預かり事業

(1号による利用)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	276人日	237人日	198人日	198人日	198人日
確保策	利用量	600人日	600人日	600人日	600人日	600人日

(2号による利用)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	95人日	80人日	75人日	73人日	70人日
確保策	利用量	1,200人日	900人日	900人日	900人日	900人日

⑧時間外保育事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	110人日	101人日	94人日	91人日	87人日
確保策	利用量	110人日	110人日	110人日	110人日	110人日

⑨病児に対する保育事業

(病児・病後児対応)

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	利用量	18 人日	16 人日	15 人日	14 人日	14 人日
	事業所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
確保策	利用量	18 人日	16 人日	15 人日	14 人日	14 人日
	事業所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

⑩放課後児童対策事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	計	155 人	153 人	142 人	127 人	120 人
	小学 1 年生	33 人	30 人	27 人	22 人	24 人
	小学 2 年生	38 人	34 人	25 人	27 人	21 人
	小学 3 年生	29 人	38 人	34 人	31 人	27 人
	小学 4 年生	19 人	17 人	19 人	15 人	14 人
	小学 5 年生	19 人	19 人	19 人	18 人	16 人
	小学 6 年生	17 人	15 人	18 人	14 人	18 人
確保策	計	155 人	153 人	142 人	127 人	120 人
	小学 1 年生	33 人	30 人	27 人	22 人	24 人
	小学 2 年生	38 人	34 人	25 人	27 人	21 人
	小学 3 年生	29 人	38 人	34 人	31 人	27 人
	小学 4 年生	19 人	17 人	19 人	15 人	14 人
	小学 5 年生	19 人	19 人	19 人	18 人	16 人
	小学 6 年生	17 人	15 人	18 人	14 人	18 人

⑪妊婦等包括相談支援事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
見込量	回数	90回	81回	72回	72回	72回
確保策	回数 計	90回	81回	72回	72回	72回
	子ども 家庭センター	90回	81回	72回	72回	72回
	その他	0回	0回	0回	0回	0回

⑫乳児等通園支援事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
見込量	利用量	0人	36人	36人	36人	36人
確保策	利用量	0人	84人	84人	84人	84人

※利用量については年間の量に換算し表示

⑬産後ケア事業

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
見込量	利用量 計	18人日	18人日	18人日	18人日	18人日
	短期入所（ショートステイ）型	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
	通所（デイサービス）型	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	居宅訪問（アウトリーチ）型	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保策	利用量 計	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
	短期入所（ショートステイ）型	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
	通所（デイサービス）型	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	居宅訪問（アウトリーチ）型	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及

本町では、平成 27 年度から町内私立幼稚園が認定こども園に移行し、保護者の子どもの教育・保育に対する選択の幅が広がりました。

認定こども園は、0 歳から小学校就学前までの子どもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設であり、保護者の就労の変化によらず子どもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点であることから、就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培うための教育・保育を実施しています。

(2) 就学前児童の教育・保育の質の向上

就学前児童を対象とした教育・保育施設として、保育園、認定こども園があります。

これまでも認定こども園及び保育所と小学校との連携では、接続期の教育の充実と円滑に接続させることを目的として毎年研修・意見交換を実施しており、今後も継続して実施します。

(3) 放課後児童対策

これまで国では「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進してきました。本町においても新校開校準備委員会における児童の居場所の確保についての協議を踏まえ、放課後児童対策を進めてきました。

国の「新・放課後子ども総合プラン」は計画期間を終了しましたが、本町においては今後も教育と保育の垣根を越えて一体的な放課後の児童の居場所づくり、そのための基盤整備といった総合的な放課後児童対策を進めていきます。



VI 計画の推進体制

1. 進捗評価の体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の実現に向けて、子ども・子育て会議を設置し、計画の進捗状況の把握、点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には計画の見直しの必要性を検討していきます。

(2) 庁内体制の整備

子ども・子育て支援事業計画の実施にあたっては、これまでと同様に、全庁的な体制の下に、実施状況を一括して把握、点検しつつ、その後の対策を実施していきます。

なお、計画の推進にあたっては、国、県、事業主とも密接に連携・協力しながら取り組んでいきます。

2. 計画推進に向けた連携体制の構築

(1) 町民との協働体制の構築

子ども・子育て支援の取組は、町民や関係団体等の参画が不可欠です。

遊佐町子ども・子育て会議の設置により、計画の進捗状況に関する情報を共有し、施策・事業の評価・円滑な実施に向けて、意見の交換や連絡調整を行うなど、町民と町との協働体制を築きます。

(2) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

遊佐町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(3) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を通して、本計画について広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

3. 計画の進行管理の仕組み

(1) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容や実施状況について、広報紙等を活用しながら、町民に分かりやすく周知するとともに、町民の意見等を聴取しやすいように町民に身近な会議・団体へ計画の説明をし、意見を聞きながら、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

(2) 計画の進行管理

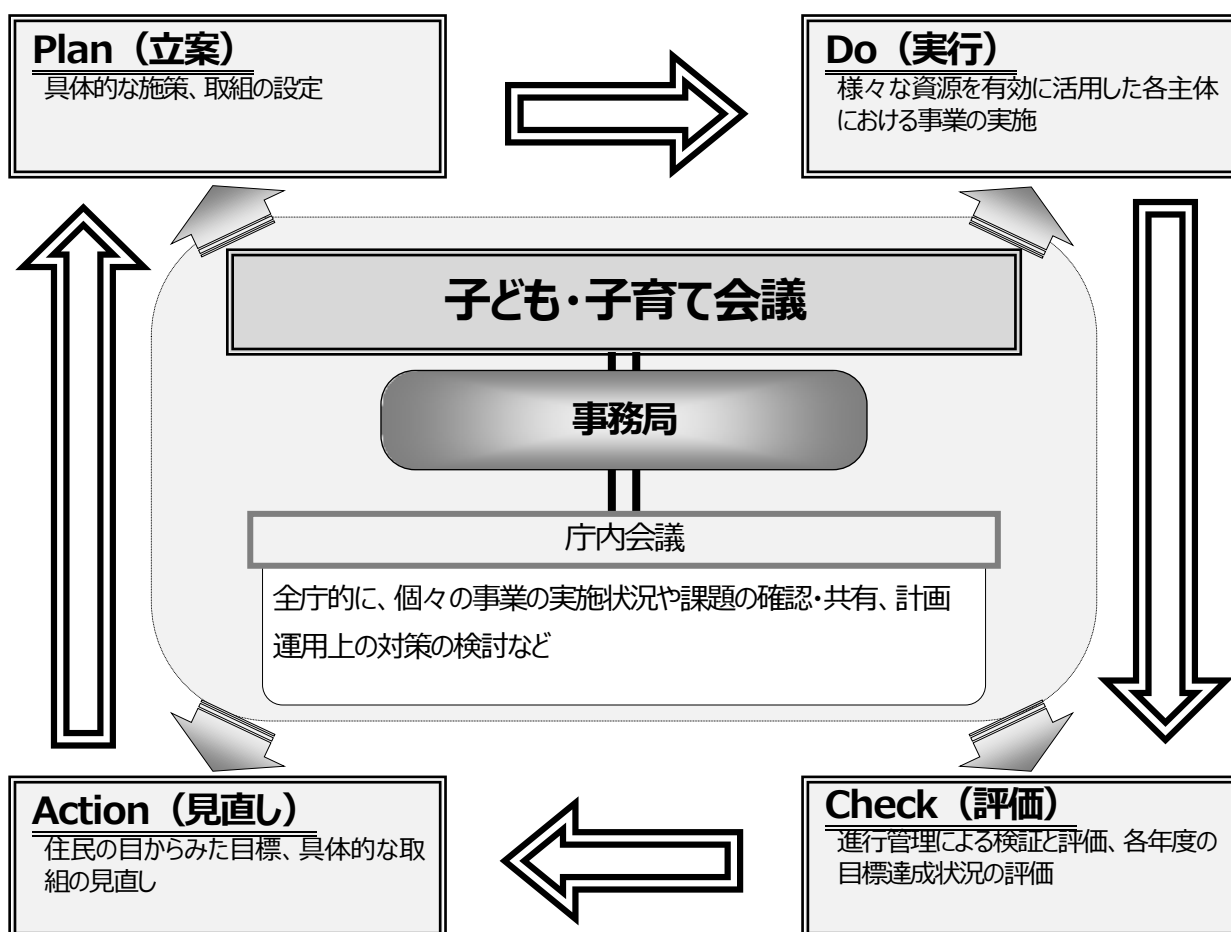
計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実行していくには計画の進捗状況の定期的な見直しが必要です。本計画に掲げた目標値に基づき、進捗状況を点検するとともに、遊佐町子ども・子育て会議に報告し、計画の着実な推進をめざします。

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、全庁的に子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施にともなう諸課題などの整理を行い、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



1. 遊佐町子ども・子育て会議 設置条例

○遊佐町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月25日

条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、遊佐町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（令5条例13・一部改正）

(組織)

第2条 会議は、委員16人以内をもつて組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関わる福祉、教育分野等の関係者で構成し、町長が任命する。

(所掌)

第3条 会議は、次の各号に規定する事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (5) その他町長が特に必要と認めた事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援事務所管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月16日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 遊佐町子ども・子育て会議 委員名簿

○委員

No.	所 属	氏 名	備 考
1	遊佐町 副町長	池 田 与四也	
2	遊佐町まちづくり協議会連合会	佐 藤 憲 三	遊佐まちづくり協会推薦
3	遊佐町社会福祉協議会	村 上 亜 也	総務係長
4	遊佐町校長会	梶 原 勝	遊佐小学校 校長
5	遊佐町民生児童委員	岡 野 清	主任児童委員
6	遊佐町PTA連絡協議会	松 本 猛	遊佐小学校 PTA 会長
7	遊佐町PTA連絡協議会	池 田 正 基	遊佐小学校育成委員会 （旧母親委員会）
8	認定こども園保護者	佐 藤 満 裕	認定こども園 杉の子幼稚園 PTA会長
9	町立保育園保護者	小 野 寺 聡	遊佐保育園保護者会会長
10	放課後子ども教室	高 橋 美 紀	吹浦こども教室 コーディネーター代表
11	放課後児童クラブ	池 田 美 佳	あそぶ塾 放課後児童支援員
12	認定こども園	遠 田 裕 子	杉の子幼稚園 園長
13	教育委員会	荒 木 茂	教育課長
14	町立保育園	荒 井 智 美	遊佐保育園 園長
15	健康福祉課 健康支援係	佐 藤 昭 子	保健師長

○事務局

No.	所 属	氏 名	備 考
1	健康福祉課長	渡 部 智 恵	
2	健康福祉課 子育て支援係長	高 橋 和 則	
3	健康福祉課 子育て支援係 主査	秋 野 傳 二	
4	健康福祉課 子育て支援係 主事	土 田 仁 美	
5	健康福祉課 子育て支援係 主事	安 食 芽 依	
6	教育課 社会教育係 主任	境 直 子	



第3期
遊佐町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集	遊佐町健康福祉課 子育て支援係 〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐舞鶴202 電話0234-72-5897
----	---